

## ま え が き

このたび、当センターの研究部職員が中心となつて行う部研究のテーマを「自治体のグローバルネットワーク」とした。これは昭和63年の「地球化時代の自治体」のパートIIにあたるもので、パートIでは、急激な国際化の中で当時大きな問題として浮上してきた“外国人問題”をその切り口とし、外国人労働者に関する様々な問題、あるいはアジアからの留学生問題について調査研究を行った。

そして今回「地球化時代の自治体」テーマを設定したのは、次の問題意識によるものである。すなわち、EC統合、国民国家の衰退、あるいはあらゆる分野でのボーダレス化の一層の進展などにより国家の壁は低くなり、自治体が国際政策における新たなアクターとして期待されるような時代となった今、国境を超えた自治体間の関係も友好親善交流からの変革が強く求められている。また一方、現在、環境、平和、人権といった地球的規模での課題も増加しこれら課題の解決に関する自治体の役割もますます増大してきている。

こうした状況の中で、「交流から協力へ」を標榜する自治体の国際協力は今後どうあるべきか、自治体間協力の将来の方向性についてヨーロッパにおける先進事例等を参考としながら探ってみた。

様々な事情により海外事例の収集など決して充分とは言えないが、今後こうしたテーマで調査研究を行う人たちの一助となれば幸いである。

研究活動を行うにあたり快くご協力くださった方々に対し厚くお礼を申し上げます。

平成5年3月

神奈川県自治総合研究センター所長

後 藤 仁

## (目次)

### 第 I 部 国際政策の新展開

	ページ
○ はじめに	
第 1 章 国際情勢の変化と国際貢献	1
1 東西冷戦構造の終結	3
2 地域紛争の発生と国民国家の衰退	6
3 地球的課題の発生と解決	8
第 2 章 神奈川県国際政策	10
1 「民際外交」の始まり	10
2 「民際外交」の理論化	11
3 事業展開	11
4 「民際外交」の新展開	14
第 3 章 交流から政策協力へ	16
1 自治体外交の新しい波	16
2 NGOとの連携	18
3 交流から政策協力へ	20

### 第 I I 部 国境を超えた政策協力と今後の方向性

第 1 章 個別政策課題による政策協力—マルチラテラルな 24 関係による政策協力の例—	
1 歴史的都市が果たすべき文化的役割—世界歴史都 市会議—	25
2 火山災害の軽減を目指して—国際火山フォーラム—	27
3 人と湖の共存の道を探る—世界湖沼環境会議—	29
4 斜面を活かしたまちづくり—国際斜面都市会議—	32
5 世界の港湾間の良好な関係と協力を目指して—国 際港湾協会—	34

第2章	複数の政策課題による政策協力	37
1	自治権の確立とネットワークによる政策協力ー国際自治体連合ー	38
2	アジア太平洋に地域における政策協力ーアジア太平洋都市間技術協力ネットワーク	43
3	先進4地域における政策協力ーヨーロッパにおける4つのエンジンー	46
第3章	地球的規模の政策課題による政策協力	51
1	核のない平和な社会の実現を目指してー国際非核自治体会議ー	51
2	地球環境問題の解決を足元からー国際環境自治体連合ー	55
第4章	シンクタンクと行政による政策協力ーレギオ協会バーゼルー	60
第5章	国境を超えた政策協力の今後の方向性	65

## 第I I I部 都道府県における海外情報能力の実態

第1章	都道府県における海外情報収集能力の実態	71
1	都道府県における海外事務所の設置状況および業務内容	71
2	都道府県における海外への職員派遣状況	72
3	神奈川県における海外事務所設置状況及び海外駐在の状況	73
4	都道府県における海外事務所等に関する問題点	74
5	都道府県における海外情報収集の今後の方向性	76
6	岐阜県における海外駐在（海外事務所）の特色	77
第2章	神奈川県における海外情報収集状況ーヒアリング調査の結果ー	79

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | “海外情報の収集及びネットワークに関するヒアリング調査”の実施         | 79 |
| 2 | 神奈川県における海外情報収集状況及びネットワークの状況ーヒアリング調査の結果ー | 79 |
| 3 | 神奈川県における海外情報収集及びネットワークに関する問題点と今後の方向性    | 83 |

—政策 情報 人で神奈川と世界を結ぶ—

提 言
-----

86

○ 資 料

96

# 第I部 国際政策の新展開

## はじめに

1980年代の終わりから90年代始めにかけて、世界は激動の中にあった。東欧の民主化、東西ドイツの統一、湾岸戦争、ソ連邦の解体など歴史的に重要な事件が次々と起こり第二次世界大戦後、アメリカとソ連によって形づくられてきた世界秩序はすっかりその様相を変えてしまった。

また、ヨーロッパでは1993年にECの市場統合が行われアメリカと日本に並ぶ巨大な経済圏が成立した。ECは将来的には政治統合を目指しており、ヨーロッパの再生をかけた壮大な実験が始まろうとしている。

第2次世界大戦後の世界は、資本主義国と社会主義国とが互いの勢力の拡張にしのぎを削る東西対立の時代であった。二つの陣営を代表するアメリカとソ連は互いの覇権を競いながらもその均衡により平和が保たれていた

社会主義体制の崩壊により冷戦構造が終結し世界に平和がもたらされ「平和の配当」に期待が高まる中で、起きてきたのは地域的な紛争である。その象徴的な例がイラクが行ったクウェートへの侵攻、湾岸戦争である。この他、旧ソ連、ユーゴスラビア、インド、カンボジアなど各地で紛争が多発している。これは、今までイデオロギーによりおさえつけられてきた民族主義やナショナリズムが高まりによるものであり、また宗教的な対立や経済格差から発生してきた対立もある。

この様な冷戦後の世界の混乱に対しそれを解決できる強力なリーダーシップをとれる国は存在しない。現在、政治的、軍事的に卓越した力を有する国はアメリカであるが、アメリカ一国だけで世界平和を実現するだけの力はない。今日の世界は有力な国が多角的に存在しそれらの国が協同して平和を管理する時代であると言えよう。

また、冷戦後の世界においては安全保障概念の「緑化」(グリーンング)あるいは「生活化」という表現が見受けられるようになった。これは冷戦が終わり戦争の危機が後退する反面、環境問題に代表される人々の日常の安全に直結する問題が顕在化してきたことを意味している。例えば、人口問題、資源・エネルギー問題、南北問題、麻薬やエイズなど人類共通でしかも日常生活を脅かす問題群が人類の将来に暗い影を投げかけている。

このような世界情勢の急激な変化は日本の対外的な関係を大きく変えてしまった。湾岸戦争以来、言われ続けているのは日本の「国際貢献」であり世界平和のために財政的あるいは人的にどのように貢献できるかということである。言い換えれば一国平和主義からの決別と世界の有力な構成員として応分の負担が求められているのである

特に人類共通の課題や社会主義諸国の市場経済化には多額の資金を必要とするが先進諸国で経常収支が黒字なのは日本だけであり、日本の資金援助への期待は大きい。世界の平和が日本の繁栄の前提となっている以上、「平和のためのコスト」は日本に重くのしかかってきている。

一方、世界各地の地域紛争や国家の解体、ECの統合で共通するのは、今まで強固

な役割を担ってきた国家主権の希薄化であり、地域主義の復権と地球市民意識の芽生えである。ECの統合自体、国境を取り払い、伝統・歴史・民族的絆を核とする地域主義の誕生を意味し、地球市民意識は国際連合への期待となって現れている。

主権国家が相対化することは自治体政府が地球社会と直結し、地球社会の一員としてその比重が増していくことを意味する。世界共通課題の発生は自治体政府が持つノウハウを通して国際的な貢献を可能にする。その為には地球規模での政策調整が必要とされる。松下圭一氏（法政大学教授）は「姉妹都市」を超えた国際政策として、① 政策情報の交流・開発 ② 政策技術の交流・開発 ③ 平和都市・非武装地域をめぐる連携を挙げている。

主権国家が相対化が生んだ二つめの点は外交のアクターの多様化である。すなわち中央政府に加えて自治体政府、NGOや企業といったアクターがそれぞれのレベルで独自の国際交流を行っている。これらは地球的課題の解決に対しても積極的な役割を果たしていくであろう。

今まで見てきたように世界の枠組みは大きく変わり新たな課題も数多く登場してきている。この中で従来の枠をこえた自治体外交の可能性を模索しようとしたのが今回の研究である。「姉妹都市交流」から始まった自治体の国際政策はその時代背景を反映した施策を展開し成果をあげてきた。そして今ここ数年の世界の変化を踏まえた新たな国際政策を追求し始めている。それは、自治体が自らの「知恵」を競い合い国際的な政策開発を目指す動きである。

本研究では、「自治体のグローバル・ネットワーク」というテーマで自治体と世界の間を「政策」を中心に据えた時どのような交流のネットワークが構築出来るのか調査研究を行った。従来の儀礼的交流を超え、海外と人権・福祉・医療・文化・平和・環境などの点で水平的関係を構築することによって、日本と海外をふくむ市民生活のミニマム水準の達成、いわば「グローバル・ミニマム」を創造していく活動としてこれからの自治体の国際政策の在り方を考えてみた。また、交流による政策の開発も念頭に置いた。そしてその成果により地域が国際性を持ち住民が地球市民意識を高めることができることが究極の目標である。

今後も自治体の国際政策は大きな政策領域として施策の実行が予想されるが、しっかりと交流の哲学をもつことが実効ある交流を可能とし住民からも受け入れられるであろう。今回の研究ではグローバル・ネットワークの具体的事例を紹介しつつポスト冷戦時代における自治体の国際政策を提起している。

# 第1部 国際政策の新展開

## 第1章 国際情勢の変化と国際貢献

### 1 東西冷戦構造の終結

1990年以降の国際情勢の激しい変化により、世界の風景は一変してしまった。マルタ会談から始まった東西冷戦構造の緩和は、東西ドイツの統一をもたらした中欧に強大な国を誕生させた。社会主義国ソ連邦の崩壊はアジアからユーラシア大陸にまたがる世界帝国を歴史の中に葬りさった。

また、ヨーロッパでは1993年にECの市場統合が行われたことにより、アメリカと日本に並ぶ巨大な経済圏が成立しこれからの世界経済に大きな影響を与えると予想されている。このような世界史的な変革期の中で新しい世界秩序の構築のための模索が始まっているが、世界各地で起きている地域紛争に見られるように現在は過渡的な状態にあり、いわゆる「平和の配当」はまだもたらされていない。

戦後、アメリカの傘の下で平和と繁栄を享受してきた日本であるが、世界情勢の急激な変化の中で日本の対外関係のあり方が厳しく問われ始めており、従来のような一國平和主義的な姿勢では国際的に理解が得られなくなってきている。

今、世界には米ソのような超大国は存在せず多様な国家が協調と連帯により世界秩序を維持していかなければならない状況にある。世界第2位の経済大国である日本に対し応分の責任と分担を求める国際世論も高まっている。

「平和」を始めとし「環境」や「エイズ」「人権」など世界的な問題に対する貢献が求められている。そしてそれはODAといった金だけでなく、平和の維持や災害救助のような人的な貢献をも視野に入れたものである。

一方、ヒト、モノ、カネ及びジョウホウのボーダレス化はますます進展し地域社会を変えつつある。情報通信の発達により海外の出来事がリアルタイムで自宅のテレビから伝わりそれが日々の生活に影響を与える。年間1,000万人を超える人が海外に出かける反面、街で外国人労働者を見かけることは珍しいことではない。国際化が日常生活レベルまで広がりを見せている。

このような中で市民の間に地球市民としての自覚が芽生え始めている。第三世界への援助や外国人労働者問題を扱う市民活動の展開が見られる。

国あるいは市民社会の国際化と平行して自治体政府としても国際政策は大きな政策領域となっており、都道府県レベルではこぞってその施策の推進に努めているところである。その目的は、経済的なメリットを求めたもの、あるいは単なる友好などいろいろであるが国際的な相互依存が進む中で自治体政府としても地域住民の行政ニーズが国際政策に対する求心力を強めているからであろう。

本県においては、1970年代中頃から「民際外交」を掲げ全国的にもまだ国際政策が政策領域として未成熟の段階から取り組んできており数々の実績を積み重ねているところである。

しかし、今、国際社会の枠組みが急速に変わっていく中で自治体政府が取り組むべき国際政策も当然変質を遂げなければならないと考えられる。すなわち、「友好」や「協力」を超えた自治体政府による世界への貢献が課題として浮上してきたと思われる。

本研究のテーマである「自治体のグローバル・ネットワーク」もこうした状況の下における自治体政府の国際政策について将来像を展望したものである。

世界的に国家主権が希薄化する中で相対的に浮上してきた地域を主体とした国際関係の構築の可能性はあるのだろうか。これを実現するための具体的な手法は何が考えられるのだろうか。このような観点から本研究では従来の友好交流や対外協力とは別の国際政策の可能性についてさぐってゆく。

そこで、まずテーマを考える上で前提となるここ数年の国際情勢の変化について、大きなトピックを見てゆくことにする。

#### (1) マルタ会談の意義

第二次世界大戦後の世界は、アメリカとソ連がお互いの覇権を競い合う対立の時代が続いていた。両大国はそれぞれがイデオロギーを前面に出しながら、巨大な軍事力を背景に勢力の拡大に努め、ベルリンの壁に象徴される「冷たい戦争」という状況をつくりあげてきた。

しかし、この関係に歴史的な変化が生じたのは1989年12月の地中海マルタ島におけるブッシュ大統領とゴルバチョフ書記長の会談であった。この会談で両首脳は冷戦が終わりに近づいていることを確認しあい、ここに米ソ関係は対立から協調の時代へと入っていったのである。

この歴史的変化の背景には、ソ連国内の経済的停滞による市場経済化を求める声に対しゴルバチョフ書記長はペレストロイカ政策により民主化をすすめ、巨額な軍事費を削減をする必要があったこと。また、アメリカにおいても、貿易赤字と財政赤字の双子の赤字に苦しんでおり、その解消が重い課題となっていたからである。

米ソの国内事情が両国の関係を改善に導き戦後40年つづいたヤルタ体制が終わりを告げ世界はポスト冷戦時代を迎えたのである。第2次世界大戦後の国際関係を築きあげてきた両大国による勢力均衡の構図は終わりを告げた。

その後両首脳は1990年の5月、9月と顔を合わせドイツ統一問題やイラクのクウェート侵攻を主要テーマに話し合いがもたれた。米ソが共通の敵に対する対応を協議するなど一昔前には考えられなかったことであり、改めて冷戦の終結が世界に印象づけられた。



## (2) 東西ドイツの統一

この、「対立から協調へ」の動きを受けて1989年末に東西対立の象徴とも言えるベルリンの壁が崩壊し1990年の7月には東西ドイツの通貨統合が実現した。そして、同年10月、戦後45年にわたり東西に分断されていたドイツが統一された。

中欧に人口8,000万人を擁し、ヨーロッパの工業製品の4割を生産する大工業国が成立したわけである。実際には「二国家の統合」ではなく「西ドイツの拡大」であると言われているドイツの統一であるが旧東ドイツの経済的な疲弊は予想以上にひどく統一による経済的なメリットはまだまだ先になると言われている。

## (3) ヨーロッパの安全保障

一方、東西雪解けからヨーロッパにおいては戦後40数年の東西対立に正式の終わりを告げる文書に署名がなされた。すなわち、1990年パリで開かれた全欧安保協力会議(CSCE)で採択された「パリ憲章」である。

全欧安保協力会議は、ヨーロッパの安全保障を検討するために1973年にヘルシンキで第1回が開催された。第1回会議にはアルバニアを除く全ヨーロッパ諸国とアメリカ、カナダの35か国の首脳が参加しヨーロッパの緊張緩和と相互安全保障について討議を行い、通称ヘルシンキ宣言(ヨーロッパの安全保障、経済・科学技術分野の協力・人権問題)に合意した。

「パリ憲章」においては「ヨーロッパの対立と分断の終焉」と「ヨーロッパにおける民主主義と平和と統一の新時代の到来」が示され、この中には民主主義や人権について西側の価値観が盛り込まれている。

東西両陣営の対立の舞台であった欧州に平和を保証する枠組みが出来上がったのである。なお、日本は、1992年の首脳会議で「特別ゲスト」としての参加資格を得ている。

## (4) ソ連邦の解体

旧ソ連には、100以上の民族が存在し、人口100万人を超える民族だけでも22にのぼると言われていた。それが15の共和国を構成してきたわけであるが、1917年のロシア革命以降、この種々雑多な民族を治めてきたのは共産党によるマルクス・レーニン主義の強烈なイデオロギーであった。

しかし、1985年、ゴルバチョフが書記長に登場し、ペレストロイカ、グラスノスチといった民主的改革を始めると共和国に間に民主化と民族自決をもとめる動きが強まった。その象徴的な例が1991年6月のリトアニア、ラトビア、エストニアいわゆるバルト3国の独立である。その前後から各共和国は主権を主張をはじめており、事実上、ソ連邦は国家連合の様相を呈していた。そして各共和国が次々に独立宣言をする中で1992年12月、ソ連は解体し、独立国家共同体(CIS)という巨大な国家の連合体が誕生した。

## 2 地域紛争の発生と国民国家の衰退

### (1) 湾岸戦争の勃発

米ソの冷戦が終わり世界に平和が訪づれると思われていた矢先、1990年8月、イラク軍が突如、クウェートに侵攻した。この武力によって他国の主権を侵害するといった国際秩序を無視するイラクの行動に対し国連はイラクへの武力行使の決議を行い米ソを中心に結成された多国籍軍との間に戦争が起こった。

戦争は極めて短時間のうちに多国籍軍の勝利に終わったが、この事件は冷戦の終結により「力に均衡」が破れると今まで潜在化していた矛盾や不満が顕在化し地域的な紛争が起こりえることを教訓として残した。そして平和について、国連を中心に各国が協調して維持する必要があることが改めて確認された。

湾岸戦争への日本の対応であるが戦費の負担だけでなく人的貢献、すなわち国連の平和維活動への参加が憲法の規程ともからんで議論の的になった。

### (2) 地域紛争の多発

湾岸戦争が象徴的な例であるが、米ソの力の均衡が崩れると今まで押さえつけられてきた民族や宗教の対立が一举に表面化し世界各地で紛争が頻発している。

特に、旧ソ連や東欧では民族を支配していた共産主義の呪縛から解き放たれた結果民族意識の高揚と経済的な危機が結びつき不安定な状況にある。

現在、民族や宗教の対立が内乱や戦争を引き起こしている国としては、ユーゴスラビア、インド、カンボジア、ソマリアなど世界各地に点在している。また南米では経済的不振が紛争を生んでいる。戦争は難民を発生させ、難民の流入による民族的な対立が社会的不安を引き起こす。

これらの原因は様々であるが米ソが覇権主義を放棄したことによる権力の真空状態が紛争を引き起こしている点大きい。

冷戦後の「平和の配当」を期待していた世界に、「平和の維持のためのコスト」がいかに大変であるかが現実問題として重くのしかかってきた。

### (3) 国連機能の強化と支援

最近、「国連のルネッサンス」という声が聞かれる。湾岸戦争において国連が大きくクローズアップされ、その実力以上に期待が高まっているからである。

現在の世界は各国が共同で平和を管理する時代であると言えるがその時中心となるのは世界の180か国が参加している国際連合である。東西冷戦の時代には国連の集団安全保障制度はソ連を中心とする拒否権によって機能しないことが多かった。しかしソ連が消滅した今、世界平和を実現するためには国連を中心とする各国の協調が重要であるし、国連自身の機能強化も図っていかなければならない。

日本は、1956年12月に80番目の加盟国として国連に加入した。以来、外交方針とし

て「国連中心主義」を定め、分担金においてもこのところアメリカに次いで12.4%を占めている。「今や、日本は国連活動を財政面から支える、国連にとっては不可欠の加盟国となった。」(平成3年外交青書)

また、このところ日本人職員の活躍も見られるようになった。

しかし、国連は第2次世界対戦の戦勝国を中心に作られた組織であり、日本は最高意思決定機関である安全保障理事会の常任理事国から除外されている。

常任理事国は、国連憲章に定めのある「拒否権」を始め、広範囲に多くの特権を持っている。例えば、常任理事国はあらゆる機関や委員会に自動的な名を連ねる他、事務総長を始めとする事務局の上層幹部ポストの任命にも常任理事国の同意が不可決である。従ってそれらのポストや機会を通じて自国の主張を国連の行う種々の政策に反映することができる。

日本が世界平和について積極的に発言していくために、今後は安全保障理事会の常任理事国入りをめざすべきである。

また国連への期待が大きくなるにつれ国連活動に対する国民の理解と協力が必要になってくる。国連は主権国家を加盟国としているためか自治体や市民にとっては遠い存在のように思われるが、国連憲章には「連合国の人民が創立を決定した」と書かれており元来は市民が主役のはずである。

国家主権の希薄化の中で国家の意見だけでなく、自治体政府やNGOの意見を聞く場が国連内に作られるべきである。そのためには市民がもっと国連の活動に関心を持つことが必要である。

今まで、国連と自治体政府と関係は希薄であったが、国家主権の相対化が見られる現在の世界において、自治体政府としても国連活動への積極的参加を何らかの形で実現し世界平和に貢献したいものである。

たとえばプロジェクトに資金を提供するとか共催で会議を開くとか、また国連活動に人を派遣するとか国連への支援を自治体政府は進めるべきである。

### 3 地球的課題の発生と解決

#### (1) 地球的課題の発生

東西冷戦の終焉により世界に平和が訪れ、「平和の配当」による地球市民の生活の安定・向上が実現するかに思えたが、一方で人類の将来に暗い影を投げ掛けるいくつかの問題がうかびあがってきた。今まで、軍事に国力を注ぐ余り、ともすれば関心が向けられることが少なかった問題、即ち環境問題、南北問題、エイズや麻薬などの問題が「人類共通の課題」として浮かびあがってきた。これらの問題の解決には、人間の将来がかかっており国の枠組みを超えて協力していかなければならない。では、現在浮上している主要な問題のいくつかを見ていく。

#### ① 南北問題

大多数の南の開発途上国と北の先進国との経済格差の問題は以前から指摘されていたが、ともすれば東西問題の影に隠れていたところもあった。しかし、東西問題が解消した今、南北問題はかつての東側諸国を含む問題に拡大された。

南北間の格差の原因はいくつかあるが、その一つに人口問題がある。地球の人口は21世紀の半ばまでに、現在の2倍の100億人になると予想されているが、先進国の10億人に対し発展途上国は90億人に増加する。これにより南と北の経済格差は拡大し事態が一層深刻となり環境破壊が進む。

また、貧困による紛争の発生は難民を生み、難民の移動が世界の安定に脅威を与える。先進国は南の国に対する経済協力や技術移転を進め南の国の経済的自立を促そうとしているがその実現は容易ではない。

#### ② 地球環境問題

温暖化、オゾン層の破壊、生物種の減少などの地球環境問題は、われわれ一人ひとりのライフスタイルの問題であると同時に地球的規模で国を超え民族を超えて解決していかなければならない難しい問題である。

この問題についても南の国と北の国では大きな主張の隔りがある。先進国では省資源型のエネルギー政策がすすめられているのに対し発展途上国では経済成長優先であり環境へ配慮はまだまだ乏しいのが実情である。しかし、人類共通の財産である地球環境をどの様にして保全していくかは経済成長とのトレードオフの中で国際的な政策協調が求められる分野である。

#### ③ 麻薬・エイズ問題

麻薬の浸透やエイズの蔓延は社会を蝕む病理減少であり、各国が共同して対策を立てる必要がある。特に麻薬は経済的な貧窮が一部の国において麻薬に依存する経済構造を造り仕出しており、経済構造改革のための経済協力に取り組む必要がある。

## (2) 日本の貢献

最近、安全保障概念の「緑化」あるいは「生活化」ということがよく言われているが、軍事的な脅威がなくなった後にやってきたのは環境問題に象徴される人々の日常生活レベルの安全を脅かす問題の登場である。

そして、この様な時代こそ日本が積極的に平和に対して貢献できる機会であると考えられる。

日本は膨大な貿易黒字を抱える世界でも有数の経済大国である。そして日本の繁栄と安定を支えるのは、世界の安定による自由貿易体制であり今まではアメリカの力でこれが実現されていた。しかし、現在の世界は多元的な国家が多数、存在する状況であり、しいて挙げればスーパーパワーはアメリカ1国であるがアメリカにしても自国だけで世界の秩序を維持できるだけの力はないことは湾岸戦争が証明している。従って、これからの世界は多元的な国がお互いの力を補完しながら「平和の構築」に向けて協力することが求められる。

今、世界的な課題としては(1)に述べたようなものが考えられいずれも巨額の資金が必要とされる。そのほか、ソ連・東欧の市場経済化に対する支援などがあるが、世界的な不況の中で資金を提供できるだけの余力のある国は少ない。従って先進国で唯一貿易黒字国である日本に対する期待も大きいわけである。

現在、日本のODAは絶対額では世界一であるが国民一人当たりを欧米諸国と較べるとまだまだ少ない。ODAについてはこれからも増額を図っていくべきである。

また、理念のなさや贈与比率の低さが指摘されることがあるので今後は質の問題も考えていくべきであろう。

一方最近では国のODAと並んで自治体からも自治体版ODAをつくる動きがでてきている。世界平和のための貢献は何も国だけでなく自治体政府あるいは民間団体がその能力に応じて積極的に取り組んでいくべきであろう。

特に本県のような一国並の経済力を持つ自治体政府においては、同規模の他国の例を参考にしながら自治体の持つ特徴、例えば保健、医療、環境、廃棄物処理など生活密着した部分を全面に出しながら国際貢献を進めるべきであろう。

日本は金はさすが人的貢献をしないという国際的な反響が湾岸戦争の時に起こったが、人的貢献については自治体政府の側でかなり期待できるところである。

また、資金の問題にしても自治体版ODAのような形で援助を行うことは可能である。地域市民のあらゆる生活領域に関与している自治体政府がその持てる能力を地球レベルで発揮することはこれからの自治体政策が進める国際政策の可能性を開くものと言えよう

## 第2章 神奈川県国際政策

### 1 「民際外交」の始まり

国が行う「国際外交」すなわち国家対国家の外交に対して国民同士が直接つながる「民際外交」は1975年に長洲知事が就任以来提唱してきた主要な政策の一つである。

この「民際外交」という耳慣れない言葉の意味について、知事は次のように語っている「次に、目をもっと将来に向けて、私は神奈川を日本の国際交流の中心にしていこう努力を進めたいと思います。

貿易の振興はもとよりですが、もっと文化や人間の交流を考えるべきです。また外交は国がやるものときめつけるのも、すでに古くさい考えです。国がやる「国際」外交の基礎には、国民同士がつながる「民際」外交があるはずで、この神奈川が、日本の民際外交の先頭に立ちたいものです。

米・中・ソ・欧などはむろんですが、特に今後はアジア、ラテンアメリカ、アフリカとの交流を進めたいと思います。たとえば「神奈川国際交流センター」のような場をつくるとか、アジアなどからの留学生を県民の日常生活のなかにまで受け入れる組織や運動なども、みんなで進めてはどうでしょうか」

自治体が外国と直接、交流しあうという今ではごくあたりまえの考え方であるが当時としては極めて斬新なビジョンであった。

このような、考え方の出てきた背景には、国際的な相互依存が進む中で国際政治学の基本的な考え方の大きな変化がある。すなわち、国際関係の主体は国家だけではなく、企業や市民などの多様なアクターが国際政治に影響を持ちうるという「トランスナショナル・ポリティクス（超国家的政治）」な考え方が提唱されるようになった。

また、経済、人、情報のボーダーレス化が進行し、民際関係の比重が増大してきており国の主権を超えた関係が成り立ちうる条件が熟成されつつあること等である。

しかし、このようなアイデアを県の政策として推進してゆくには、県庁の内外において組織の整備がなされなくてはならない。1976年、渉外部の中に国際交流課が設置され、その他、知事の公約である「新神奈川宣言」に出てきた「国際交流協会」と「国際交流センター」が1977年に相次いで設置された。

「国際交流協会」の目的は、民間における国際交流活動を支援してゆくことであり、「国際交流センター」の管理運営とそこで行われる各種事業の推進であった。「国際交流センター」は産業貿易センタービルの9階に置かれた施設で談話室・会議室・展示場・研修室・LL教室・海外資料室を備え、県民と外国人の出会いの場としては画期的なものであった。

ここに、民際外交の拠点が整ったわけであるが当時のアンケート調査によれば、県

民の県がすすめる国際事業に対する認識は必ずしも高くはなかったことも事実である

## 2 「民際外交」の理論化

知事の登場とともに始まった「民際外交」政策であるが、その理念の理論化については講演などを通じてしだいに一つにまとまってきた。

それは、次のように要約できる。

① 資源小国の日本は、経済的相互依存が進む中で世界なくしてはいきてゆくことができない。従って、国民一人一人が国際感覚をもたなければならないが、この仕事を政府の外交のみでカバーすることはできず、生活の現場である自治体レベルで「なによりも普通の市民が、日々の生活のレベルで、他の国民と交流し理解しあうこと」を進めることが重要である。

② 多様性に富む地球のなかにあつて、国家の基底にある地域や地方が個性的な文化や生活様式を発展させており、その地域が国境を越えて地域同士の連帯を深めることが世界を、そして人間生活を豊かにするうえで大きな意義をもっている。

③ 「世界が必要とする日本」になるために、また「多様性豊かな地球」のなかで地域同士の連帯を強化するために、「民際外交」は必要である。

従来からある伝統的な国際政治観に対峙する市民や地域を中心に据えた知事の外交哲学がここに明快に示されている。このような理論化を踏まえ実際の事業が行われてきたのである。

## 3 事業展開

民際外交に係わる事業は担当の渉外部を始め各部で幅広く推進された。

ここでは、四つの大きな柱となっている「友好交流」「内なる民際外交」「非核・平和」「民際協力」についてその成果を概観する。

### (1) 友好交流

自治体同士の友好親善を深める方法としてまず考えられるのは、姉妹都市提携や友好交流である。本県の場合も民際外交の初期から海外の自治体との友好交流が模索された。その基本的な指針として三項目が挙げられた。① 友好交流先ごとについて、常に状況の変化に対応した双方のニーズの把握と最大公約数化 ② 実質的交流とその裾野の拡大 ③ 交流分野が固定化することへの配慮を加えながら、交流事業の継続的発展と充実 である。

この指針に沿って選考が進められたが、簡単には相手先が決まらなかった。

現在、神奈川県と友好提携協定書を取り交わしているのは、アメリカのメリーランド州、中国の遼寧省、ドイツのバーデン・ビュルテンベルグ州、韓国の京畿道の四つである。その他、交流事業を行っている地域として、スウェーデンのエーテボリ・ブーフス県、オーストラリアのニュー・サウス・ウエールズ州、マレーシアのペナ

ン州、ソ連のオデッサ州がある。

ともすれば、自治体同士の友好交流は首長が変われば実質的に消滅したり、あるいは交流の内容も自治体の幹部による表面的な儀礼に終わるなど実効を伴わないケースが指摘されているが本県の場合は継続性を重視しながら、双方のニーズを満たすものであり、試行錯誤の中から多様な手法を開発してきた。

たとえば、遼寧省とは、「交流から協力へ、親善から合作へ」というコンセプトで「技術指導者長期派遣事業」を行っている。これは、「海外技術研修生受入れ」と並んで代表的な事業である。

本県の友好提携先は、その国の中では高度な産業が立地している地域であり交流も経済面が大きい文化や医療福祉の面でも交流をおこなっている。

民際外交における友好交流は相手先の政治、経済、社会状況やニーズ、文化・慣習の相違などいろいろな障害が存在するが試行錯誤を繰り返しながら強固な関係を構築していく必要があると考えられる。

## (2) 「内なる民際外交」

アジアへの視点は、民際外交が始まった時から大きな柱であったが、それを県内に向けたのが「内なる民際外交」であった。1980年頃から在日韓国人を中心に指紋押捺に対する反対運動が起き、今まで問題が潜在化してきた在日韓国人の差別の問題が人権との関係の中で人々の注意を引くようになった。

国際交流課の内部でも、欧米偏重からアジアへの回帰が議論されており、この「内なる民際外交」が政策課題として動き始めた。まず庁内の職員向けに啓発事業がはじまり、「県内在住外国人問題検討会」が組織された。

そして、自治総合研究センターの研究チームによる報告書「神奈川の韓国・朝鮮人」の発行、「日本の中の韓国・朝鮮人、中国人—— 神奈川県内在住外国人実態調査」の実施、「外国人県民施策研究会」の設置等が進められた。

「内なる民際外交」の前提にあるのは国際的な人権問題への取り組みである。基本的な考え方として、「国際社会の基本的なルールとして相互の人権を尊重し、ともに生きてゆく道をさぐることは、日本の国際化にとっても大切であり、自治体に対しても、市民の生活に直接かかわっていることから、国際人権への配慮と期待が高まっている。またアジア太平洋地域での国際人権保障への取組は立ち遅れている。そこで、国際社会の貢献と「内なる民際外交」を一層進めるために国際人権問題について調査研究を行うこととした。」という説明をしている。

この国際人権を機軸に「内なる民際外交」の施策が展開されて行くのであるが、特に大きな問題として、外国人登録法による指紋押捺問題がある。知事は、外国人登録法は日本に在住している外国人に関する行政のための法制度として大きな役割を果たしているが、指紋押捺と常時携帯義務は人権上問題があり、県と市町村が一体となって国に法改正を求めていくと述べた。



具体的な動きとしては、1984年2月に知事と県内全市町村長が連名で「外国人登録法改正の要望書」を、総理大臣・法務大臣・自治大臣あて提出した。また、窓口での対応については、県と市町村間で調整が行われ、登録拒否者については説得し、安易な告発は行わないことを確認した。

県内に約30,000人の在日韓国朝鮮人や中国人などを抱える本県にとって、県内の外国人が人権を尊重され地域社会の構成員としてともに生活してゆくことは、地域の解放性を示す指標であり、内外の平等化を進める上で欠かすことのできない視点であった。

### (3) 非核・平和

神奈川県は全国でも有数の米軍基地を有する県であり、それに伴う数々の問題が度々発生していた。厚木基地の航空機騒音問題や原子力艦船寄港問題、度々起きる米軍機の事故は県民生活に不安を与えてきた。

国際外交の中で、平和の問題が具体化してきたのは1980年代に入ってからである。それまでは80年の第1回カナガワ・ビエンナーレ国際児童画展の開催の決定やアジア平和研究国際会議への支援の他は「平和」に関する具体的な事業は見られなかった。

しかし、80年代初頭の「第2次冷戦」と言われる軍事的緊張の高まりの中で、それに呼応するかのように国の内外で反核の動きが盛り上がった。

知事は1982年に「子や孫のための反核の訴え」を行った。そして、これと県議会が採択した「非核三原則の堅持に関する意見書」「平和をつらぬく国際軍縮に関する意見書」「基地返還と平和問題に関する意見書」に加え県内市町による反核・軍縮意見書、「700万神奈川県民からのメッセージ」「800万人署名」などを託された県民代表が第2回国連軍縮特別総会に出席し「反核・平和」を訴えた。

このように、「反核・平和」に対する県内自治体や県民の関心が高まるなかで1984年7月に「神奈川非核兵器県宣言」が議会で議決された。

県宣言は県内自治体に対して影響を与え、現在26自治体が宣言を行っている。そして、海外を含めた非核宣言自治体とのネットワークが造られるようになった。

### (4) 民際協力

国際外交が広がりつつある中でその事業の性格を統合すると民際協力という分野が登場してきた。それは第3世界に対して神奈川県としての協力である。実施主体は県だけでなく民間も含む。

民際協力は次の三つに分類できる。① 政策課題発見事業 ② 協力実践事業 ③ 協力支援事業である。

① 政策課題発見事業 国際理解のための会議やイベント、シンポジウムなどがあり、南北問題に対する県民意識の啓発が主な目的である。「たみちゃんシリーズ」の発行など第3世界の知識の普及を目指している。

県がこの領域に関心を向けているという意思表示でもある。

② 協力実践事業 技術協力を中心にした第3世界への協力活動である。主として協力先は中国であり、技術研修生の受入れや技術指導者の派遣を行っている。その他インドシナ難民やアフリカ難民の救援、海外災害への救援などを行っている。

③ 協力支援事業 協力を行うための基盤整備や体制の整備、更には神奈川県以外の主体によって実践される協力へのネットワークづくりも含まれる。

たとえば、1987年にK I S (KANAGAWA Information Station)が国際交流協会に設置されたことや1988年の県内NGOによる民際協力ネットワーク形成への着手がこれに該当する。

民際協力事業は結果として協力と言えるような事業もあり、協力事業が体系的に行われているのではなかった。

1990年代に入り、日本の国際的地位の向上により、国際貢献が世界から期待されるようになると本県においても協力事業の充実が検討課題に上った。そこで「神奈川県民際協力システム検討委員会」が1990年6月に設置され本格的な検討が始まった。欧米や第3世界の現地調査を踏まえた報告書が1992年に発表された。その中では

- 1 「民際協力システム＝各主体の連携・協力による民際協力システム」の創設
  - ① 連携、相互調整を図るための協議会の設置
  - ② NGO活動を支援するための基金の設置
  - ③ 民際協力に関する情報収集・提供機能等の整備
- 2 「民際協力システム」において、神奈川県が取り組むべき独自施策
  - ① 民際協力の基本方針の策定
  - ② 民際協力推進体制の整備
  - ③ 各分野での民際協力事業の実施
  - ④ 地球市民意識の向上を図るための普及啓発や教育活動の推進
  - ⑤ NGO活動に対する多面的な支援の実施

が提言されている。

「民際協力」事業は90年代の国際政策を貫く大きな柱であり更に拡大していくことになる。

#### 4 民際外交の到達点

長洲知事の登場により始まった民際外交の歩みは、今まで自治体の政策に現れてこなかった国際化を実際の事業に取り入れ地域から世界に対し「平和」や「民主主義」といった普遍的価値観を発進してきた先進的な自治体政策であった。

脱国家外交を標榜する中で、単なる諸外国との交流を超えて人権や第3世界との協力にまで踏み込んだ施策は神奈川県という一国並の規模を持つ自治体政府の政策形成能力を明確に物語っていると言えよう。東西冷戦構造の中で、平和を願う人々の声を

民際外交という形で世界に伝えた行為は、紛争の勃発による不安定な世界を眼前にしたとき、ますます重要な役割を担っていくであろう。

全国的にも先駆的な存在であった本県の国際政策であるが、現在では、自治体の国際政策は、「高齢化」や「情報化」と並んで自治体政策の大きな柱であり、各都道府県では、交流のための推進計画やプランが策定され、また実施主体として「国際交流協会」が設置されている。

本県においてはこれまでの実績を踏まえ今後の民際外交の指針となる、「かながわ国際政策推進プラン」が1991年5月に策定され、この中に新たな方向性が示されている。この中に出てくる考えかたである「共通の安全保障」「共通の繁栄」「共通の難問」に対し地域からどう貢献し平和で豊かな地域社会を築くために世界に平和と発展し寄与していくのか、これを基調にこれから新たな展開が始まると言えよう。

また、1992年3月には「かながわ民際協力システム検討報告書」が出された。これは、「プラン」のなかの民際協力に絞って具体的な施策の提言を行っているものである。特に、NGOへの支援策を大胆に打ち出していることに特徴がある。

このように、90年代においても民際外交はその色合いを微妙に変えながら県政の主要な施策として着実に推進していくものと思われる。

しかし、対県民への施策の充実とは別に、その実施主体である県庁組織を見てみると「国際的」な感覚に乏しいと言わざるを得ない。

その一つは、国際的な情報の過疎である。本研究で行った簡単なヒアリングでも明らかになったが、政策担当課において立案にあたって海外情報を意識している度合いが少ない。海外情報源へのアクセスがよくわからないという声もあり、日常業務においては海外政策情報を余り意識していないのが実情である。

しかし、国際社会の中で生きていく以上、本県と同じような自治体の政策情報の入手は、政策立案に当たり政策を深化させ諸外国自治体との政策協調が可能となる。

海外政策情報の活用はこれからの自治体政府の大きな課題である。

また、自治体職員自身の国際感覚養成も重要である。自治体組織自体の国際化はまず国際人の養成から始まる。

各種の国際会議に出席したり国際機関で経験を積むことにより国際感覚に富んだ職員が誕生すると考えられる。その様な機会をもっと増やすべきである。

## 第3章 交流から政策協力へ

### 1 自治体外交の新しい波

自治体の国際交流を考える時、まず頭に思い浮かぶのは姉妹都市提携である。姉妹都市提携は、市民が参加し易い分野であり草の根レベルの交流が図れるという点でも国際化を進めるには取組易い事業である。

姉妹都市提携は、だいたい同じような地理的、経済的条件の自治体同士が提携するケースが多いが、共通点で結ばれた姉妹都市もある。たとえば、山梨県の勝沼町とフランスのブルゴーニュ地方にあるボヌ市とは両方との有数のワインの生産地でありそれが縁で1976年に提携が成立した。

現在国際的な姉妹都市の合計は、都道府県が84組、市区町村が866組で計950組の姉妹都市提携が結ばれておりその数は更に増えようとしている。相手先としては北米とヨーロッパで過半数を占めており、アフリカや南米は少ないがアジアに関して言えば、相手国別で中国がアメリカについて多くなっている。

姉妹都市提携は、地域住民の国際的な意識を高めたり個性ある地域づくりを進めるなどうまく機能すればそれなりの効果が期待できる古くて新しい手法であり今後も国際化の有力な方法であると考えられる。しかし、一過性の総花的な交流に終わる恐れがあり形骸化しているケースも見受けられる。また、提携先をみてもわかるように欧米偏重であり、もう少しアジアやアフリカに目を向けることが今後の課題である。

一方、従来型の交流方法とは異なる手法で国際化を進めている例がある。北海道が進める「北方圏構想」、新潟県や富山県の「環日本海構想」など地域的な特性を利用して交流のネットワークをつくりあげている。

まず、北方圏交流であるが、それは「積雪寒冷という点で似通っている北方の諸地域が、国境や言葉の壁を超えて人間的な交流を深め、産業・経済、生活・文化、学術、スポーツなどの各分野に及ぶ交流を通じて、それぞれが北国にふさわしい新たな文化を持った、豊かな地域社会をつくりあげようとするものである」

たとえば、交流の一つとして北方圏環境会議がある。カナダ、アメリカ北部、北欧、北海道の代表により生活環境や自然の保護・保全、環境と開発との調和などの問題が話し合われた。環境問題が今ほど全地球的な課題となる前にこのような会議が開催されたことは注目に値する。

交流は、当初、北方圏地域との経済交流に目的が置かれていたが、現在では環境保全、北方医学交流、寒冷住宅研究、スポーツ交流といった「文化的交流」に重点が置かれている。

そして、北方圏に関する民間の総合的な調査・交流機関として1978年には北方圏センターが設立された。

北海道という独自の気候風土や文化から生まれた国際交流の一つの実験は、他の自

治体の交流に強い影響を与えることになった。

北方圏交流と並んで進行している「環日本海圏構想」というものがある。日本海を挟んで日本側の秋田、山形、新潟、富山、石川、福井などの府県と対岸の韓国、中国、ソ連との交流を包括した表現として使われている。

その中で、新潟県の例をみてみよう。まず、新潟は歴史的に旧ソ連との関わりが深かった。その関係から1965年に新潟とハバロフスクとの間に姉妹都市宣言が調印され経済的な交流を期待して友好交流が展開された。現在は空の定期便が開設されているほか 新潟港と極東諸港との関係も密接である。

また、両市の間では1970年以降「日ソ沿岸市長会」が定期的に行われ両地域の友好関係と経済関係の発展が話合われている。

韓国との間には1979年に定期便が開設され、その1年前には新潟、長野、富山、石川を管轄する「駐新潟大韓民国総領事館」が設置され結びつきが強まった。これは、日本海側で唯一の外交機関である。

韓国とは、民間団体を中心に交流はますます活発化している。

また、中国とは79年にハルピン市と友好都市締結がなされ以来幅広い交流が行われている。83年には新潟県と黒竜江省との間に友好県・省が結ばれた。

自治体の国際政策の新しい動きについて二つのケースをあげたわけであるが、このような自治体の独自課題をめぐる政策情報の交流・開発を松下圭一氏（法政大学教授）は次のように分類している。

① 個別課題型

個別調査団の派遣など

② 持続課題型

陶器の有田町とマイセン（ドイツ）、景德鎮（中国）、あるいは港湾技術をめぐる横浜市や神戸市と外国港湾都市との持続交流など

③ 広域文化型（地域別）

北海道の北方圏構想、九州の各県や沖縄県の南方圏構想など

④ 国際政策会議型（問題別）

滋賀県の世界湖沼環境会議、京都の世界歴史都市会議など

そして、③や④は今後に期待される国際政策であり、既成の国中心の政策情報の質を変えていくとみている。

③については、福岡県や北九州市を進める環黄海圏構想などがあり、④の一過性のもとは異なり長期的に発展する可能性が大きい。圏域のなかでのマルチラテラルな関係が誕生する可能性があり地域の平和と安定が地域レベルで実現できると思われる。

姉妹都市提携を「自治体の国際政策の初歩」と位置づけるならこの広域文化型の交流は自治体の国際政策の独自性を発揮できる領域であり、松下氏が指摘するように自

自治体の独自課題をめぐる政策情報の交流は自治体を真の政策主体へと脱皮させるであろう。

## 2 NGOとの連携

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）には世界中から多数のNGO（Nongovernmental Organization）が参加し活発な運動を展開した。以来NGOは流行語となり、マスコミ等の報道の中に頻繁に登場している。

NGOという言葉は、国連が1950年代始めに国際赤十字社やアムネスティ・インターナショナルなどの民間の非営利組織を指す言葉として使い始めた。今では政府から独立した市民組織を指す言葉として広く使われている。

一口にNGOと言ってもその実態は多様性に富んでおりなかなかわかりにくい面がある。特に地球サミットによりNGOが環境保護活動をする団体であるという理解も生まれていが、NGOの活動は環境保護に止まらず、途上国に対する開発援助や人権や女性問題など多くの問題を扱っている。

現在、日本におけるNGOの数は、NGO活動推進センターに登録されている団体だけで約200、活動資金も全体で100億程度であると言われている。ただこの中には労働団体や宗教団体あるいは企業等が設立した財団がふくまれており、市民の自発的な組織に限れば140～150団体であると言われている。そして、活動資金を見ると約半数が1000万円以下であり500万円以下の団体も30程度存在する。

これに対し欧米のNGOの中には年間何十億の予算を持つ団体があり、アメリカでは125のNGOが年間2100億円の寄付を市民や企業から受け、更に連邦政府から約800億円の補助を受けている。

欧米諸国に較べ市民運動の歴史が浅い日本においてNGO活動はなかなか一般市民から理解をえることがむずかしい資金調達や組織強化などの面できびしい状況におかれている。

一方、巨額に膨らんだODA（政府開発援）はそれをうごかす人員の不足がいつも議論されるが、抜本的な解決策は生まれていない。外務省では「政府、地方公共団体、NGOの三本柱でやっていかなければならない」と言っており、NGOの協力に期待がかけられている。最近、外務省はODAによるNGOに対する事業補助制度や現地大使館を通じた小規模無償資金協力制度を創設しNGOの支援に乗り出した。

このような中でNGOと地域自治体の協力関係による市民と行政の協働型の国際協力の追究が始まっている。それは、自治体には「従来型の国際交流」からの脱皮を、NGOには地域社会との連携をもたらすことになる。そして、NGOを通して様々なニーズや情報が自治体にもたらされる。

NGOとの連携を国際政策の新しい方向性と位置づけた時、本県においては1992年に出された「かながわ民際協力システム検討報告書」の中ではNGOに対する支援を

大胆に打ち出している。

いくつかの提言の中で注目を集めたのは、NGOによる市民レベルの民際協力活動を支援するための「かながわ民際協力基金（仮称）」を設置することである。管理運営に当たるのは、（財）神奈川国際交流協会である。基金の出資は県だけでなく、広く市町村や企業、県民に呼び掛けている。

また、NGO活動の人材育成に協力するため、人材育成プログラムや教材の開発及び講座、研修等の拡充を図ること。民際協力活動を情報面で支援するため、民際協力に関する様々な情報を収集し、NGOや一般県民に提供すること。市民レベルの民際協力活動の拠点となるスペースを県内各地に整備することも提言している。言わばNGO活動のインフラ整備である。

日本において、NGO活動が貧弱な要因を文化的、社会的背景を理由にすることはたやすいが、国際社会の一員として応分の負担がもとめられているのは政府部門のみではなくNGOにおいても同様のことが言える。NGOに対しても世界の期待は高まっているのである。

その期待に応えられるだけの例えば国際的に政策提言を行える程のNGOをつくり出すには行政とくにその地域の自治体の協力を欠かすことはできないのである。

### 3 交流から政策協力へ

自治体政府の国際政策の潮流は初期の「友好提携」から最近「協力」へと重心を移してきている。

日経地域情報によると、自治体版ODAや途上国から技術者などを招いて日本国内の研修所で訓練したり、日本人技術者などが相手国に出向き指導するケースなど自治体政府の援助・協力事業が増えてきている。その例として、滋賀県は国連機関などの水環境保全事業に協力を行い、新潟県では韓国、ロシア、モンゴルと環日本海環境協力会議を開き技術協力を行っている。

また、環境庁の調査によるとこの10年で都道府県と政令指定都市の間で28の自治体が267人の専門家を途上国に派遣し環境保全の面で協力している。

国際化というとすぐ地域の活性化と結び付け地場産業の振興のための経済交流が先行しがちであるが、このように地球市民的視点からの協力事業がでてきたことは自治体の国際政策の成熟化を示すものと言えよう。

さて、翻って本県の国際政策について考えてみると本県が「民際外交」という名の国際政策を始めた昭和50年当時、自治体の政策課題としての「国際化」は極めて斬新であった。以後試行錯誤をしながらこの分野ではパイオニア的な施策を次々に展開しトップランナーとして高い評価を得てきた。90年代においては「かながわ国際政策推進プラン」に基づき施策が展開される。この中でも民際協力が強く打ち出されているが本研究では今後国際政策で考えられる分野としては、先進自治体同士の政策交流について提言したい。これは共通の課題を抱える自治体政府が集まりその解決のための方法について交流を図る試みである。

環境、福祉、都市問題など自治体政府が抱える問題について政策交流をすることにより国際的な基準がそのなかに取り込まれることになる。政策に国際性が加味され、逆に国際的に発信していくことも可能になる。

政策交流の方法であるが、一つには共通の問題の解決のための国際会議の開催がある。例えば、世界環境湖沼会議、世界火山都市会議あるいは世界斜面都市会議などの目的的な会議の開催である。

二つ目は、既存の組織に加入する事により必要なデータを入手したり会議に出席するやり方である。国際的な自治体の連合組織としては、I U L A（国際自治体連合）やI C L E I（国際環境自治体連合）がある。

いずれにせよ、これからの自治体政府の国際政策として「政策」を全面に押し出した交流のあり方が方向性として考えられるであろう。



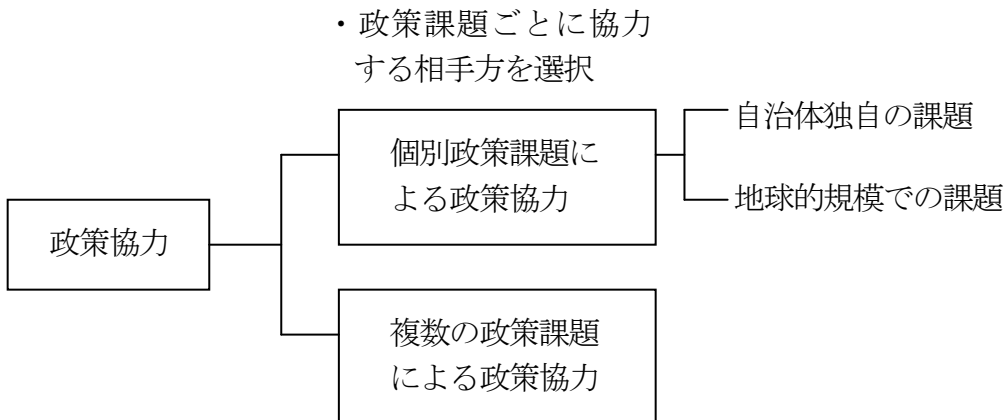
## 第Ⅱ部 国境を超えた政策協力と今後の方向性

### はじめにー政策協力の分類ー

今日、親善、友好を主な目的とした「姉妹都市交流」から、国境を超えた「政策協力」への転換はまだ始まったばかりといってよい。言い換えれば、こうした流れの中で先進自治体は、政策協力のあるべき姿とその方向性を“模索している段階”ということが言える。そして取り組んでいる自治体の数もそれほど多くはなく、したがって政策協力の事例も充分とは言えないため、これらを類型化し整理して示すことはむずかしい。しかし将来の姿を含め、敢えていくつかの分類に分けるとすれば次のようなことが言えるであろう。

すなわち1つは、政策協力の数ごとの分類である。この分類からは、自治体における政策協力は、「個別政策課題による政策協力」か「複数の政策課題による政策協力」かのどちらかに分類される。そしてここで言う“個別政策課題”は、現在“その自治体に固有の政策課題”といいかえることができる。例をあげれば、湖を抱える自治体同士あるいは寒冷地に位置する（寒冷地であるがゆえに発生する課題を抱える）自治体同士の政策協力のような場合である。こうした事由による協力には、湖を持たない自治体、熱帯地域の自治体などは政策協力の当事者とはならない。しかしここでいう“個別政策課題”という言葉は、このような固有の政策課題のみを示すものではない。“個別政策課題”は、将来、福祉や医療、廃棄物や都市計画といった様々な分野に広がり、その課題のひとつひとつごとの政策協力の形ということになっていくのである。

「個別政策課題による政策協力」については、その個別課題の内容の面からさらに、地球的規模での課題（あるいは人類共通の課題）か否かといった分類が出てくる。ここで言う地球的規模での課題とは、例えば環境問題であり人権問題である。

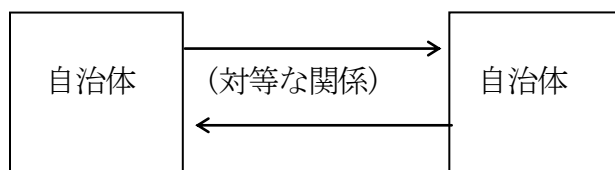


- ・ 政策課題ごとに協力する相手方を選択

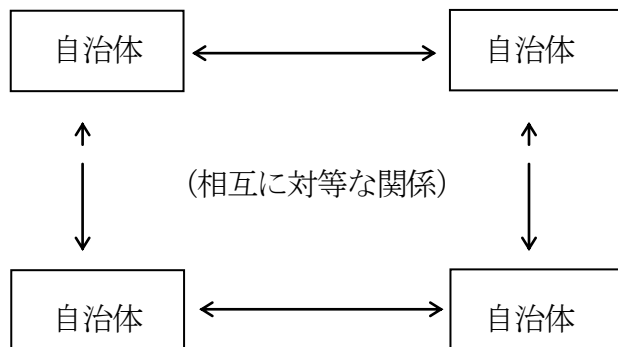
- ・ ネットワーク組織等への加盟による協力

分類方法の2つ目は、協力しあう自治体の数による類型化である。これによれば、政策協力は“2極間”か“多極間”かに分けられる。そして“多極間”はさらに“数極間”とネットワークをイメージするような“多極間”に分けることができる。現在神奈川を含めいくつかの自治体において言われている“バイラテラルな協力からマルチラテラルな協力へ”といわれているのはこの分類による。しかし同時に現在この中の“マルチラテラル”という文言は、せいぜい2極間から3極間、4極間といった関係を指向している段階であって、“ネットワーク”までをその範疇に含めてはならないように思われる。そして現在の“バイラテラルな協力からマルチラテラルな協力へ”といった場合との決定的な相違点は、協力の相手方を友好提携先に置いて考えているか否かである。つまり、ここで述べている2極間協力あるいは多極間協力の相手方は政策課題毎に切り結ばれるという関係性をもっており、その上で課題毎の協力関係は様々に形作られる。この点で、友好提携が結ばれている海外自治体同士を数だけ増やして交流させるということとは異なっている。すなわち現在、友好交流の相手方同士によるマルチラテラルな関係への試みは、いくつかの自治体においてなされているが、これは出発点において明確な「政策協力」の意思を持ってはいなかった点で、ここで定義している「政策協力」とは性質が異なっていると言える。

[バイラテラルな政策協力]



[マルチラテラルな政策協力の例]



3 つ目の分類方法としては、その政策協力が一時的であるか継続的であるかによって分類することが考えられる。わかりやすい一時的な政策協力の例としては、例えば、高齢者の福祉機器の開発に関する協力や、文化施設の建設などに係る相互協力といったように、主に技術面の協力が前面に出ているような内容で、それが完成してしまうと課題がなくなってしまうような場合であり、継続的な協力は、主にソフト面での内容で、例えば、“より有効で高度な土地利用”であるとか“時代に対応した教育制度”といった課題例が考えられる。また、一時的な政策協力については、協力を始めるにあたってその期間を区切るような場合も想定される。この点も、一般的には特に期限を設定しない姉妹都市交流と異なる点である。

なおこの他、政策協力の分類としては、北海道の北方圏諸地域との協力、日本海沿岸諸都市の対岸協力といったように、協力する相手方の地域性に注目しているか否かによる分類といったことも考えられる。また、政策協力を進めるに当たり国連や国連の専門機関等といった国際機関との連携があるか否か、といった分類も可能ではあるが、今日の自治体のマルチラテラルな政策協力においては、その殆どの場合が何らかの形でこうした国際機関と関係を持っており、あまり意味のある分類にはあたらないように思われる。

しかし、繰り返しになるが、今回の調査研究で扱う「政策協力」は、相互に対等な関係での“give and take”の協力をその内容としており、この意味からは、途上国や第三世界に対する技術提供や経済援助といった内容のいわゆる「援助」は含まれていない。この点は政策協力の分類を考えるに際しての大前提となっているためもう一度確認しておく必要がある。

それでは、以降第1章から第4章まで、それぞれの政策協力の特色に着目して、その特色に沿った分類又は括りに拠り、政策協力の内容及び政策協力を進める組織等について紹介していくこととしたい。

## 第1章 個別政策課題による政策協力—マルチラテラルな関係による政策協力の例—

いま自治体では、それぞれの自治体が有する個別の政策課題について、課題を共有する自治体同士が連携し、共同して課題の解決を図っていかうとする動きが活発化してきている。自治体同士の連携と共同による課題解決に関しては一般的に、関係者による協会あるいは協議会の設立などによる取組方法が考えられるが、近年は、国際会議を開催することにより海外自治体等と政策交流、政策協力をを行い、課題の解決を図るという方法が増えてきている。

日本ではじめて国際的な政策交流会議が開催されたのは、1972年の美濃部東京都知事の提唱による「世界大都市会議」であった。この会議では、ロンドン、ニューヨーク、モスクワ、パリの各市長が参加し、環境汚染、交通事故、住宅、再開発、中央と地方の関係など、5つの都市が直面する様々な課題について情報交換、経験交流を行った。

近年こうした国際会議の開催を軸とする、政策課題毎の国境を超えた政策協力の代表的例としては、「世界湖沼環境会議」「世界歴史都市会議」「国際斜面都市会議」「国際火山フォーラム」をあげることができるが、これら国際会議の第1回目の開催時期は、「世界湖沼環境会議」1984年、「世界歴史都市会議」1987年、「国際斜面都市会議」1989年、「国際火山フォーラム」1990年、といずれも1980年代以降となっており、ここでは紹介していないが、兵庫県が主催者となり取組を始めた「世界閉鎖性海域会議」1990年も含めると、こうした形での政策協力は今日における特徴的な展開方法といえることができる。

一方、共通課題を有する自治体が団体を設立し、それにより課題の解決を図っていかうとする例としては、「国際港湾協会」があげられる。「国際港湾協会」(IAPH)は“港湾”という共通項により、1955年の第2回「国際港湾会議」の際設立された団体であるが、以降現在に至るまで、国際会議も開催しながら国境を超えた政策協力に関し息の長い取組を行っている。

それでは以下、今述べた個別政策課題による政策協力5例について、その内容を紹介することとしたい。なおここで扱うのは自治体間の対等な関係に基づく協力の例(言わば“give and take”の関係)であり、第三世界等に対する技術支援など援助については含まれない。

## 1 歴史的都市が果たすべき文化的役割—世界歴史都市会議—

「世界歴史都市会議」は京都市が提唱し、1987年に第1回会議が京都において開催された。その後フィレンツェ、バルセロナ及びヒローナ（スペイン）と会議が継承され、来年1994年4月には第4回会議の開催が予定されている。

会議の基本理念は、「都市にはそれ固有の歴史があり、歴史都市とはそれぞれの歴史を自らの誇るべき個性として守り育てる都市である」との認識のもと、政治あるいは社会的枠組みを離れ、世界の歴史都市の市長が集まり21世紀の人類社会の発展のために各都市が果たすべき文明的役割を探ることは意義深いことであり、歴史都市における使命である、というものである。

### (1) 参加都市の状況

「世界歴史都市会議」には、毎回、歴史都市会議協議会加盟24都市の他世界各国における歴史的都市が多数参加しており（第3回会議；23ヶ国40都市）、参加都市の数は会議の開催毎に増えてきている。

#### 世界歴史都市会議協議会加盟24都市

アレキサンドリア（エジプト）、アムステルダム（オランダ王国）、バルセロナ（スペイン）、ブリュッセル（ベルギー）、ケルン（ドイツ）、クラコフ（ポーランド）、フィレンツェ（イタリア）、グアダラハラ（メキシコ）、ハノイ（ベトナム）、イスタンブール（トルコ）、開城（朝鮮）、カトマンズ（ネパール）、キエフ（ウクライナ）、慶州（大韓民国）、リスボン（ポルトガル）、パリ（フランス）、リオデジャネイロ（ブラジル）、タシケント（ウズベキスタン）、ウィーン（オーストリア）、西安（中国）、ジョグジャカルタ（インドネシア）、ザグレブ（クロアチア）、チューリヒ（スイス）

### (2) 会議の成果

なお、第1回会議においては、次のような「京都宣言」が採択された。

「—— こうした交流の積み重ねは、それぞれの独自の文化についての相互認識を深め、都市の活力を生かした新たな飛躍に向けて多くの示唆を与え、人類社会の発展と文化の向上に大きく寄与するものであると信じる。我々は今後、情報及び資料交換など、歴史都市相互の連携を強固にし、市民生活の安定・向上に引き続き努力するとともに、恒久平和を願いつつ世界の人類とともに歩むことをここに誓うものである。」

これまでの会議を通じその成果は、この“宣言”にあるようにまず何よりも、人と人と

の直接的な交流による相互理解が深められたこと及び、友好関係が築かれてきたことが挙げられる。そしてこれら会議により、現在多面的な都市間交流が形成されてきつつあることも大きな成果と言える。

### 「世界歴史都市会議」開催状況

	開催日時・場所	全体テーマ	個別テーマ(セッション等)
第1回会議	1987年11月18日 ～20日 京 都	21世紀における 歴史都市－伝統と 創生－	“都市計画論 “文化遺産論” “都市産業論”
第2回会議	1988年6月18日 ～21日 フィレンツェ	明日の人間のため の歴史都市	“芸術都市の歴史的側面” “司法・立法・行政上の問題” “記念碑的遺産の保管維持” 他
第3回会議	1991年10月28日 ～31日 バルセロナ	都市の記憶と未来	“首都としての効果” “戦争災害後の都市中核の復旧” “歴史都市の挑戦” 他
第4回会議 (予定)	1994年4月25日 ～28日 京 都	歴史都市の英知を 求めて	“歴史都市の知恵” “歴史都市の課題” “歴史都市の新たな都市間交流”

### (3) 今後の方向性

これまでの実績と成果を踏まえ、第4回会議は1994年4月、平安建都1200年という記念すべき年に再び京都で開催される。この会議の総合テーマは「歴史年の英知を求めて」。

「歴史都市の知恵」「歴史都市の課題」「歴史都市の新たな都市間交流」の3つのセッションが予定されている。

これらのセッションのうち、特に第3セッション「歴史都市の新たな都市間交流」については、歴史都市の保存、都市を取り巻く環境問題、都市の健全な発展等、世界の歴史都市に共通する課題に関し、積極的に実質的な解決を目指したものとして注目される。また今後“世界歴史都市会議協議会”をさらに発展させ、世界的なネットワークを築いていく予定である。

## 2 火山災害の軽減を目指して－国際火山フォーラム－

鹿児島県には桜島、霧島など現在においても活発な活動を続けている活火山が7つある。火山活動は温泉や地熱によるエネルギー活用など恩恵がある一方で、噴火災害等による人命や財産の損失など、生活をしていく上で大きな驚異となっている。

こうした問題意識により鹿児島県では、1988年に火山と人との共存を目指す「鹿児島国際火山会議」を開催したが、以降、世界各国の火山を擁する自治体との間で“国際火山フォーラム”を開催し、火山による災害の軽減に向けた取組を進めている。

### (1) フォーラムの内容

第1回国際フォーラムは1990年、国連地域開発センター等との共催により開催された「国際防災の10年国際会議」に併せて開催された。テーマは“1990年代の火山災害の軽減について”。インドネシア、アイスランド、フィリピン等からの参加を得、各国火山の問題点、今後の取組の進め方等について活発な議論がなされた。そして現在までに、第2回フォーラム（1991年）、第3回フォーラム（1992年）が、国連地域開発センター、鹿児島大学、日本火山学会、日本地質学会等様々な協力のもとで開催されている。

#### 「鹿児島国際フォーラム」開催状況

	開催月日	テーマ	内容
第1回 フォーラム	1990年10月3日	1990年代の火山災害 の軽減について	・各国火山の問題点 ・国際火山総合センター機能 ・JICAの今後の取組、他
第2回 フォーラム	1991年11月17日	火山・地熱・金鉱床 －南九州の黄金郷－	・火山地帯の損失と恩恵 ・マグマ性流体と金鉱化作用 ・地熱エネルギーの利用、他
第3回 フォーラム	1992年9月8日	火山を知る－火山災 害軽減に向けて－	・ブルカノ式火山噴火と災害 ・災害危険区域予測図作成指針 ・人口密集地域での研究、他

## (2) 海外からの講師、パネリスト

フォーラム開催にあたり、これまで次のとおり各国から多数の講師、パネリストが参加している。

- ・インドネシア鉱物エネルギー省地質鉱物資源局長
- ・フィリピン国立火山自身研究所長
- ・ニュージーランド科学産業極火山計画主幹
- ・米国地質研究所メロンパーク支所統括研究官
- ・ハワイ大学地質学・地球物理学科教授
- ・ナポリ大学地球物理学・火山学科教授
- ・ウェールズ大学地質学科講師

## (3) フォーラムの成果と今後の方向性

「国際火山フォーラム」の特徴は、内容が“マグマ性流体と金鉱化作用”あるいは“地熱エネルギーの利用”というように極めて専門的であるということである。そのため、設定されるテーマも専門的であり、参加者もある程度限定されることはあるが、それだけに一般的な情報交換と異なり参加者にとっては直接的なメリットが期待できる。また研究者にとっては、フォーラムにより得た人的ネットワークにより、それ以降の研究にも大いに役だっている。

今後は、これまで通り火山地域に済む住民の安全確保と火山防災対策に向け、具体的テーマにより開催し、第3回フォーラムの際の“災害危険区域予測図作成指針”作りなど、政策策定に連動するような内容での実施を目指すこととしている。



### 3 人と湖の共存の道を探る－世界湖沼環境会議－

“湖沼環境の保全と管理－人と湖の共存の道を探る”をテーマに、「84世界湖沼環境会議」が琵琶湖の辺で開催された。この会議は滋賀県、総合研究開発機構の共催により、国連環境計画（UNEP）、世界銀行（IBRD）、経済協力開発機構（OECD）並びに国連大学（UNU）を含む海外28ヶ国、71人をはじめ、2412人の参加を得て5日間にわたり開催された。

会議の目的は、湖沼が人間にもっとも親しい自然の一つとして文化や歴史を育み、様々な貢献をしてきたにも関わらず、人間はその共存関係を一方的に破棄するような態度を取ってきたことに対する反省と次回を求め、望ましい共存関係を取り戻す方法を探ろうというものであった。

#### (1) 会議の内容と成果

現在までに会議は4回開催されているが、各回ごとにその成果には大きいものがある。第1回会議では、基調講演の他3つの分科会と全体会がもたれ、基調講演では国連環境計画のトルバ事務局長から、琵琶湖問題を滋賀県だけのものとせず湖沼を有する世界の自治体に広げること、及び湖沼問題の国際的なセンターを滋賀県に設置するよう提案がなされた。また3つの分科会を通じ、湖沼の富栄養化と汚染が世界の湖沼に共通していること、湖沼の浄化と水質の維持のためには総合的な環境行政が必要であること、また湖沼環境の保全のためには行政のみでなくそこに生活する住民の役割が大きく、また行政と住民が一体となった取組が必要であることなどが確認された。また第1回会議では、琵琶湖の保全のために行政、住民のなすべきことが盛り込まれた“琵琶湖宣言”が採択された。

ハンガリー共和国バラトン湖の湖畔で開催された第3回会議には、国連環境計画（UNEP）をはじめ国際機関の援助により、発展途上国からの多数の参加があったが、その成果は、これらの国々が抱える湖沼環境保全の問題が大きく取り上げられたことである。

#### (2) “国際湖沼環境委員会”（ILEC）

第1回会議における国連環境計画のトルバ事務局長からの提案を受け、1986年2月に“国際湖沼環境委員会”（ILEC）が、13ヶ国の参加により滋賀県大津市に設立された。ILECは、滋賀県をはじめとした地方自治体が直接世界に呼び掛け、国際機関との協同により生まれた非政府機関であるという点で、世界にも例を見ないユニークな団体である。

ILECは設立以来、世界湖沼会議開催の企画・協力の他、①世界の湖沼データの収集、②湖沼の合理的管理のためのガイドラインづくり、③湖沼に関する研修事業などを行って

きており、こうした貢献が高く評価され国内においては特定公益法人として認定されるとともに、現在では国連環境計画の諮問機関としての役割も果たしている。

### (3) 今後の方向性

第5回世界湖沼会議は、1993年5月“21世紀に向けた湖沼生態系保全戦略”をテーマにイタリア・ストレーサ市において開催される。各国参加自治体は“琵琶湖宣言”にうたわれている“湖沼問題解決のための国際会議の継続的な開催及び国際的な協力の推進”を単なる宣言として終わらせないために、今後2年ごとに国際会議を開催し具体的な行動に結び付けていくこと、及び、行政担当者をはじめ、科学者、市民、企業が協力し湖沼環境の改善していくことを確認している。

なお、第6回会議は1995年茨城県（霞ヶ浦）で開催されることが予定されており、国内、海外における参加自治体の取組はますます活発化してきている。

「世界湖沼環境会議」開催状況

	開催日・場所	主催者等	分科会・内容
第1回 会 議	1984年 8月27日 ～31日 滋賀県	滋賀県・総合研究 開発機構	“湖沼研究の方法と科学者の役割” “新しい環境価値観の管理と行政の 役割” “湖沼環境の創造と住民の役割”
第2回 会 議	1986年 5月18日 ～21日 米・ミシガン州	ミシガン州 (米環境保護庁 カナダ環境省、 他の後援)	“毒性物質による汚染の長期的影響” “水産業管理における毒性物質” “大湖沼の毒性汚染の防止” “毒性汚染物質の発生源、行先、対 策”
第3回 会 議	1988年 9月11日 ～17日 ハンガリー共和 国ケストヘイ市	ケストヘイ市、国 連環境計画	“湖沼管理における経済問題” “貯水池における水質管理”
第4回 会 議	1990年 9月5日 ～9日 中国浙江省杭州 市	中国環境科学研究 院、I L E C	“世界の湖沼情報” “富栄養化と湖沼汚染対策としての生 態工学の利用”
第5回 会 議 (予定)	1993年 5月17日 ～21日 イタリア・ス トラーサ市	ストラーサ市・I L E C	“富栄養化制御のための科学的基礎” “用水源としての湖沼の水質” “湖沼内微量汚染物質の成因と結果” “栄養源の非点源制御” 他

## 4 斜面を活かしたまちづくり－国際斜面都市会議－

第1回「国際斜面都市会議」は1989年11月3日～7日、長崎市及び国際連合地域開発センター（UNCRD）の主催により開催された。会議の目的は、一般に都市開発の観点からは不利と考えられる“斜面”を逆に利点として捉え、個性を活かした安全で快適なまち、魅力と活力あふれるまちづくりに向けた独自の政策について、世界各国における斜面都市の代表者や研究者とともに探ることである。

会議には、長崎県、長崎商工会議所のほか、建設省、自治省、外務省、(財)地域活性化センターの後援のもと、世界15ヶ国の斜面都市の代表者や研究者ら270名が参加した。

### (1) 会議の成果

第1回会議の成果は4点ある。1点目は、今回の会議の開催によって会議に参加した都市のみでなく、国内外の“坂”を抱える都市と都市づくりの専門家及び研究者らに大きな反響を呼び起こし、“坂の街のまちづくり”に大きな期待を抱かせたことである。

2点目は、世界の斜面のうえに造られた数多くの斜面都市にはその都市に固有の問題と、斜面都市開発の人材と財源の不足といった都市間共通の問題があることが理解されたことである。そしてこうした問題を解決するためには、観光産業やレクリエーション産業の拡大など新たな収入の道を模索することが必要であり、また今後は、交通・通信技術や土木・環境技術などにより斜面都市の斜面を活かした新たな魅力づくりを行うことなども必要であることが確認されたことである。

3点目は最終日に「国際斜面都市会議長崎アピール」が採択され、その中で国あるいは自治体の役割が「国及び地方自治体への要請」として明確にされた点である。

さらに4点目としては、第1回会議を契機に、“坂”を有する全国の都市・自治体（10都市；小樽市、函館市、横須賀市、熱海市、尾道市、呉市、下関市、別府市、佐世保市、長崎市）が集まり「全国斜面都市連絡協議会」が設立されたことである。平成3年10月には第一回連絡協議会が熱海市で開催されたが、国際斜面都市会議の開催を契機にこれらの都市間のネットワークはさらに拡大し、実のある議論が重ねられている。

### (2) 今後の方向性

「国際斜面都市会議」は、第1回会議の成果を踏まえ、第2回会議が、“斜面都市の景観”あるいは、“斜面都市の水害対策”などをテーマに、平成5年10月、同じく長崎市において開催されることが予定されている。次回は主催として国連地域開発センターのほか、ジェノバ市、ジェノバ大学、ミラノ大学が加わるようになっており、参加者も増えることが見込まれている。

今後は会議を継続して開催することにより、アメニティの高い快適な斜面都市づくりに向け、具体的なテーマにより各国斜面都市と相互協力を行っていくこととしている。

〔国際斜面都市会議長崎アピール〕

(中 略)

これらの要望の実現に向けて、当国際会議の参加者は、以下のことを要請する。

12. 個人及び地域コミュニティは、自らその環境に責任を持ち、そのためには国及び地方自治体に対して必要な協力を積極的に行うこと。
13. 国及び地方自治体は、斜面地域の実態を熟知したうえで、適切な人間居住環境と経済の発展及び自然の保全に関する可能性を検討しておくことが望ましい。
  - (a) 適切な人的資源と財源を投入して政策や施策にこれを反映させること。
  - (b) 開発政策の実施にあたっては、法の下に各改組委の住民に対する社会・経済的な利益が守られるよう十分考慮すること。
  - (c) 大都市及び広域にわたる問題を解決するために、他都市及び関係期間との協調かつ協力を推進すること。
14. 各種民間団体は斜面都市におかれた特殊な状況に目を向け、適切な行動を展開すべく、国・地方自治体並びに国際機関と協調して行うべきである。
15. 国際機関及び専門機関は、その大きな影響力を認識し、その広い情報網を利用して会議やキャンペーンを通じて斜面都市の発展について、その問題と可能性を広く世界にアピールすべきである。そして、
16. 以上の関係機関は、複雑かつ極めて重要な分野の活動について支援・実行するために、適切な協力関係を作り上げなければならない。

平成元年11月 6日

## 5 世界の港湾間の良好な関係と協力を目指して－国際港湾協会－

国際港湾協会（IAPH；The International Association Of Ports and Harbors）は世界の港湾管理者、関係者のための国際的団体である。1952年神戸で開催された第1回国際港湾会議における当時の神戸市長らの提案により、1955年のロスアンゼルスで開催された第2回会議の場で正式に発足した。以来今日に到るまで、(1)世界の港湾間の良好な関係と協力の推進、(2)港湾の開発、運営等の新技術に関する情報交換、及び(3)共通問題、共通政策を地域的あるいは国際的討議の場に提示すること、などを主な目的として継続的な取り組みを行ってきた。

本部は東京におかれ、発足当初は15ヶ国にすぎなかった参加国も現在では80ヶ国にわたり、230余の正会員及び120余の賛助会員が加入している。

### (1) 主な活動内容

IAPHはその活動目的を達成するために多様な活動を展開している。

#### ① 会議

開催される会議は、総会、理事会、各種委員会などがある。そのうち総会はIAPHの最高意思決定機関であると同時に、研究、交流の場でもあるが、ここでは特に港湾をめぐる重要な今日的課題、将来の課題、共通の関心事項に関するワーキングセッション、パネルディスカッション等が毎回活発に行われている。

技術委員会は、荷役システム委員会、建設委員会、貿易手続簡易化委員会など6つにわたっており、各委員会では分野ごとの重要問題に関する専門的検討を行っている。

#### ② 他の国際機関等への働き掛け

IAPHが力を入れている活動の一つに他の国際機関等への働き掛けがある。そして世界に港湾の立場を積極的にアピールすることにより、会員の正当な利益と権利を守る役割を果たしている。具体的には、国連経済社会理事会（ECOSOC）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連海事機関（IMO）の非政府諮問機関として、各種の諮問に応ずる他、これら3機関に関税協力理事会（CCC）を加えた4国際機関の開催する国際会議に参加し、勧告等も行っている。

#### ③ 出版と広報

IAPHでは世界の港湾の最新ニュースや港湾に関する論文を掲載した機関誌「Ports and Harbors」を年10回発行している。また技術委員会における成果は全て報告書として刊行しており、さらに「発展途上国における港湾の諸問題」あるいは、「港湾の管理と運営」といった専門図書も出版している。

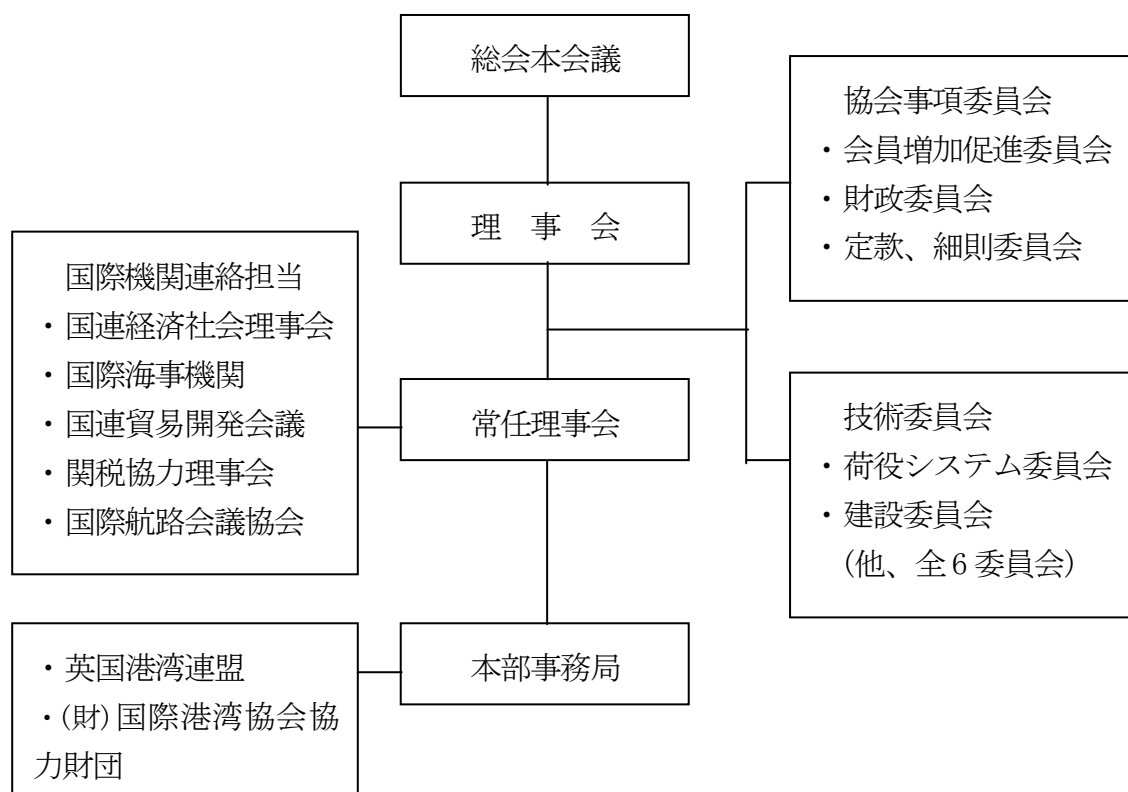
#### ④ 国際協力プログラム

IAPHの技術委員会の一つである国際港湾開発委員会の活動の中では、開発途上港における職員が研修を行う際の奨学金制度、及び、同じく開発途上港が港の能率を向上させるためにどのような方法が考えられるかについての論文コンクールを行っている。

また以上に加え、会員港湾間の職員の交流なども積極的に行っている。

## (2) IAPHの組織

IAPHの組織は次のとおりとなっている。



総会は2年に一度開催し、活動方針、人事、財政等の基本事項の決定を行っている。なお理事会においても基本方針を策定しており、理事は国ごとの正会員の中から会員数に応じて1～3名選出される。

またIAPHは“英国港湾連盟”及び“(財)国際港湾協会協力”と協定を結び密接な連携をとっている。IAPHの正会員である“英国港湾連盟”にはヨーロッパにおける国際会議などにIAPHを代表して出席し、その利益のために発言してもらうということを委託しており、“(財)国際港湾協会協力財団”からは、IAPHが刊行する文献・資料の翻訳、あるいは港湾関係調査の協力などに関する支援を得ている。

## (3) 会員及び会員国

会員は正会員と賛助会員とに分かれている。正会員の資格を有するのは、自治体の港湾部局、港湾管理者または埠頭公社などで、賛助会員はA級からE級まで5つの種別がある。正会員の資格を持たない政府の機関、公共団体等はB級に、また港湾関係の教育活動、新聞事業などに従事している公私法人、個人はD級賛助会員に分類される。

また会員（自治体）は次のとおり世界各国にまたがっている。

[アフリカ・ヨーロッパ] (37ヶ国)

- ・アルジェリア ・デンマーク・スウェーデン ・イスラエル ・オランダ
- ・イギリス ・ポルトガル ・ベルギー ・フランス ・ドイツ ・ギリシャ
- ・イタリア ・タンザニア ・ケニア ・モザンビーク ・ノルウェー 他

[アメリカ] (15ヶ国)

- ・アルゼンチン ・カナダ ・ハイチ ・コロンビア ・パナマ ・ブラジル
- ・エルサルバドル ・メキシコ ・ペルー ・ホンデュラス・アメリカ 他

[アジア] (27ヶ国)

- ・オーストラリア ・クウェート ・ニュージーランド ・スリランカ ・タイ
- ・インドネシア ・イラン ・マレーシア ・フィリピン ・シンガポール
- ・インド ・日本 ・韓国 ・パキスタン ・台湾 ・ミャンマ 他



## 第2章 複数の政策課題による政策協力

政策協力のタイプとしては、個別の政策課題ごとの協力のほかに複数の政策課題に関する協力の例をあげることができる。それが次に紹介する「国際自治体連合」(IULA)、「アジア太平洋都市間技術ネットワーク」(CITYNET)、そして「ヨーロッパにおける4つのエンジン」である。

「国際自治体連合」は1913年、国際的なネットワーク組織としては最も早い時期に設立されたが、本連合の当初の設立目的は、自治体間の政策交流、政策協力というよりはむしろ、ヨーロッパにおける“自治体の自治権の確立”であった。今日「国際自治体連合」においては、各国自治体間での様々な情報交換、あるいは共同プロジェクトの実施に関し大きな役割を果たしているが、いまでも“自治体の自治権の確立”は本連合の大きな課題となっている。そして現在これを広く世界に宣言するものとしての「世界地方自治宣言」の採択を国連経済社会理事会に働きかけている。この点が政策交流、政策協力のみを目的として活動を進めるほかの組織と異なる大きな特徴である。

「アジア太平洋都市間技術協力ネットワーク」は、その名称が表すとおり、ネットワークの範囲を“アジア太平洋”とする組織であるが、地域を限定している点でワールドワイドな組織としての「国際自治体連合」とは異なる点といえる。協力の内容は技術に関することのみではなく、広く政策交流を行っている。またここでいう“都市”とは“都市自治体”というニュアンスであるが、会員には大学、NGOなども含まれている。1987年に設立された新しいネットワーク組織であるが、今後アジア太平洋地域における様々な政策課題に関する交流、協力組織としてさらに会員の拡大、ネットワークの拡大が予想される。

「ヨーロッパにおける4つのエンジン」では、4つの国にまたがる4つの自治体間において、経済、教育、職業訓練等をはじめとした様々な課題に関する政策協力を進めている。その特徴としては、4地域が近接していること、そしてそれぞれが先進的であることがあげられる。またEC統合という時代的背景にあって自治体の存在意義、役割を明確に打ち出している点も特筆されるべき点である。「ヨーロッパにおける4つのエンジン」の発足も1988年と歴史は浅いが、“相互の実利”を端的に指向したネットワークとして今後のモデル的存在となっていくことが予想される。

## 1 自治権の確立とネットワークによる政策協力の推進－国際自治体連合（I U L A）－

1913年、最初の“都市会議”が、21ヶ国の政府代表、28ヶ国の都市代表及び都市問題関係団体多数の参加のもと、ベルギー都市連盟主催により開催された。そしてこの会議では満場一致で「国際自治体連合」（I U L A ; International Union of Local Authorities）の創立が決定されたのである。

I U L Aの主な目的は、

- ① 地方自治体の組織力、機能等の強化
- ② 国連等国際的な組織における地方自治体の存在のアピール
- ③ 運営管理、市民へのサービス提供等に関する地方自治体のレベルの引き上げ
- ④ 様々な自治体間における国際的な情報交流及び国際協力・連携の促進

であり、その活動は2度にわたる世界大戦で一時中断を余儀なくされたが、第2次世界大戦後活動を再開し、年々活動が活発になる中で今日に到っている。

I U L Aの本部及び事務局は当初ベルギーのブラッセルに設置されたが、1948年以降オランダのハーグに置かれている。

### (1) I U L Aの特徴

I U L Aは、世界の自治体及び自治体の連合組織などを主な会員とする国際的NGOである。そしてI U L Aは、自治体の声を代表する組織として、国連におけるコンサルティティブ・ステイタスA（経済社会理事会で意見表明できる諮問的立場にあるNGOに与えられる地位）に属する組織として、多数の国際的政府機関あるいは非政府機関と協力関係にあり、さらに、国連及びその関係機関、ヨーロッパ共同体（E C）、ヨーロッパ議会（Council of Eulop）などで、会員の様々な利害を代弁する役割も果たしている。

### (2) サービスプログラム

I U L Aは上記の目的を達成するために、次のような各種のサービスプログラムを会員に提供している。

- ① 国際的な大会及び国際会議の開催
- ② それぞれの地域におけるセミナー、研修コースの開催
- ③ 各種コンサルティング・サービス
- ④ ニュースレター、冊子、その他による様々な情報の提供

### (3) I U L Aによる世界会議の内容及び開催状況

I U L Aはこれまで、世界の各地域において自治体の重要課題をテーマに会議を開催し

てきた。そしてこれまでの会議の中で特筆されるものとしては、第27回会議及び第30回会議があげられる。

第27回会議は1985年9月、「効率的な中央—地方関係のための責任と財源の配分」のテーマにより、ブラジル・リオデジャネイロで開催された。会議における最大の成果は、「世界地方自治宣言」が採択されたことである。宣言は、1985年ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) において採択された「ヨーロッパ地方自治憲章」と基本的構成を同じくしている。全11条から成り、その前文では、地方自治体は国家構造において欠くことのできない部分であり、市民に最も身近な政府として、自治体を強化することは民主的公共政策を保証することであるとともに、国全体の強化につながるということを述べている。

宣言は、国家における政治・社会体制の違いを超えて、自治体の役割の重要性を認識させ、地方自治を発展させるうえで多きな意義を有しており、これを普遍的“公準”として全世界で確立することは、歴史上の大いなる試みといえることができる。

なお前文では、「…世界中に、地方自治の原理と慣行を欠く足るものとして打ちたてるために国連の政策決定機構にこの宣言を提出するよう、国際自治体連合の事務総長に命ずる。」としている。

I U L A ではこれを受けて、現在宣言を国連総会での採択に持ち込むべき、経済社会理事會への提出と各国政府の意見を求めるという活動を続けており、国連の場でこの宣言が行われれば、世界各地における地方自治の発展に大きく寄与することになるだろう。

第30回会議は、1991年ノルウェーのオスロで開かれた。テーマは「環境、健康とライフスタイル」、この会議では、地球環境の悪化という人類が直面する最大課題の一つに焦点が当てられ、“持続可能な開発”のための方策、環境問題に対する自治体の役割について議論がなされた。また、I U L A の全面的バックアップのもとに設立された「国際環境自治体連合」(I C L E I) との協力の推進についても確認され、次のような内容の声明文を採択した。

「世界会議は、国連“環境と開発に関する世界委員会”がその報告書「私達の共通の未来」の中で、“持続可能な開発”を議題の冒頭に掲げていることに賛同する。I U L A はこの議題を深く受け止め、I U L A が環境問題に関する世界的、包括的基礎作りを担う重要な役割を有していることを確認する。

世界会議は、国連が1992年ブラジルにおいて開催する“環境と開発に関する国連会議”を歓迎し、広域自治体、地域自治体の責任と役割が会議において十分認識されることを求める。

世界会議は厳粛にこの声明を發表し、持続可能な開発政策への基礎としてその具体

的方法が、地域、国家また国際レベルの行動として示されることを求める。」

### (3) I U L Aの組織、運営形態、

I U L Aは、国際事務局、評議会、執行委員会、特別委員会・小委員会により活動している。

#### ① 国際事務局

国際事務局は次のことを行っている。

- ・国際的プロジェクトのための開発及び関係の改善
- ・国際的レベルでの資金提供者に関する会員への迅速な情報提供
- ・会員間における情報交換、技術交流のためのネットワークの形成
- ・各地域支部及び国内連合体における研修、開発プログラムへの支援・推進

#### ② 評議会

I U L Aにおける最高政策決定機関はA評議会である。評議会は正会員の全てを代表する機関であり、2年に1度の世界会議に合わせ開催されている。この会議では、I U L Aの予算及び今後のプログラムについて協議が行われ、また次期執行委員会議長及び執行委員会の委員が選出される。

#### ③ 執行委員会及び執行委員会議長

執行委員会の構成委員30人は会員を代表し、年に2回委員会を開催する。主な役割は評議会によって立案された政策の執行状況の監督と、ハーグ本部事務局及び各地域の事務局の仕事を指揮する書記長の任命である。なお執行委員会議長は、国際的な諸機関との交渉にあたりI U L Aを代表する立場にある。

#### ④ 特別委員会、小委員会

執行委員会内の特別委員会及び小委員会は、I U L Aの予算及び運営についての監督、農業技術、都市計画など技術的問題に関するアドバイス、世界会議におけるテーマ議題の決定などの役割を担っている。また会員へのサービス向上のための会議の開催、都市活性化についての研修等、といった新たな事業も展開してきている。

### (4) 地域におけるI U L Aの活動

I U L Aでは、活発できめ細かな活動を促進するためアジア太平洋地域、北アメリカ、中南米、アフリカ、東地中海、中近東の各地域、そしてヨーロッパと7つの地域に地域支部を置いている。そしてこれまでに、中南米、東地中海、中近東地域に“地方自治体研修

センター“を開設し、現在は、アジア太平洋地域及びアフリカにおいて類似センターの設立を計画中である。

アジア太平洋支部（ASPAC）は1989年に設置され、事務局をインドネシアのジャカルタに置いている。当支部では国内及び国際機関と協力して研修活動を推進しており、最初の研修センターがオーストラリアのノーザンテリトリー大学内に、2番目のセンターがインドのボンベイに開設されている。そして今後の計画では、西暦2000年までにこのようなセンターを地域内4ヶ所に設置する予定である。

1991年・92年、研修センターにおける主な研修テーマは次のとおりである。

- ・ “都市計画と開発規制”
- ・ “水道施設整備の運営と修繕”
- ・ “地方行政のための管理運営とリーダーシップ”

また現在アジア太平洋支部では、最近の地方政府・自治体における様々な問題に関する調査研究を行っている。そして支部独自の書籍の出版や、研修教材、ダイレクトリー（住所氏名録）、ニュースレター等の編集・発行も行っている。今後は支部に図書館及び資料センターを開設する予定である。

## (5) 会 員

規約によれば、会員には、正会員、賛助会員、名誉会員の3つのカテゴリーに分かれているが、実質的には次の6つのカテゴリーに分かれているといえることができる。

1993年1月現在IULIAの会員数は80ヶ国にわたっている。

- ① 各国の自治体連合 (67)
- ② National sections of local government (21)
- ③ 個別の自治体 (184)
- ④ 研究所、大学の研究機関等 (83)
- ⑤ 中央及び州政府 (24)
- ⑥ 個人 (87)

なお日本では、地方自治総合研究所、自治総合センター、東京都特別区研修センター、都市問題研究所、(財)自治体国際化協会、自治大学校が賛助会員となっている。また、かつては東京都、大阪市が加盟していた経緯がある。

これまでの会議におけるテーマ及び開催地（第11回～）

	開催年	開催場所	テ ー マ
第11回	1953年	オーストリア・ウィーン	“大都市と小都市” “地方税と地方公共団体の自治性”
第12回	1955年	イタリア・ローマ	“地方財政・文化・成人教育”
第13回	1957年	オランダ・ヘーグ	“都市と農村”
第14回	1959年	ドイツ・ベルリン	“地方自治体の社会分野における活動”
第15回	1960年	イスラエル・テルアビブ	“開発地域における自治体の任務”
50周年 記念会議	1961年	アメリカ・ワシントン	“地方行政の組織と機構に関する最近の傾向と発展”
第16回	1963年	ベルギー・ブラッセル	“20世紀の地方行政”
第17回	1965年	ユーゴスラビア・ ベオグラード	“都市の再開発”
第18回	1967年	タイ・バンコク	“公営企業の経営”
第19回	1969年	オーストリア・ウィーン	“地方財政”
第20回	1971年	カナダ・トロント	“経済・社会開発の促進者としての地方団体”
第21回	1973年	スイス・ローザンヌ	“地方行政と余暇”
第22回	1975年	イラン・テヘラン	
第23回	1977年	ドイツ・ハンブルグ	
第24回	1979年	フィリピン・マニラ	“進歩におけるパートナーシップ”
第25回	1981年	アメリカ・コロンバス	“1980年代の挑戦”
第26回	1983年	スウェーデン・ ストックホルム	“現代の地方自治体—民主主義、効率、社会的公正”
第27回	1985年	ブラジル・ リオデジャネイロ	“効率的な中央・地方関係のための責任と財源の配分”
第28回	1987年	イタリア・ローマ	“これからの進路”
第29回	1989年	オーストラリア・パース	“地方自治：多様性と発展”
第30回	1991年	ノルウェー・オスロ	“環境・健康とライフスタイル”
第31回	1993年	カナダ・トロント	“コミュニティの強化”

## 2 ネットワークによる政策協力の推進－アジア太平洋都市間技術協力ネットワーク（CITYNET）－

「アジア太平洋都市間技術協力ネットワーク」（CITYNET）は、最近数十年の間のアジア太平洋諸国の都市における産業の急速な進展と、人口の都市への集中化を背景として出てきた、都市と農村の均衡ある発展、交通問題、住宅問題、環境問題等様々な問題を解決するために、都市・自治体、NGO等による相互理解と、人間居住分野における技術協力等を行うことを目的に設立されたネットワーク組織である。

CITYNETの意義は、現在世界の多くの都市自治体で行われている、姉妹都市提携による親善交流、文化交流を超え、多数間ネットワークによる実質的で継続的な国際協力を推進することにあるといえる。

### (1) CITYNETの活動内容及び事業

CITYNETの活動内容は、

- ①それぞれの都市自治体が必要とする分野の専門化の派遣による技術的指導・助言
- ②都市・自治体の都市づくりにおける成功事例に関する職員研修の実施及び視察の機会の提供
- ③特定課題に関する関係都市・自治体との調査研究の実施
- ④都市環境の改善や都市経営の成功事例を紹介したビデオ、スライド、パンフレットの作成
- ⑤ニューズレターの発行

などであるが、都市計画の策定、住宅建設及び住環境改善、都市交通整備、土地利用の改善・促進、エネルギー政策、廃棄物問題等、とかなり幅広い分野において具体的な事業が実施されている。

### (2) 設立経緯

CITYNETは、1982年の“国連アジア太平洋会議”において、アジア太平洋地域における都市・自治体間の交流の重要性が認識されたことを受け、1987年7月、横浜市とESCAPの提案により発足した。設立から事務局開設までの経緯は以下のとおりである。

- ・1986～87年 ・第1回、第2回Y LAPフォローアップ会議を横浜で開催。横浜市とESCAPのリーダーシップで設立準備開始。
- ・1987年 ・第2回“国連アジア太平洋会議”を名古屋で開催。横浜市とESCAPの提案により「CITYNET」発足。
- ・1989年 ・第1回総会を上海で開催。憲章制定。横浜市長が初代会長に選出され

る。

- ・1991年 ・第2回総会をペナンで開催。事務局を横浜に設置することを決定。ペナン市ラクビア助役が初代事務局長として選出される。
- ・1992年 ・横浜みなとみらい21地区に事務局開設。

### (3) 組織、会員等の状況

#### ①組織

CITYNETは、総会、実行委員会、会長等によって組織される。

総会は4年に1回開催され、活動成果を検討とともに、4年間の活動プログラムを策定し、実行委員会・実行委員会は、会長と7人の実行委員で構成され、総会で決定された中期活動計画に基づき、初めの2年のプログラムを決定する。

なお事務局は、1987年～91年まではESCAPが勤めていたが、現在は横浜に設置され、事務局長は元ペナン市助役ラクビア氏がつとめている。

#### ②活動財源、事業費

活動に必要な財源は、会員の会費及び寄付、中央政府及び国際組織・国内組織からの資金援助、出版物の販売収入等によって賄われる。そして事業費については、個々の事業毎に開催・参加都市(自治体)、団体が負担するのが原則となっている。また事業費は、国連開発計画(UNDP)等が資金援助を行っている。

#### ③会員

会員は、正会員と準会員に分かれている。正会員は、都市・自治体。準会員は、政府レベルの組織・団体、アジア太平洋地域以外の地域に属する都市、NGO、首都圏広域開発庁等の公共都市開発機関などである。

現在会員数は、31都市、26団体(57会員)。設立後5年を経過し会員は当初の7団体から急増している。なお、主な会員は次のとおりである。

[自治体]

- ・フランス(リヨン大都市圏、ナンシー大都市圏)
- ・インド(ボンベイ) ・パキスタン(クエッタ)
- ・マレーシア(クアラルンプール、ペナン) ・中国(南京、上海、武漢)
- ・インドネシア(ジャカルタ、スラバヤ、バンドン)
- ・ベトナム(ハノイ、ホーチミンシティ他) ・韓国(ソウル)
- ・日本(名古屋、横浜)



〔主なNGO、その他〕

- ・ダッカ首都圏開発庁
- ・都市連合（UTO）
- ・人間居住基金
- ・全インド地方政府協会（A I I L S G）
- ・デリー開発庁（DDA）
- ・武漢技術大学

(4) 今後の活動予定

今後の活動内容は、総会、実行委員会を経て決定されるが、93年から96年の活動予定は次のとおりである。

活動項目	内 容
(1) コミュニティベースによる人間居住改善及び貧困緩和に関するプログラム	① “住宅金融に関するワークショップ”（93年） ② “インフラストラクチャー開発に関する研修・ワークショップ”（94年） ③ “コミュニティ活動に関する促進に関する研修方法についてのセミナー”（94年） ④ “コミュニティが実施する居住環境改善に関する自治体職員等への研修方法についての技術助言”（94年・96年）
(2) 都市改善・人間居住環境改善における環境・社会的側面の調和に関するプログラム	① “女性及び身体障害者に配慮した都市環境作りの方法論についてのセミナー”（95年） ② “環境・健康に配慮した都市づくりに関するセミナー”（96年） ③ “固形廃棄物・公害規制の面からの環境保全に配慮した都市開発に関する技術助言”（93年・94年・96年）
(3) 都市の潜在的資源及び成長管理に関する情報システム強化プログラム	① “C I T Y N E Tメンバーのニーズ・資源に関する情報収集”（96年） ② “都市財政課長制度に関する自治体職員の他部市への実務研修派遣”（94年・95年） ③ “都市財政制度に関する政策決定者レベルのセミナー”（93年）

### 3 先進4地域における実効ある政策協力ーヨーロッパにおける4つのエンジンー

1988年の9月、シュツットガルト（ドイツ）で「ヨーロッパにおける4つのエンジン」が、バーデンビュンテンプルク州、ローヌアルプ（フランス）、カタロニア（イタリア）、ロンバルディア（スペイン）との間で結成され、将来の相互協力について各々が覚書に調印した。友好交流の経緯については、1986年から88年にかけて、バーデンビュンテンプルク州がそれぞれの州と個別に友好交流を始めるということで共同宣言にサインしたことに始まる。それ以後同州はさらに、4つのエンジン（4州）に加え、87年にオンタリオ州（カナダ）と経済分野での協力を行うことで調印し、90年6月にはオンタリオはバーデンビュンテンプルク州と友好提携することで合意している。

現在4州において首脳会談は毎年行われ、事務レベルでの定期協議については更に頻繁に行われている。

#### (1) ワークグループ及び専門家会議

“4つのエンジン”を進めるに当たっては、①大学 ②交通 ③環境 ④情報、コミュニケーション ⑥芸術、文化 ⑦経済、等7つの行政領域についてワークグループを設置している。また専門家会議としては、①観光 ②社会問題 ③スポーツ ④職業訓練 ⑤学生の交流、の各分野で設置している。

#### (2) 活動内容と展望

“4つのエンジン”における活動内容の現状及び将来展望は次のとおりである。

##### ①「協同催事」

協同催事に関しては、1990年にロンバルディアとカタロニアで、91年にはBW州とローヌアルプで、デザイン、モード、芸術文化などの展示会を行い、技術、観光、スポーツ等についても交流が図られた。

91年5月にはリヨン（フランス）で“ユーロパノラマ”と称する、ヨーロッパ自治体のメッセが開催された。“4つのエンジン”の各州もこれに参加し、自治体レベルでの地域間協力は相互の発展を促すというゼミナールを行っている。

##### ②「経済分野」

経済分野の協力については、企業家代表団及び経営者によるゼミナールの実施により、情報交換等を行ってきている。そしてこれまでに、観光促進、デザイン、職業訓練などに関するゼミナールを順次行った他、次のような様々な協力を行っている。

・1989年、90年にはBW州の信託銀行、カタロニア銀行など4州の銀行が集まり、経済

分野における情報交換と協同事業を行った。

- ・経済分野の協力の一環として、職業訓練についての若者の交流を行った。
- ・4州の第3セクターとしての“経済協力支援財団”を通じ、技術移転、応用科学、直接投資、中小企業に対する協力などに関する相互協力を行っており、90年9月には、シュツットガルトにおいて“技術移転と応用科学”に関するシンポジウムを開催している。
- ・“航空、宇宙開発の分野における国境を超えた協力”というテーマで情報交換の場が持たれた。これについては今後ウェールズの参加も予定されている。
- ・オンタリオは経済に関する連絡事務所をシュツットガルトに設置した。今後の展望としては、連絡事務所を4州で共同利用しようという計画がある。また外国でのメッセ開催に関し、施設等のインフラを共同使用していこうという考えがある。
- ・BW州はプタペストとヨーロッパ外における経済的宣伝のためにメッセを開催したいと考えている。また、4州における中小企業の後継者を育てるための奨学金制度を始めようという予定もある。
- ・ローヌアルプはアフリカのマリにおける開発プロジェクトについて、他の3州の協力を呼び掛けている。また信用基金（財団）設立のため“銀行と証券取引情報の協力”というテーマによるシンポを、91年10月にシュツットガルトで行う。

### ③「大学間交流」

大学間交流に関してはこれまで、個別の大学の間で友好交流を進めてきた。BW州はローヌアルプと16、ロンバルディアと3、オンタリオと9つの大学の間で交流してきた。また学生の相互交流については、“エラスムスプログラム”により、ローヌアルプと11人、カタロニアと2人、ロンバルディアと1人の交流が行われている。なお1990年には、ローヌアルプとロンバルディアの間で学長同志による会合が持たれた。

90年6月からは大学をテーマに、経済学における共通学科の認定及び単位の共通認定に関し事務レベルでの話し合いが行われ、91年2月、6月からは、教育計画などに関する協力が始まっている。このことについては、92年、93年にまたがる冬学期までに決定することとしている。

また今後、学長並びに総長による定期的な会合を行っていく予定がある。91年4月には、BW州において“国際的な友好と協力”というテーマに基づく会議が開催された。

奨学金制度については、今後共同で設置、運営していこうという考えがある。つまりBW州においては現在奨学金制度をもっているが、この奨学金の対象として今後BW州以外の3州の学生を含めていこうというものである。91年にはカタロニアに対しバイオテクノロジーの分野での奨学金制度が始まったところである。

チュービンゲン大学においても、1991年11月にある科目に関し行われる。さらに1992年にはオンタリオ大学でも同じような制度がスタートする。つまりオンタリオ大学に行きたいと希望する人がいる場合は、ローヌアルプの人でもロンバルディアの人であってもBW州が奨学金を出すということである。

#### ④「交通」

このことに関しては、1989年11月8日“覚え書き”が作成された。そして4つの州の首相はその“覚え書き”にサインした。“覚え書き”の内容は、

- (1) ヨーロッパにおける交通政策（鉄道、空路、道路）の促進
  - (2) ヨーロッパにおける貿易の促進
- である。

この交通政策に関しては、4州の国レベルにおける交通政策担当部所及びEC委員会にも伝えられた。これらは今後、4つの州間の空路の改善、ICのような特急列車網の整備といったことにつながっていく予定である。

またECには“ストームプロジェクト”という、EC地域において新技術により運輸、交通管理、情報政策を段階的に発展させていこうという計画があり、“四つのエンジン”でもこのプロジェクトに参画していこうとしている。なおECにはもう一つ、同じようなプロジェクトとして“ローヌライン・シュツットガルト・ポリドーワ”といわれるものがある。

#### ⑤「環境問題」

ワーキンググループは1990年、州域を超えた“環境憲章”を取り決めた。そして4つの州の環境大臣及びオンタリオ州の大臣は90年11月にリヨンで会合を持ち全員これにサインした。また5つの州はこの憲章に基づきさらに共通の基準を作成したのである。その後、自然、環境保護といったことに関してはBW州において市町村レベルでのセミナーを開催しローヌアルプにおいても環境会議を開催したが、さらに4州は91年9月にシュツットガルトで行われた州政府の環境政策会議に代表団を送り、これまで環境問題の解決に積極的に取り組んできている。

この分野に関する将来の展望については、特にBW州とカタロニアで“自然に戻す運動”を進めようという計画がある。そして今後はワーキンググループの下にさらに、①自然保護 ②環境情報の調整 ③産業廃棄物 ④特別廃棄物 ⑤水質保全 という5つの分科会を設置する予定である。

なお“情報公開と住民参加”についてはカタロニアが、“水質保全”についてはオンタリオ州が担当することになっている。また産業廃棄物・特別廃棄物以外の一般廃棄物に関

する政策を共同で推進することについては既に合意がなされている。

#### ⑥「テレコミュニケーション」

テレコミュニケーションに関しては、4つの州におけるワーキンググループが1990年11月に“覚え書き”にサインしている。現在のテレコミュニケーションのシステムの弱点及び問題点については、既にパイロットプロジェクトによる分析がなされ、その結果、現在広域医療サービスを可能とするコミュニケーション技術の利用計画が進められている。

またECからの財政的援助により、ヨーロッパにおける研究所間ネットワークの構築、及び4州での行政機関間の高度通信技術網によるネットワーク化も進められている。

#### ⑦「農業」

BW州は1990年9月、カタロニアで行われた“農業メッセ”に参加した。またバードラペナウにおいても、“農地”というテーマで専門家の集まりがあった。4つの州はこれにも参加している。農地問題に関しては“四つのエンジン”としても今後集中的に取り扱っていくこととしており、1993年にはシュツットガルトにおいて“IGA93”を開催する予定である。

#### ⑧「社会問題」

社会の分野における会議については1991年6月シュツットガルトで第1回会議が開催されたが、92年にはカタロニアでの第2回会議も予定されている。第2回会議では“社会政策宣言”を締結したいと考えており、それ以降は、さらに老人政策、障害者政策といった分科会を設置し、分科会ごとに報告書を作成することになっている。

#### ⑨「ヒュールングスアカデミー」

4州間では研修生、講師の相互交流及びゼミナール等への相互参加も積極的に行われている。

BW州“ヒュールングスアカデミー”では、同州における幹部職員候補生のための2年間の研修期間のうち3ヶ月間を海外研修として他の3州に派遣している。派遣研修生の状況は、一昨年までにローヌアルプに5人、カタロニアに2人、ロンバルディアに1人、オンタリオに13人となっている。またオンタリオでは1989年6月に、上級職員のための“BW州の行政に関するゼミナール”が、カタロニアでは90年6月に同じく上級職員のための“BW州の行政と政治”“ヨーロッパの統合と連邦制”に関する講義が行われている。そしてオンタリオに対しては、BW州が90年10月、オンタリオの指導者教育の

向上に協力するため代表団を送っている。

“ヒューリングスアカデミー”では、さらにそのカリキュラムの一部において、日本、アイルランドなど外国からの研修生の受入れを行っている。

#### ⑩「芸術、文化」

この分野では、これまで4州の共同により芸術展示会、コンサート、バレエ公演の開催や、音楽学校間の友好提携、芸術家の交流などを行ってきた。なおこれらを進めるにあたっては、芸術の分野毎に各州が割り当てられ、それぞれがイニシアチブをとることで合意されている。そして1990年10月には“文化に関する会”がカタロニアの主導のもとに設立された。

また今後の展望としては、芸術・文化に関する定期的協議を4州間で重ねていくこととしている。そしてその第一回目の会議を91年4月リヨンで開催した。テーマは“地域における芸術政策とヨーロッパ4つのエンジンを例として”。92年7月には“音楽における文化的遺産”をテーマに第二回会議が開催される予定である

展覧会に関しては、現代芸術に関する展示会・展覧会を今後2～3年ごとに開催していく計画である。第一回目は92年5月～10月まで、“バーデンバーデン美術館”において開催される。

#### ⑪「法律」

法律に関する分野では、1991年3月ローヌアルプで“不動産収入についてのゼミナール”が、4州の公証人を対象として行われた。

#### ⑫「スポーツ」

この分野における4州間の協力は始まったばかりである。1991年1月にシュツットガルトに4州のスポーツ友好段が集まり、今後のスポーツマン支援とスポーツの振興について合意を得た。その内容はこれから検討されるが、当面、BW州40周年記念イベントとしてスポーツ大会を開催することとしている。

## 第3章 地球規模の政策課題による政策協力

### 1 核のない平和な社会の実現を目指して—国際非核自治体会議—

(一) 政府は次のことを速やかに実現させるため努力すること

(イ) 米、英両国に原水爆の実験を即時全面的に停止し、東西首脳会談を開いて実験禁止協定が速やかに結ばれるよう努力すること。

(ロ) 日本本土、沖縄への核兵器の持ち込みをさせないよう速やかに米国と協定を結ぶこと。

(ハ) 日本の「核非武装宣言」を行い、自衛隊の核兵器武装化を行わないことを世界に宣言すること。

(以下、略)

昭和33年6月6日 半田市

“非核自治体宣言”は、地方公共団体自治体が議会を通じて反核の意思を宣言として表明するものであるが、日本では1958年6月に愛知県半田市議会が初めて宣言を決議した。

その後日本においては今日ほど大きな運動にはならなかったが、1980年11月イギリス・マンチェスター市議会が非核宣言を出して以来運動は世界中に広がり、現在イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、スペイン、イタリア、オーストラリア、インドなど世界各国の数多くの自治体がこの運動に参加している。また日本においても宣言自治体は年々増加し、1992年には1786の自治体（都道府県15、市519、区16、町村1236）がこの“非核自治体宣言”を決議している。

#### (1) 非核宣言自治体運動の理念

非核宣言自治体運動の理念は、マンチェスター市議リスビー氏の次の言葉が雄弁に語っている。すなわち、

「電気・水道・清掃などのサービスを提供することだけが自治体の仕事だろうか。核戦争が勃発すればそれらの仕事はいっさい不可能になってしまう。われわれ地方自治体ができる真のサービスは、何よりも国際平和運動を支持し、教育を通じて子供たちにいかに隣人と仲良く暮らしていけるか、核兵器の恐ろしさをどのように伝えるか、ということである。」

このような理念は、未だに核の驚異が消えない社会にあって、運動の高まりとともに各国自治体の賛同を得るところとなっている。そしてその賛同の意を表す行動が、それぞれの自治体における“宣言”の採択へとつながっていくのである。

そしてこの運動では、核兵器を廃絶し恒久平和の実現に向けて各国政府を導くためには、世界の自治体が相互に連携を取り、力を合わせることによって世論を動かしていくことが最も重要なことであるということが強く認識されている。

## (2) 「国際非核自治体会議」の目的及び成果

1980年以降、世界的に大きな運動が巻き起こる中、1984年には第1回「国際非核自治体会議」がマンチェスター市において開催された。(神奈川県、川崎市、中野区が参加)

これまで会議はおよそ2年に1回開催され、参加自治体数も毎回多くなっている。会議の目的は次のとおりである。

- ①核兵器のない世界をつくるため、地方公共団体自治体の非核地帯運動の発展を推進すること。
- ②情報と経験を交換すること。
- ③国際レベルでの運動を統合調整すること。
- ④国際非核地帯のための新たな提案や方針を展開すること。

そしてこれまで会議を開催することによって、次のような成果が得られている。

- ・第1回会議 (1984年4月、イギリス・マンチェスター市で開催。9カ国99自治体参加)
  - (ア)世界各地から非核自治体の代表者が一堂に会したこと及びマンチェスター市に事務局を設けたこと
  - (イ)今後の運動を進めていくための自治体における“連絡調整機関”の設置を求めたこと
- ・第2回会議 (1985年3月、スペイン・コルドバ市で開催。10カ国99自治体参加)
  - (ア)専門家を交え“核の冬”“平和教育”などについて積極的な討論が行われたこと
  - (イ)日本からの参加自治体が、アジア太平洋地域での会議開催を提案したこと
  - (ウ)毎年6年1日を「国際非核自治体デー」と定め、非核アピールの国際統一行動を取っていくことを採択したこと
- ・第3回会議 (1986年10月、イタリア・ペルージャ市で開催。9カ国162自治体参加)
  - (ア)核軍縮に向けて、あらゆる核実験の即時停止、及び宇宙における新兵器の研究・実験の停止などを求めたこと



- (イ)核兵器のみならず原子力の平和利用についてもその是非が議論されたこと
- (ウ)今後2年に1度異なる大陸で会議を開催することを決めたこと
- ・第4回会議（1989年2月、アメリカ・ユージン市で開催。13カ国92自治体参加）
  - (ア)INF全廃条約、チェルノブイリ事故を反映し、海洋核と原子力の平和利用問題が改めてクローズアップされたこと
  - (イ)非核運動推進のため、東側諸国の自治体に働き掛けることの重要性が検討されたこと
  - (ウ)差別、抑圧、貧困、環境破壊のない「積極的平和」の実現、という非核運動の新たな地平について議論がされたこと
- ・第5回会議（1990年11月、イギリス・グラスゴー市で開催。23カ国122自治体参加）
  - (ア)核を取り巻く国際関係と開発状況について討論がなされたこと
  - (イ)東西冷戦を超えて自治体がつながる必要があることが確認されたこと
  - (ウ)核の利用計画と核が地球環境に及ぼすことについて議論されたこと
- ・第6回会議（1992年11月、日本・神奈川県で開催。18カ国181自治体参加）
  - (ア)今世紀中の核兵器廃絶を求め運動を進めることが確認されたこと
  - (イ)国連の安全保障構想と軍縮に関し、国際司法裁判所の強化、国連機関の意志決定過程における市民参加の重要性、国家主権擁護から人権擁護への転換などが提案されたこと
  - (ウ)非核姉妹都市協定等、自治体の地球的連携が軍縮・平和に向けて有効な方法であることが確認されたこと。

### (3) 「日本非核宣言自治体協議会」結成とその目的

日本における非核運動が活発化する中で、1982年8月、町として全国で初めて非核宣言を行った広島県府中町の呼びかけにより“非核宣言シンポジウム”が開催され、「核兵器廃絶平和都市宣言を呼びかける共同声明」が採択された。以後4回にわたり協議会設立のための準備会が開催され、1984年8月に非核宣言を決議した自治体をメンバーとする「日本非核宣言自治体協議会」が設立されたのである。

その目的は、①生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼び掛けるとともに、②非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立すること、である。そしてその目的達成のため、自治体間における情報交換を行い、広く非核宣言への呼び掛けを行う、とされている。

そして1986年からは、協議会総会とは別に、全国の非核宣言自治体により「非核都市宣言自治体全国大会」が開催されている。92年8月には広島市内において第7回全国大会が開催され（130自治体、315名が参加）、神奈川県藤沢市をはじめ8自治体から非核平和事業への取組について報告がなされた後“大会決議”が採択され、日本政府、国連、並びに核保有国に送付されることとなった。

なお同協議会は90年8月に、名称が現在の「日本非核宣言自治体協議会」に改称されている。

## 2 地球環境問題の解決を足元から－国際環境自治体連合（ICLEI）－

「国際環境自治体連合」（ICLEI）は、地球環境問題に取り組む自治体の国際的なネットワーク組織である。1990年9月、アメリカのニューヨークで開催された国連主催の世界会議「持続可能な未来のための自治体国際会議」に出席した42ヶ国200以上の自治体及び国連環境計画（UNEP）の提唱によって設立された。その目的は、

- ①地域の環境問題に関する専門的知識や能力の強化
- ②環境問題、環境政策に関する情報交換
- ③環境問題、環境政策に関する技術交流

など 11 項目にわたり、これらの目的に沿って現在数多くのプロジェクトが実施されている。

なお、ICLEI 設立にあたっては、UNEP、国際地方自治体連合（IULA）及びイノヴェイティブ・ディプロマシー・センター（アメリカの地域・自治体レベルの国際政策情報センターとして活動する民間団体）等の支援に依っている。

### (1) 活動内容

ICLEI には、「能力開発プログラム」「解決プログラム」「戦略プログラム」「エコビジネスプログラム」、ヒューマン・エコシステム・マネジメントの研究、メンバーシップネットワークづくり、など、主に6つの活動分野がある。

#### ①「能力開発プログラム」

“能力開発プログラム”の目指すものは、持続可能な開発や資源管理に関する自治体の能力強化である。そしてこのプログラムには、

- ・コンサルタントネットワークづくり
- ・専門家研修サービスの提供
- ・“国際環境大学”の設立（ドイツ・フライブルク市）
- ・自治体職員のための環境セミナーの開催
- ・地方自治体のための国際環境情報システム（データベース）の開発
- ・環境汚染対策のためのケーススタディの実施

などがある。

なお、このプログラムでは、大都市における廃棄物の削減に関する先進事例調査、建設におけるエネルギー消費の削減、持続可能な開発のための基本的とし管理へのエコロジー原則によるアプローチ（環境自治体の管理9原則“）の開発、などに関する情報を加盟自治体に対し提供している。

## ②「解決プログラム」

「解決プログラム」は、研究員、自治体職員、業界、政府の専門家らにより環境計画の策定及び共同研究などを行うものである。そしてその具体的内容は、“都市CO削減プロジェクト”及び“エコロジカルアプローチによる水質管理”である。

“都市CO削減プロジェクト”はICLEIの本部（トロント）が担当しており、アメリカ環境保護庁等の支援により、現在世界の12都市をネットワークして進められている。そしてこのプロジェクトでは、

- ・技術的、経済的モデル分析を含む二酸化炭素排出削減のための政策フレームづくり
- ・二酸化炭素の排出量を今後25年から50年の間に現状から60%削減するための、費用面、公正面、雇用面及び制度面からの評価
- ・温暖化に対する地球規模での都市ネットワークの拡大

等がテーマとなっている。このプロジェクトに参加しているのは、主にヨーロッパ、アメリカの都市であるが、ICLEIではプロジェクトへの日本からの参加を強く求めている。

“エコロジカルアプローチによる水質管理”ではアメリカの諸都市を対象に、1992年からはじめからエコロジカルアプローチによる水質管理プロジェクトを進められている。

## ③「戦略プログラム」

1992年6月ブラジルで開催された国連の「地球サミット」(UNCED)では、ICLEIが提唱していた“ローカルアジェンダ21”が、“アジェンダ21をサポートする地方自治体の取組み”という分科会の中で正式に認可された。このことにより“ローカルアジェンダ21”は、地球環境保全のための行動計画“アジェンダ21”の一部として、自治体の環境政策の世界的フレームワークとなったのである。そしてサミットでは、

- ア、世界各国の自治体は1996年までに市民との間で“ローカルアジェンダ21”についての合意形成を図ること
- イ、1993年までに自治体間の協力を推進する国際的ネットワークを作ることが協議された。

またヨーロッパでは、92年10月、13名のコアチームにより“ローカルアジェンダ・ヨーロッパレポート”が発行された。このレポートには持続可能な開発に関する自治体の役割及びヨーロッパ各都市におけるケーススタディが盛り込まれている。

## ④「エコビジネスプログラム」

このプログラムは、ICLEI加盟自治体と民間企業、自治体、公社、及び「国際自治

体連合」(IULA)との連携をとる中で、自治体の環境保全政策に必要な商品、サービス等に関する研究開発を進めるとともに、省エネ型・環境保全型商品の共同購入による市場の安定化及び低価格化を図ることなどにより、民間と行政とのパートナーシップ作りを目指すものである。

なおICLEIでは、上記プログラム以外にも、国連環境計画(UNEP)の委託を受けて世界各地で環境問題に先進的に取り組んでいる自治体に贈る、「地方自治体表彰」の選抜に当たっている。1992年は「地球サミット」の場において、日本の北九州市を含め世界12の都市がこの賞を受賞した。

## (2) 「世界事務局」と「ヨーロッパ事務局」

ICLEIでは、正会員である自治体はその執行委員を選出することを通し政策決定に参加するシステムをとっており、運営も彼ら自身によってなされる。なお事務局は、世界事務局のほか現在ヨーロッパ事務局が設置されている。

### ①世界事務局

世界事務局はカナダのトロントにある。1991年8月より6年間の契約によりトロント市の市庁舎内におかれているもので、トロント市は世界事務局の候補地として上げられた世界16の都市の中から、これまでの環境保全に関する実績等により選ばれた。

### ②ヨーロッパ事務局

ヨーロッパ事務局は、1991年から15年間の契約でドイツのフライブルク市に置かれている。同事務局はICLEIの“国際環境大学”(教育研修・トレーニングセンター)を併設し、会員に対する研修プログラムを提供している他、地域内におけるコンサルティングや情報提供等を行っている。またこれまで、1992年2月の「地方自治体の環境保護振興のための国際専門家会議」の開催に際しては、ドイツ環境大臣の委託を受け会議の企画・準備・運営にあたった。さらにヨーロッパ版“ローカルアジェンダ21”の作成に関してはコーディネイターとしての役割を果たしている。

ヨーロッパ事務局はヨーロッパにおけるICLEIの地域代表として位置づけられ、また国際自治体連合(IULA)からは“ヨーロッパの環境庁”としての位置付けがなされている。

### ③「アジア太平洋事務局」の開設に向けて

1992年6月、ICLEI幹事会は、アジア地域でのネットワーク作り、情報交換をはじめ

め、活動全般をコーディネートするための「アジア太平洋事務局」の開設・運営団体を募集することを決定した。開設地の選考はコンペティション方式で行い、開設団体はアジア地域全体から公募し1団体を選ぶというものである。当該団体は、環境保護に関するこれまでの活動実績、今後の展望、財源・人的資源・設備等の提供といった基準により選考され、選考結果は1993年6月のI C L E I 重役会議の場で発表される予定である。

### (3) 会 員

1993年2月現在会員数は79となっている。

[会員リスト] 1992年7月現在

- (カナダ) ・ トロント
  - ・ バーリントン
  - ・ エドモントン
  - ・ ハミルトン・ ウェントワース
  - ・ オタワ
  - ・ キッチュナー
  - ・ ピーターブロー
- (ドイツ) ・ フライブルク
  - ・ ベカム
  - ・ ノルドハウゼン・ カウンティー
  - ・ ロストック
  - ・ マゲドベルグ
  - ・ ハノーバー
  - ・ ドレスデン
- (トルコ) ・ アンカラ
- (フィンランド) ・ フィンランド都市協会
- (ギリシャ) ・ アテナ
- (ブラジル) ・ ペロホリザンテ
  - ・ クリディバ
  - ・ サンパウロ
  - ・ ヴィットリア
- (イタリア) ・ ボローニャ
  - ・ シッタ・デ・カステロ
  - ・ 全国自治体協会
- (フランス) ・ リル
- (ウクライナ) ・ ルウィウオ
  - ・ キエヴ
- (オーストリア) ・ インスブルック
- (シエラレオーネ) ・ フリータウン
- (オーストラリア) ・ 西オーストラリア自治体協会
- (アメリカ) ・ バークレー
  - ・ バーミンガム
  - ・ デイドカウンティ
  - ・ デンバー
  - ・ ニューアルク
  - ・ オリンピア
  - ・ ポートランド
  - ・ (株)公共技術社
  - ・ サンホゼ
  - ・ サンタモニカ
  - ・ バザジーナー
  - ・ ミニアポリス
  - ・ マンシー
- (ポーランド) ・ グダンスク
- (イギリス) ・ グラスゴー
  - ・ 地方自治体ビューロー
  - ・ ライチェスター
- (エクアドル) ・ グアヤキル
- (ポルトガル) ・ リスボン
- (サウジアラビア) ・ イスラム首都機構
- (チェコスロバキア) ・ クロノヴ
- (ケニヤ) ・ モンバサ
- (シリア) ・ ケニアトラ
- (オランダ) ・ ハーグ
- (スウェーデン) ・ ストックホルム
- (デンマーク) ・ コペンハーゲン
- (ノルウェー) ・ フレッドリックシュタツ
  - ・ ノルウェー地方自治体協
  - ・ スタヴェンジャー
  - ・ トロサム
  - ・ トロンド Heim
  - ・ オスロー

## 第4章 シンクタンクと行政による政策協力 ーレギオ協会・バーゼルー

レギオとは、スイス、ドイツ、フランスの3国境が接するライン河上流域の名称であるが、正式に認められたものではなく、そこに住む人々が互いに呼び合う俗称として伝えられてきた歴史的な名称である。

レギオ地域はスイスのバーゼル、ドイツのフライブルク、フランスのミュルーズという3つの中心都市からからなり、全域は9,000平方<sup>キ</sup>、域内には820の自治体を擁する。ほぼ200万人の住民（スイス、ドイツ、フランスで約3分の1ずつを占める）が、お互いに国境を挟んで隣合う状態で生活している。これまで3つの国境線は戦争の度に変更され、その都度生活の基盤から言語まで失ってしまうという悲劇を繰り返してきたが、歴史的には、スイスやドイツ、フランスといった国家が立ち現れる遙か以前に、先住者であるケルト人がこの地に住みついて以来、緊密な関係が続き、ドイツ語方言を共通の言語として交流してきたという経緯がある。

一方こうした状況の中であってバーゼルーは、今日南と北、西と東の幹線交通の交点にあたり、ヨーロッパ鉄道交通の結束点となっている。様々な国の主要な交通幹線と連結しているとともに、3ヶ国全ての鉄道ネットワークと直に連結しているのである。バーゼルー都市圏は、3ヶ国50万以上の人口を包含する規模となっている。

### (1) 「レギオ協会・バーゼルー」の設立目的及び今日的な課題

「レギオ協会・バーゼルー」(REGIO BASILIENSIS)は、1962年スイス民法に基づく社団法人として創設されたシンクタンクである。その設立目的は、レギオ地域における、経済的、政治的、文化的発展を促進するためのプランニングに参画すること、国家間、国家と地域、あるいは国境を挟む地域と地域の諸問題に関する調整機能を果たすこと、及びこれらの中のネットワークの拡大である。

そして、レギオ協会が今日取り組んでいる課題としては、レギオ地域内の8つの大学（短期大学を含む）との交流、連携があげられる。すなわち、大学間の単位の相互認定、あるいは各大学による研究開発部門の分担とネットワーク化などである。この研究開発における分担とネットワーク化は、ミュルーズやストラスブール（フランス）やフライブルグ（ドイツ）の研究開発型企業のインキュベーター事業とも関連して、航空宇宙産業やバイオテクノロジー、医薬品といった分野における先端技術開発を国際的に促進するものである。協会が取り組む課題は地域の抱える問題すべてに関わっているが、このように相互の連携による共同人材育成や先端技術の集積は、国境によって長く分断されてきたレギオ地域が取り組む最も重要な課題として位置づけられる。



そして今日的な課題の2つめは、国境を超えた労働者の流入問題である。特にフランス側から発展の著しいドイツ・バーデンビュルテンブルグ州や産業の集積するバーゼルへと流入する外国人労働者による摩擦問題は、EC統合下の課題同様このレギオ地域における大きな課題となっている。

## (2) 「レギオ協会」及び「レギオ協会・バーゼル」の組織

### ① 「レギオ協会」の組織

レギオ協会の組織は図のとおりである。レギオ協会は国家間の外交レベルから非公式な会議に至るあらゆるレベルで調整役、秘書役として関わっている。非公式と公式を結びつけているのは、「個人資格」によるネットワークである。各委員会の役割は次のとおりである。

#### ア “三国政府委員会”

スイス、ドイツ、フランスによる“三国政府委員会”は、1975年11月3日、国境を挟む「隣接地域における諸問題の解決と研究」に関する国家間の覚書により創設された。通常年1回各国持ち回りで開催され、それぞれにおいて、外務大臣により選任された8名の専門家から成る代表团により構成される。

#### イ “地域委員会”

3 国境地域のすべてに関わる問題については、南部の“3 地域委員会”（バーゼル準州、フライブルグ市、アルザス県）を取り扱うが、ライン河に沿った長い国境線を有するドイツとフランスだけに関わる問題については、北部の“2 地域委員会”が取り扱う。“3 地域委員会”は年2回、3つのレギオ地域の持ち回りで開催され、政府委員会の指示により問題に取り組むが、他方で、政府委員会や地域の関係機関に様々な勧告や提案も行い、また下部にワーキンググループを設けることができる。

### ② 「レギオ協会・バーゼル」の組織

「レギオ協会・バーゼル」は主に次のような内部機構を有している。

#### ア “運営委員会”

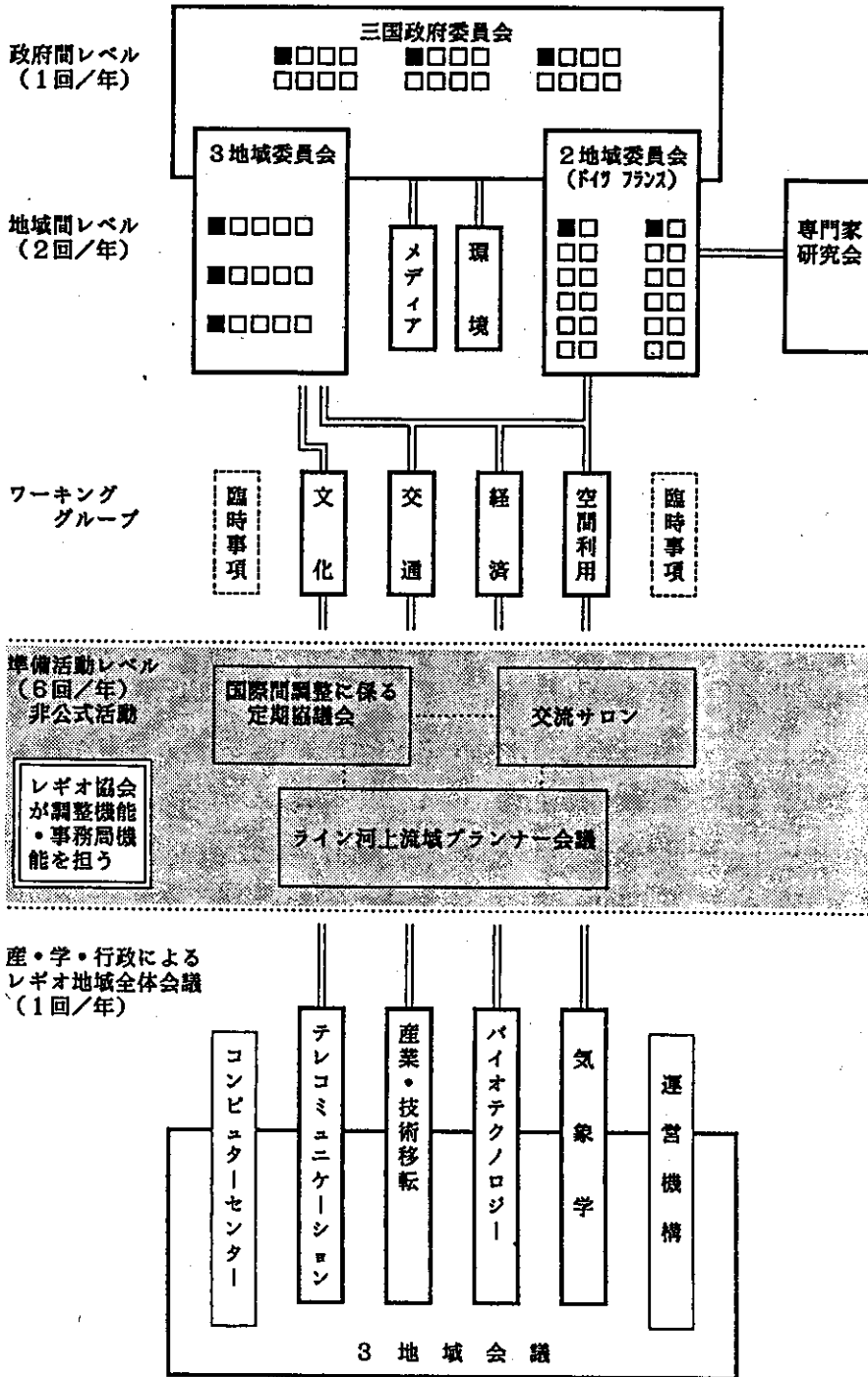
“運営委員会”は選ばれた主要なメンバーによって構成され、年に4回会合を開く。メンバーは商工会議所会頭、政治学者、銀行家、主要企業の社長などである。

#### イ “ワーキンググループ”

“ワーキンググループ”は毎週ランチタイムに集まり、急を要する諸問題について討議する。政治、経済、研究等に関するグループがあり、17名の専門家及び学者によって構成されている。

#### ウ “国際間調整に関する定期協議会”

国境を超える協力体制 (1988年時点)



この協議会は非公式ではあるが、ほぼ年7回開催されている。常任メンバーは次の機関から出ている。

- ・スイス側－バーゼル準州(都市部及び農村部)の合同地域計画部局
- ・ドイツ側－ライン河上流地域やボーデン湖周辺地域の公的な計画機関、及びローラッハ地域の郡議会事務局
- ・フランス側－レギオ協会・ミュールーズ、ホート・ライン県の地域計画部局、及び公的な活動グループである「ライン河上流地域における経済社会の発展に関する行動委員会」

なお事務局は組織の執行機関であり、様々な人的ネットワークの接点となっている。また調査研究活動や、協会が設置したプロジェクト(例えば“北西スイス地域の経済研究”等)への支援も行っている。スタッフは理事長以下10名、常勤は3名で後は非常勤、パートタイマーによって維持されている。

#### 4 レギオ協会の歩み

レギオ協会の創設に奔走した人物は、ハンス・ブリナーというバーゼル出身のジャーナリストである。彼の活躍により第2次世界大戦により分断されていたレギオ地域に人々の交流が始まり、さらに産業界、学識者とのネットワークが広がり、レギオ協会の創設へと結びついていくのである。以降3地域協力の発展の歩みは、次のように整理される。

- ・1963年、バーゼルにおいて“ヨーロッパ国境地帯における利害の共有”という考え方がレギオ協会の創設とともに宣言された。そして、この協会への政府(州・県)や産業界(企業)、学識者(大学)の参画が積極的に呼び掛けられた。
  - ・1965年、レギオ協会バーゼルのフランス側パートナーがミュールーズ市において創設された。
  - ・1972年からは、ハイデルベルグ市主催による「ライン河上流域の地域プランナー会議」が開催され、ライン河上流域の14の関係機関によって、自主的な協力活動やコンサルティング、出版といった事業が行われた。そして1973年からは、州や県が財政面で協会をバックアップすることとなる。
  - ・1976年からは、「3ヶ国会議」が国際的に位置づけられた「隣接する諸問題に関する政府委員会」に格上げされ、2つの地方委員会と公式のワーキンググループが設けられた。
  - ・1985年、ドイツ側レギオ協会がフライブルグにおいて創設される。
- そして1989年にはバーゼル駅に3ヶ国の大統領、首相が集まりサミットが開催されたの

である。

このような流れの中でレギオ協会は、政治家、行政官、地域プランナー、学識者等様々な人的ネットワークを拡大し、社団法人として社会的認知を広げていくのである。

## 5 レギオ協会の意義

国境を超えた地域の連携を図る際最も大きな障害となるのは、国家間の政治・行政制度が異なる場合である。この場合はたとえ隣接する地域であっても、お互いの交流は許されないことがある。しかし他方、地域には国家間の事情とは別に地域独自の問題があり、さらにた地域が発展するためには地域間の情報交換、あるいは地域相互の協力が不可欠である。

こうした状況の中でレギオ協会は、国家と地方、国境を挟む地域相互、あるいは、産・学・行政相互といった様々な主体間における国際交流および国際連携のためのコーディネーターの役割を果たしてきた。特に国際間における調整に関しては、国家の制度的枠組みに拘束される行政機関に代わって、国家間の非公式の意志疎通の役割を担ってきたといえる。そしてまた、国境で分断された地域間の情報交流を円滑なものにしてきたのである。

これらの役割を果たすためには、レギオ協会が民間組織であることが幸いした。すなわち、公式には問題の解決が困難な場合においても、民間組織であるが故に円滑な解決が図られてきたのである。そして、

- ①レギオ協会が民間主導によって創設され活動していること
- ②自治体が会員や構成員となること、あるいは協会の活動資金に補助することなどにより協会と密接な連携を取っていること
- ③レギオ協会が国際的なネットワーク組織であること

がこの組織の重要なポイントとなっているのである。

# 第5章 国境を超えた政策協力の今後の方向性

これまでみてきたように、いま世界における自治体相互の政策協力は活発化し、そのネットワークはますます拡大してきている。すなわちこれまでの親善、友好を目的とした国際交流の姿は、“政策”を主体として関係を切り結び、自治体間に“共通の利益”をもたらすような協力へと大きく変化してきているのである。

国家観念の崩壊、分権化、及び国際化とボーダレス化の一層の進展といった時代背景の中で、今後こうした自治体間の国境を超えた政策協力はどのような方向をたどるのであるのか。以下、いくつかの点に沿って考えてみたい。

## 1 共通化する政策課題

現在活発に行われている個別の政策課題による政策協力の課題は、“湖沼”や“歴史都市”あるいは“火山”といったように、その自治体に個別の独自性の高いものである。すなわち、こうした課題での政策協力の当事者になることができるのは、湖沼や歴史的都市、火山を有する自治体に限られている。しかしこうした政策課題は、一方で都市化の一層の進展による地球規模での都市型社会の増加により、今後共通化が進んでくるものと考えられる。

平成5年4月には国連の提唱により第1回「世界都市経営会議」の開催が東京において予定されているが、ここでのテーマは大都市の\_\_\_\_\_であり、こうした共通テーマのもとに世界の68都市の市長、行政実務者等の参加が予定されている。都市経営という言葉も様々な課題を含んだ言葉であるが、今後都市型社会における自治体の増加は、政策協力を必要とする課題を、福祉、環境、教育、都市計画といったように自治体政府としてのあらゆる政策課題へと拡大させることとなるだろう。

## 2 政策課題ごとの政策協力の増大

政策課題の共通化と多様化が進む中で、こうした様々な課題ごとの国境を超えた政策協力はますます増大していくと考えられる。その理由は、

- (1) 目的、ポリシーが明確である
  - (2) 成果が明確である
  - (3) 最も適切な相手と協力関係を結ぶことができる
- } → 市民に対してわかりやすい

などがあげられる。そして(3)については、課題の解決ごとに協力関係を終了させることができるということも含まれており、限定された相手と時限のない交流を行うことと比較すると特に優れた点ということができる。

### 3 地球規模での課題に対する協力の活発化

政策課題の共通化と多様化の一方、現在、環境問題をはじめとした、人権、平和、開発という、いわゆる地球規模での課題が増加してきている。そして今後、こうした問題の解決に対する自治体からの取組は活発化していくものと思われる。その理由は大きく2つある。

1 つは、“政府”といわれるものが分化してきていることがあげられる。すなわち、これまで“政府”といえばそれは「国家」のみを意味していたが、今日のように国境を超えて人、物、金、情報が行き交い、国をとおさずに地域と地域、自治体と自治体が直接関係を結ぶことができるような時代にあつては、自治体及び国際機関等も独自の政策主体すなわち“政府”として位置付けることが必要となつてきているのである。そしてこうした時代潮流を表す例が、自治体同士の国境を超えた政策協力であり、地球規模での課題に対する広域ネットワークによる取組である。

また今回取りあげてはいないが、発展途上国の環境問題解決のための技術支援、人材育成などを行う北九州市のような自治体も増えてきている。これは“自治体版ODA”とも呼ばれるもので、北九州のほかにも現在次のようなものを取組がなされている。

- ・ “予算の1%をODAにー”（逗子市）
- ・ “NGO活動の支援ー民際協力基金ー”（神奈川県）
- ・ “人材育成を柱とした国際協力センター建設”（広島県）

2 つ目は、自治体政府のできるものが大きくなってきているという点である。すなわち地球環境問題も、問題の発生源は市民一人一人が生活する地域にあり、その解決のためには地域からの取組こそが求められるのである。そしてそこで自治体は市民に最も近いところに位置し、生活レベルでのノウハウを最も豊富に持っているのである。

先に述べた環境問題に対する北九州市の技術支援などは、かつての北九州市自らの大きな政策課題であった公害問題とそれらの克服を最大限に活用したよい例であるが、これらの取組も直接、間接に地球環境問題解決の一端を担っているのである。

一方自治体の側には、こうした取組を国からの指示ということではなく自らのアイデンティティから世界への“貢献策”として積極的に位置付けているところや、当然果すべき役割りと受け止めているところが増えてきている。自治体自らがこうした意識を持つかどうか、地球規模での課題に対する自治体の今後の取組に大きな影響を及ぼしていくことが言える。

### 4 増加する「国際会議」

どのような課題であれ、自治体が国境を超えて政策協力を行うにあたっては、今後は一層「国際会議」の開催という方法が増加してくるものと思われる。それは航空機等の発達

にともない、移動手段が簡単に且つ迅速に行われるようになったためばかりではない。国際会議の開催自体に次のようなメリットがあるからである。

- (1) 様々な国の様々な人と一堂に会することができる
- (2) 日常的な取組の発表の場としてアピール効果が高い
- (3) 持ち回り開催などによりそれぞれの独自性が発揮できる
- (4) 他の人が参加しやすい

特に、自治体職員のみでなく市民や学識者、国あるいは国際機関の職員など様々な人とのフェイス to フェイスの情報交換によるメリットは大きい。またこうした出会いがさらに“人と情報のネットワーク”へつながっていくのである。そして活動状況や取り組み状況の他の自治体や市民へのアピール効果についても、どこの国のどこの自治体が何をしているのかをわかりやすく伝えるためにも、国際会議の開催という形式は優れていると言える。

このような理由により今後一層国際会議を通じた政策協力は増加してくると思われるが、国際会議の開催には多くの経費、人手、時間が必要とされるため、大規模な国際会議であればあるほど、会議の目的をはっきりさせることが重要である。

## 5 マルチラテラルな自治体間関係の形成

都市化の急速な進展とそれによる共通課題の増加は、国境を超えた政策協力を押し進めるが、同時にこれらは自治体間のこれまでの“バイラテラルな関係”を“マルチラテラルな関係”へと推移させる。すなわち相互協力を行い課題の解決を図りたいとする自治体の増加へとつながっていくのである。そして2つの関係による政策協力を比較した場合の相違点としては、マルチラテラルな自治体間関係の法が、より多くの政策情報に接することにより、より多面的で優れた協力を行うことができることなどがあげられよう。

また地域的な観点からこれらの関係性を見ると、今後政策協力の課題毎に、アジア、ヨーロッパといった地域単位におけるマルチラテラルな関係、あるいは地球規模でのマルチラテラルな関係など、様々な態様が出てくるであろう。しかし重要なことは、単にマルチラテラルな関係を構築することではなく、ここでも何故、どうしてその自治体と政策協力をするのかを明確にしておくことである。そうでなければ複数間での政策協力は相互にミスマッチを招き、継続的な協力は望めないだろう。

## 6 多様なネットワークの形成

今日の国境を超えた政策協力の共通事項及び特色としては、国や国連との連携、あるいは大学、研究機関との連携を指摘することができる。現在行われている連携の主な態様は次のとおりである。

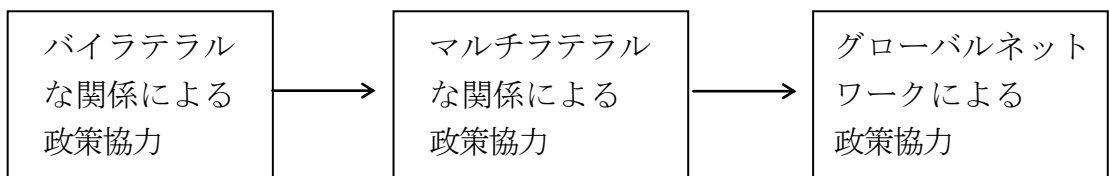
- ①自治体と国との連携
- ②自治体と国連、国際機関との連携
- ③自治体と大学、研究所との連携

それぞれについて例をあげるとするならば、国との連携については斜面都市会議における建設省、国連、国際機関との連携については湖沼環境会議における国連環境計画（UNEP）及び経済協力開発機構（OECD）、大学、研究所との連携については火山フォーラムにおける鹿児島大学などである。またこの他にも国際会議の開催にあつては、国、国連、国際機関、大学、研究所などが共催、協力、後援または、パネリスト、発表者として参加している。そしてさらに密接な連携の例としては、「アジア太平洋都市間技術協力ネットワーク」設立の提唱者としての国連アジア太平洋委員会（ESCAP）、同じく「国際環境自治体連合」設立の提唱者としての国連環境計画（UNEP）などのように、組織作りそのものに関係したケースもあげることができる。

こうした状況からも明らかなように、今日自治体が国際的な協力を推進していくためには、国連、あるいは大学といった幅広い重層的なネットワークの構築が必要とされているのである。そしてこのようなネットワークによる様々な人と情報の連関は、自治体が政策協力を進めていくうえでの大きな推進力となっているのである。

## 7 グローバルネットワークの形成

今まで述べてきたことを踏まえ、今後の自治体間の政策協力の段階とひとつの方向性を整理してみると、次のように示すことができる。



こうした方向性による例として、“外国人問題”を考えてみよう。

今後ボーダレス化が一層進んだ社会にあつては、国境を超えた人の移動は更に活発となり、日本のみならず各国に定住する外国人の数は格段に増加することが予想される。そうした状況にあつて、外国人の医療、年金、福祉、労働、参政権といった課題は自治体間に共通する大きな政策課題となってくる。そこでこの課題を抱える自治体間で政策交流・政策協力が進められることとなるのである。そして将来国境を超えて政策協力が必要とされる課題は、都市化社会の一層の進展とそれに伴う共通課題の増加によってますます増大していくであろう。すなわち、今後政策協力が必要とされる課題は特別な課題ではなく、福祉、教育、まちづくりなど様々な政策分野にわたっていくだろう。



バイラテラルな関係からマルチラテラルな関係へ、そしてグローバルなネットワークへとネットワークは進む。グローバルなネットワークは様々な人的ネットワークと情報のネットワークを構築し、そこでの多様な情報交換、政策交流により、政策協力は一層推進されていく。それは時代の潮流であると同時に、現代における自治体自らの積極的な選択の結果となるだろう。

## 8 グローバルネットワークによる共通政策の策定

今後グローバルなネットワークによる政策協力は自体間にどのような成果をもたらすのであろうか。

現在活発化してきている国際会議の開催によるひとつの特徴は、“宣言”あるいは“声明”の採択をあげることができる。それは例えば、国際湖沼環境会議における“琵琶湖宣言”であり、「国際自治体連合」における総会ごとの“声明文”などである。そしてこれらは現在一種の流行であるかの如く国際会議の開催後とに採択されている。

“宣言”あるいは“声明”が有する意義は、国際会議に参加した自治体及び関係者の合意と結束の象徴として、また国際会議の存在とその開催を市民、他の自治体あるいは国へアピールするものとして、現在においても決して小さくはない。しかし“実効力”“実効性”の点からは不十分と言うべきであろう。何故なら、こうした会議に参加する自治体はまだ一部であり、そうした一部の自治体同士の任意のものとしてしか受け止められないからである。が、今後政策課題ごとの政策協力が国境を超え、さらに国、国際機関等の参加を得てグローバルネットワークのもとに行われるようになったならば、こうした“宣言”あるいは“声明”は現在の意味を超えたものとなるだろう。すなわちこのような段階においては、世界の自治体の共通の意思を表明するものとして大きな力を有することとなるのである。またもしこれらが“宣言”としてではなく、もっと明確に“共通計画”あるいは“共通政策”という形を取った場合には、これらの持つ意義と効力はもっと大きなものとなるだろう。

1990年9月に設立された「国際環境自治体連合」(ICLEI)では、先のブラジルにおける「環境サミット」で、世界各国の自治体に対し“ローカル・アジェンダ”の作成を呼び掛けたが、地球規模での環境悪化という背景も相まってこの呼び掛けに対する各国自治体の反響は大きく、現在同団体へ既に加盟している自治体のみならず、環境悪化を憂慮する多くの自治体がこの計画を指示している。そして、国からの指示を受けること無くまさに自発的に“ローカル・アジェンダ”の策定に取り組んでいるのである。

自治体のグローバルなネットワーク組織である「国際環境自治体連合」の設立と、自治体連合による“共通政策”の策定は、政策協力の最も進んだ姿ということができるといえる。



## 第Ⅲ部 都道府県における海外情報収集能力の実態

はじめにー

これまでみてきたように、今後国境を超えた政策協力はますます活発となり、また重要となってくる。そしてこうした政策協力をを行う際に必要なことは、①どんな政策課題に関して ②どこの自治体と ③どのように協力していくのか、ということについての詳細な検討である。もしこのような検討が充分になされないまま政策協力を行おうとすれば、多くの時間と多くの費用にもかかわらず、形式のみの成果の乏しいものとなるだろう。また場合によっては、途中で立ち行かなくなってしまう事態さえ考えられる。

こうした状況を回避し、政策協力の目的に沿って相互が期待するような成果を得ようとするならば、今後、どこの自治体がどんな制作を行っているのか、あるいは行おうとしているのか、また、その政策課題を解決するために協力すべき最も相応しい相手は誰なのかについて、常に情報収集しておくことが重要である。考えようによっては、この日ごろからの詳しい情報収集ということが、現時点での日本の自治体にとってのウィークポイントであり、かつ最大の課題と言えるかもしれない。

このような問題意識により、今回都道府県における海外情報の収集状況を、“海外事務所”の設置状況、及びそこでの業務内容を通じてみることにした。そして併せて、神奈川県政策担当課における海外情報の収集状況と海外自治体等とのネットワークの現状についてヒアリング調査により探ってみた。

# 第 1 章 都道府県における海外情報収集能力の実態

## 1 都道府県における海外事務所の設置状況及び業務内容

### (1) 都道府県における海外事務所の設置状況

(財)自治体国際化協会の調べでは、都道府県における独自の海外事務所の設置状況は、平成3年4月1日現在15となっている。地域的にはアジアが18と最も多く、次いでアメリカ(8)、欧州(4)となっている。

単独の海外事務所設置状況

都道府県名	都市名	派遣職員の数	現地採用職員数
東京	ニューヨーク	3人(内管理職2)	2人(内現地日本人2)
	パリ	2人(〃2)	1人(〃1)
神奈川	大連	2人(〃0)	3人(〃0)
長野	サンパウロ	0	1人(〃1)
大阪	上海	2人(〃0)	1人(〃0)
	ニューヨーク	1人(〃0)	1人(〃0)
	ロッテルダム	2人(〃0)	1人(〃0)
	シンガポール	2人(〃0)	1人(〃0)
	香港	2人(〃0)	1人(〃0)
	シドニー	1人(〃0)	2人(〃0)
兵庫	シアトル	2人(〃1)	2人(〃1)
	香港	1人(〃0)	2人(〃0)
広島	ロサンゼルス	1人(〃0)	1人(〃0)
	ソウル	0	1人(〃0)
	シンガポール	1人(〃0)	0
山口	香港	1人(〃0)	1人(〃1)
福岡	香港	1人(〃0)	1人(〃0)
	ソウル	1人(〃0)	1人(〃0)
鹿児島	香港	1人(〃0)	1人(〃0)

## (2) 海外事務所における業務内容

自治体が独自に設置する海外事務所における主な業務内容は下記のとおりである。

- ①都市提携及び友好提携その他外国諸都市等との交流事業に関わる連絡・調整
- ②外国諸都市の行財政課長制度等に関する情報収集及び調査・研究
- ③外国諸都市に対する産業、地理、文化をはじめとした当該自治体の情報
- ④当該自治体からの使節団の受入れ及び連絡・調整

## 2 都道府県における海外への職員派遣状況

### (1) JETRO（日本貿易振興協会）への派遣状況

北海道、秋田、山形はじめ11の都県では、JETROを通じ現在次のとおり職員を派遣している。

JETROへの職員派遣状況

都道府県名	派遣国数	派遣職員数	都道府県名	派遣国数	派遣職員数
北海道	1	1	神奈川	3	3
秋田	1	1	石川	1	1
山形	1	1	福井	2	2
東京	2	3	長野	4	4

また、JETRO海外事務所での事業内容は次のとおりであり、経済活動の振興、企業誘致等が主な目的となっている。

- ①経済情報、貿易情報の収集・提供
- ②有望な海外市場を紹介するためのマーケット調査、メーカー調査の実施
- ③取引促進のための、県内産製品及び海外産製品の紹介、引き合い、斡旋
- ④取引促進のための、県内企業の紹介及び海外企業の紹介
- ⑤県内企業の輸出入、企業進出、合弁、交易等に関する活動支援
- ⑥海外での見本市開催に係る支援

### (2) (財)自治体国際化協会が設置する海外共同事務所への派遣状況

(財)自治体国際化協会では、現在ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポールの4ヶ所へ海外共同事務所を設置しているが、そこへの職員の派遣状況は次のとおりである。

(財)自治体国際化協会による海外事務所開設状況

事務所名	開設年月日	所員数 (現地所員数)	職員派遣自治体
ニューヨーク事務所	1989. 4. 1	13人 (3)	東京、鹿児島、広島、福岡 岡山、静岡、宮城、仙台
ロンドン事務所	1989. 10. 1	11人 (3)	愛知、岡山、大分、島根 三重、埼玉、香川、宮城
パリ事務所	1990. 10. 1	7人 (2)	京都、広島、大阪、栃木 宮城
シンガポール事務所	1990. 10. 1	7人 (1)	兵庫、長崎、岐阜、鹿児島 京都

(3) その他の派遣状況

上記JETRO及び(財)自治体国際化協会を通じた職員の派遣のほか、都道府県では現在国際協力の推進あるいは経済協力の推進等を主な目的として、外務省、国際交流基金、金融機関、民間企業、及び自治体へ職員を派遣している。

その他の派遣状況

分野	派遣先	派遣自治体
国際協力	外務省 (大使館等)	北海道 (加)、富山 (米)、福岡 (韓)、熊本 (米、タイ)、兵庫 (豪、フィリピン)
	国際交流基金	福岡 (タイ)、熊本 (仏)
経済協力	金融機関 (在外支店)	栃木 (香港)、千葉 (米)、福井 (米)、岐阜 (米) 山口 (香港)
	産業関係	東京 (米;東京貿易会) 新潟 (韓;産業貿易事務所) 岐阜 (仏;アパレル)
友好交流 ・研修等	友好提携州等	東京 (豪;ニュー・サウス・ウェールズ州、中;北京 韓;ソウル) 富山 (米;オレゴン州) 山梨 (米;アイオワ州)

3 神奈川県における海外事務所、海外駐在の状況

(1) 駐在先及び担当地域

これまでみてきたように、神奈川県では単独事務所を大連に設置し、またJETRO (

ロスゼルス、シンガポール、ロンドン)へそれぞれ職員各 1 名を派遣している。駐在員ごとの担当地域は次のとおりである。

#### 海外駐在員の担当地域

ロスゼルス駐在員	アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ合衆国
シンガポール駐在員	シンガポール共和国、インドネシア共和国、タイ王国、マレーシア、ブルネイ・ダルサラーム国、フィリピン共和国、香港
ロンドン駐在員	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国他、ヨーロッパ各国(ウラル山脈以西)
大連駐在員	中華人民共和国及び香港

#### (2) 情報提供の方法

県の駐在員の主要業務の一つに経済情報等の提供があるが、これらについては、県商工部が発行する刊行物（「かながわトレード・ニュース」年 6 回、「中小企業情報かながわ」年 12 回）、県内経済団体が発行する刊行物（「商工神奈川」年 12 回、「しんさんぼう」年 6 回）、及び神奈川新聞（「海外レポート」欄、年 3～4 回）により各企業等へ情報提供を行っている。

#### 4 都道府県における海外事務所等に関する問題点と今後の方向性

##### (1) 都道府県における海外事務所等職員派遣に関する問題点

以上、都道府県における海外情報収集能力の実態を、(1)海外事務所の設置状況、及び(2)職員の派遣、という 2 つの観点からみてきたが、これらを通じ、現状での都道府県の海外情報収集能力等に関する問題点は次のように指摘することができる。

##### ①海外事務所に関する問題点

海外事務所に関する問題点のひとつは、単独で海外事務所を設置している都道府県が圧倒的に少ないという点である。先にみたように、47 都道府県のうち現在単独事務所を設置しているところはわずかに 9 都県にすぎない。そして 2 つめの問題点は、単独で事務所を設置している都県にあってもその設置数が絶対的に少ないということである。設置数の一番多い大阪府で 6 ヶ所、広島 3 ヶ所、東京、兵庫、福岡がそれぞれ 2 ヶ所、神奈川、長

野、山口、鹿児島にいたっては1ヶ所という状況である。

3つめは設置国が偏っているということである。都道府県全体19ヶ所のうち、南北アメリカ5ヶ所、ヨーロッパ2ヶ所、アジア・太平洋が12ヶ所と、アジア・太平洋が多数となっている。

4つめは事務所に派遣されている職員の数が、不十分であるということである。それぞれの事務所では1人～3人という状況であり、現地採用職員を含めても最大で5人(東京; ニューヨーク、神奈川;大連)、半数以上が2人または3人となっている。これでは海外事務所における多量の業務を処理するには、その人数はあまりに少ないと言わざるを得ない。そしてこうした4つの問題点を併せて考えると、現在の海外事務所の脆弱な体制が浮かび上がってくる。

さて以上は単独での海外事務所に関する体制の問題であったが、この他に重要な重要な問題点として、現在の事務所での業務内容を指摘しなくてはならないだろう。すなわち、4つある主な業務のうち、自治体からの使節団等の受入れ及び連絡・調整に多くの時間が割かれており、他の、海外自治体の行財政制度をはじめとした政策情報の収集、特定政策課題に関する調査・研究、及び、産業、地理、文化的状況に関する自らの自治体情報の提供、といった業務内容が充分行われていないという点に関してである。このことは、派遣職員の不足ということも大きな原因として考えられるが、何よりもまず海外事務所にどのような役割を期待しているかという、そこが問題であるというべきであろう。この点は、事務所の体制以上に大きな問題点として認識しなくてはならない。言い方を代えれば、まさにこのことこそが現時点における海外事務所の本質的な問題ということである。

## ② 職員の派遣に関する問題点

海外への職員の派遣についてもいくつかの問題点があるが、それは次のとおりである。

- ア、派遣している自治体の数が少ないこと
- イ、派遣国数及び派遣職員の数が少ないこと
- ウ、JETROへの派遣が相対的に多くなっていること
- エ、派遣職員の研修的側面が強いこと
- オ、派遣先が友好交流先であることが多いこと

このうち、JETROへの派遣が相対的に多くなっていることに関しては、現在の派遣目的から言えば逆に当然のことと言えるが、今日求められている全般的な政策情報の収集といった観点からは、やはり収集情報の偏りとして問題と言うべきであろう。また派遣をするにあたり派遣先が友好交流先であることが多いことについては、一方で友好提携先への派遣ということで話がスムーズに進む、友好交流を更に深めることができる、などのメリットもあるが、もう一方で、2極間での関係でしかなく政策協力を前提に考えた場合必



ずしも友好交流先が最適とは言えず、従って政策情報収集の意味が薄いこと、さらにこうしたことから、派遣職員の研修といった側面が強くなることは問題点としてあげられる。友好交流先との友好を深めること、あるいは国際化に対応した職員の育成はそれ自体たいへん重要なことであるが、今後はこうした要請よりも広く世界へ目を向けた政策交流、政策協力が求められるであろう。そしてそのための職員の派遣、政策情報の収集が必要とされていくであろう。

## (2) 神奈川県における問題点

神奈川県における主な問題点としても、やはり、①海外事務所の数及び事務所の職員数が少ないこと、②JETROへの派遣が多いこと、③単独事務所及びJETROへの派遣の目的が産業・経済の振興となっており、収集情報がこうした関係に偏っていること、等を指摘することができる。すなわち現在本県における海外事務所は大連の事務所のみであり、その他はJETRO（ロンドン、ロサンゼルス、シンガポール）へ3人職員を派遣しているのみである。しかもこれらを海外政策情報の収集、あるいは個別政策課題の調査・研究といった観点からみた場合ははなはだ不十分である。

こうしたことから“情報拠点、活動拠点の整備はこれから”というのが現時点における本県の状況といえることができる。

## 5 今後の方向性

以上が都道府県における海外事務所及び職員の派遣に関する問題点であるが、それではこうした問題点を踏まえ、今後海外情報拠点としての海外事務所等はどうかあるべきなのか。言い換えれば、どのようにすれば都道府県は海外情報収集能力を高めることができるのか。以下このことについて考えてみたい。

まず第一は、海外事務所の数及びそこでの職員数を増やすことである。現在海外事務所はアジア・太平洋に多く設置されているが、今後はヨーロッパ、アメリカを含め広く世界の拠点の場所へ設置することが必要である。そして業務に見合った職員の派遣を行うことが必要である。なおJETROへの派遣はその目的が、産業・経済振興となっているため、JETROへの派遣職員の数を増やすよりは単独での事務所の設置を考えるべきであろう。

第二は、これまでの業務内容のうち今後はさらに、①情報収集・情報提供 ②海外自治体の行財政制度及び個別課題に関する調査・研究機能を強める必要がある。このことがまさに“海外情報拠点”としての所以である。そして特に調査・研究機能の強化については、短期間でレポートの提供が受けられるような対応が求められている。

以上2点は、都道府県全体における今後の方向性であるが、神奈川県に則して言えば次のようなことである。すなわち、商工部が設置している大連事務所に関しては、産業・経済振興といったこれまでの商工サイドの観点からのみでなく扱う分野を拡大しアジアにおける情報拠点として機能させることとし、アジア以外の地域、ヨーロッパ、アメリカなどへは新たに事務所を設置する。またJETROへの派遣は当分の間続けることとし、将来的にはこれを県単独の事務所へと移行させる。この際には当該事務所がそれまでのJETROでの役割を担うものとする。また情報収集の観点からは、単独による海外事務所の設置のみならず、外務省、国連、国際機関、あるいは自治体やNGOなどに関するネットワーク組織等への職員の派遣も今後積極的に行われる必要がある。

いずれにしても、各政策分野で国境を超えた政策交流、政策協力が進み、自治体のグローバルなネットワークが形成されようとする時代にあって海外政策情報、活動拠点としての海外事務所の整備を図ることは、本県をはじめ都道府県という自治体が今後早急に取り組むべきことと言える。

## 6 岐阜県における海外駐在の特色

これまで海外情報拠点のあり方について考えてきたが、言うまでもなく海外事務所等の設置は多くの経費がかかる。また設置場所についても、適切なところを選ぶためにはかなりリサーチが必要である。以下ではこうした観点から、今後新たな事務所の設置が具体的なものとなってきた際のひとつの参考として岐阜県の例を紹介したい。

岐阜県では現在、オランダ、イギリス、アメリカ、香港、フランスへ駐在員を派遣している。そしてその特色は駐在事務所の設置場所（形態）にある。すなわち岐阜県では、民間企業等のビルのワンフロアを借り受けることなどにより事務所を設置しているのである。

それぞれにおける具体的な設置の理由は表のとおりだが、いずれの場合も“情報収集に便利”であることが最大かつ共通の理由となっている。派遣職員1人が収集できる量には限界があるが、企業等の支店を活用することにより、組織としての情報力を活かした多くの情報を日本語で入手することができるのである。

またJETROへの職員派遣と比較した場合、他に次の2点をメリットとしてあげることができる。その1点目は、職員が派遣目的に沿い、独自の活動に力を注ぐことができることである。JETROへの派遣という形では、JETROとしての仕事も抱え込まざるを得ないという状況があり、県の活動のみに専念するのはむずかしい。2点目は、派遣された職員の人事管理という観点である。派遣された職員は、言葉の問題、生活環境の劇的な変化により、精神的に不安定になることがあるが、そうした中であって、日本企業の日本人に囲まれた環境の中にいることができることは、本人、家族の精神衛生上たいへん好

ましいことであり、そうした精神面での安定は職務を遂行するうえで重要な条件といえることができる。

#### 海外駐在の設置場所及びその理由

駐在国	設置場所	設置の理由
オランダ (ハーフトドルプ)	サカタ・シード ・ヨーロッパビル	サカタの種(株)は国内種苗産業の大手であり 情報収集・市場動向の把握に便利である
イギリス (ロンドン)	(株)十六銀行ロンドン 事務所内	岐阜県に本店を有する(株)十六銀行支店は 市場・金融関係の情報収集に便利である
アメリカ (ニューヨーク)	(株)十六銀行ニュー ヨーク事務所内	同 上
アメリカ (ロサンゼルス)	セイノー・アメリ カ(株)内	西濃運輸(株)は運輸業界の大手であり、貿易 ・流通実態を把握するうえで便利である
香 港	大垣共立銀行(株)香 港支店内	岐阜県に本店を有する大垣共立銀行(株)支店 は市場・金融関係の情報収集に便利である
フランス (パリ)	パリ・イギン内	イギン(有)はアパレル産業の大手であり デザイン・ファッションに関する最新情法 の収集に便利である

岐阜県の例はひとつひとつの駐在目的が明確であるため、その目的に沿った設置場所(形態)となっているが、民間企業等の建物を一部利用するという形はメリットの多い例として、都道府県による共同海外事務所の設置等と併せ、本県においても今後積極的に検討していく必要がある。

## 第2章 神奈川県における海外情報の収集 状況及び問題点

### 1 “海外情報の収集、ネットワークに関するヒアリング調査”の実施

- (1) 実施時期                   ・平成5年3月
- (2) ヒアリング先            ・各部局政策担当室・課等   12室課  
    (企画総務室、政策調整室、科学技術政策室(高度技術支援財団、湘南国際村推進室(かながわ学術研究交流財団)、県民総務室、女性政策室(女性センター)、環境政策課、福祉政策課、労政課、産業政策課(かながわサイエンスパーク)都市政策課、国際交流課)
- (3) ヒアリングの内容       ①海外情報の入手方法  
                              ②国際会議の開催状況  
                              ③現在の海外自治体、シンクタンク等とのネットワークの状況  
                              ④今後必要とされる海外自治体、シンクタンク等とのネットワーク  
                              ⑤現在購読している海外情報誌、学術誌等

### 2 神奈川県における海外情報収集状況及びネットワークの状況 ーヒアリング調査の結果ー

#### (1) 海外情報の入手方法

海外情報の入手方法については、まず第1点として、本県政策課等における海外情報の収集は全般的に不十分である、ということである。そして第2点目としては、海外からの直接的な情報収集が充分でないということが言える。しかし不十分ながら各政策課等においては次のような方法により海外情報の収集を行っている。

- ①新聞紙上及び当該情報源からの追跡調査
- ②各部局設置の学識者等による協議会、委員会、研究会等を通じて
- ③関係省庁における行政資料・“海外調査レポート”等
- ④日本語による海外情報誌
- ⑤職員の派遣による海外調査
- ⑥職員個人の人的ネットワーク

上記のうち①新聞紙上からというのが回答のうち最も多いものであったが、②協議会等を通じて、及び、③関係省庁における行政資料・“海外調査レポート、④日本語による海外情報誌、という方法も比較的良好に利用されている。このうち③については、特殊法人

日本労働研究機構が出している月刊「海外労働時報」(70 ページ程度)がアジア、ヨーロッパ各国の労働事情をタイムリーに提供している。

〔「海外労働時報」における提供情報の例〕

“自動車産業の好況とその賃金への影響” (タイ)

“公務員の労使協議会制度の改革案と労組の反応” (マレーシア)

“労災補償制度を巡る諸問題” (アメリカ)

“セクハラ防止法案が国会を通過” (フランス)

また、他室課においては次のものを定期購読している。

- ・ 科学技術政策室 “日経サイエンス”
- ・ 環境政策課 “ワールドウォッチ”
- ・ 産業政策課 “La International”
- ・ 国際交流課 “外交フォーラム” “国際開発ジャーナル”  
“APIC” “内外情勢資料”

なお湘南国際村では、“湘南国際村”及び“湘南クリエイティブ・フォーラム”を構成する数百という民間企業、シンクタンク等から“フェイス to フェイス”で情報収集を行うほか、これらが発行する情報誌などからの収集も行っている。

またこうした中で、産業政策課における、“IBEC”(国際ビジネス交流基盤施設整備整備推進協議会)への委託による韓国、台湾、タイ、マレーシアからの直接の情報収集が特筆される。

また、(財)神奈川高度技術支援財団においては、海外技術情報を登録するデータベース“PATOLIS”(Patent Online Information System)及び“JOIS”(JICST Online Information System)より次のような海外情報の収集を行っている。

#### 〔PATOLIS〕

(財)日本特許情報機構が提供する日本及び世界53ヶ国・3機関の各種特許情報のデータベース。

日本1,800万件、外国1,900万件、計3,700万件(H3,9現在)の情報が蓄積されている。

#### 〔JOIS〕

世界50ヶ国8,500種、国内7,700種の逐次刊行物から、日本科学技術情報センターが、科学技術に関する文献情報、新聞情報、研究課題情報全2,700万件余りを収集、提供している。

⑤職員の派遣による海外調査については、事業実施に当たっての事前調査、調整及び一般的な情報収集等を主な目的として次のような調査が行われている。

- ・ 企画総務室 “海外個別派遣研修” (アメリカ)

- ・女性政策室 “京畿道女性交流団”（韓国）
- ・福祉政策課 “神奈川県民間保育関係者海外研修”（アメリカ）
- ・湘南国際村 “国際村海外プロジェクトネットワークミッション”（アメリカ）
- ・環境政策課 “国際生態学センター設立に関する調査”（タイ・マレーシア）
- ・労政課 “海外労働事情調査”（オランダ、スウェーデン）

## (2) 国際会議の開催状況

国際会議の開催状況(1991年度、92年度)については、海外自治体等との共催による開催という形では行われていない。神奈川県が主催して、あるいは実行委員会のメンバーとして海外からのパネリストを招請することによって会議、シンポジウムを開催するというものには次のようなものがある。

- ・「湘南国際村シンポジウム」 (91年度、湘南国際村推進室)
- ・「アスペン・かながわ・セミナー」 (91年度、湘南国際村推進室)
- ・「国際科学技術政策シンポジウム」 (91年度・92年度、KAST・技術政策室)
- ・「東アジア地域経済人サミット」 (91年度・92年度、産業政策課)
- ・「外国人労働者問題国際シンポジウム」 (91年度、労政課)
- ・「江の島国際会議」 (92年度、かながわ女性センター)

また、後援という形で参加するものには「国際環境自治体会議」(92年度、環境政策課)がある。

## (3) 海外自治体、シンクタンク等とのネットワークの状況

現時点では、海外自治体、シンクタンク、国際的機関等との組織的なネットワークはまだ非常に少ない状況である。(財)高度技術支援財団(KAST)では、“国際アドバイザーボード”(海外の識者7名他)が所属する研究所、大学等とネットワークを図っている。

[国際アドバイザーボードのメンバー(海外)]

- ・フランク・ロビンソン・ハークレー(英、クランフィールド工科大学)
- ・ギュンター・ペッツォー(マックス・プランク金属材料研究所)
- ・金 基衡(韓国科学技術院)
- ・アーサー・コーンバーグ(米、スタンフォード大学)
- ・ジョシュア・レーダー・バーグ(米、ロックフェラー大学)
- ・ピエール・ポール・ラフィット(仏、パリ・エコール・ド・ミーン)

また湘南国際村では、(財)湘南国際村協会、(財)かながわ学術研究交流財団等、湘南国際村事業を支援する団体である“湘南国際村会議”“湘南クリエイティブ・フォーラム”を通じて、これら会員としての学識者、企業、公益民間団体との密接な連携を図っている。

さらに産業政策課においては、“東アジア地域経済人サミット”開催を契機とした、N



- ・かながわ女性センター 「SIGNS」 「EMMA」 「FRONTIERS」 他
- ・神奈川科学技術アカデミー 「Scientific American」 「Science」 「Chemical & Engineering News」

3 神奈川県における海外情報収集状況及びネットワークに関する問題点と今後の対応  
今回行ったヒアリング調査から、現時点での各政策課等における海外情報収集状況及びネットワークに関する問題点としては次の点を指摘することができる。

#### (1) 海外情報の入手方法に関して

このことについては、先に指摘したように、まず本県政策課等における海外情報の収集が全般的に不十分である、ということが最大の問題点であると言える。そしてヒアリングからはこのような状況に対する原因として、①政策課とは言いながら、日常業務が多忙であり政策形成に必要な情報収集等に充てる時間がない ②プラン等を策定する際国内の他都道府県の状況は調査するが、海外の状況までは目が向いていない ③また消極的にはあるが国内状況の把握のみで事足りると考えている、といったことが出された。なおこうした状況はひとり政策担当者ばかりでなく、政策室課の職員全体の状況であるようである。

そして2つ目の問題点としての、海外からの直接的な情報収集が充分でない、ということに関しては、①海外の情報は英語をはじめとした外国語であり、入手したとしても読みこなせない、使いこなせない ②どこにどのような情報があつて、どのように入手すればよいのかわからない といったことが原因となっている。

このようなことから現在は、新聞紙上、関係省庁等からの“海外レポート”あるいは日本語による海外情報誌といった日本語のメディアにより細々と情報収集を行っているという状況にある。そしてさらにこうした情報源からの情報は情報を提供する側の課題意識によっており、必ずしも受け手に取って最も必要な情報が提供されるとは言えず、今後何らかの独自の情報源を設けることの重要性が感じられる。一方、近年職員を派遣することによる海外調査が増えているが、一部の目的的な派遣を除くと職員の研修的な側面が強い派遣が多く、また海外で直接入手した資料も外国語で作成されていることなどから有効活用がなされないまま、という状況も多い。

こうしたことに対応するために、今後は少なくとも英文での資料は使いこなせる能力を持った職員の採用・配置が望まれる。またその上で海外情報を積極的に収集していくことが求められる。

#### (2) 国際会議の開催に関して

国際会議の開催は海外情報の収集及び人的ネットワークを形成するうえで有効な手段で



あるばかりでなく、国境を超えた政策協力を行っていくうえでメリットの多い手法である。しかし現時点ではこうした国際会議はあまり開催されておらず、また“国際会議”とは言いながら、海外自治体等との共催といった本来の意味ではほとんど行われていない状況であり、大部分はパネリストに海外の学識者を招いている程度のもとなっている。そして最も問題なのは、国際会議の開催が一過性の会議に終始し、開催自体が目的となっていて、明確なビジョンの上に立ったものにはなっていないということである。

国際化の進展といった社会背景を元に、今後も一層国際会議の増加が予想されるが、何故国際会議なのか、会議の成果をその後はどうつないでいくのか、という視点を持つ必要がある。

### (3) 海外自治体等とのネットワークに関して

現時点では、海外自治体、シンクタンク、国際的機関等とのネットワークはまだ非常に少ない状況である。そしてどこにどのようなネットワーク組織、あるいは団体があるのかについての把握もほとんどなされていない。こうした点については、まず何よりも、ネットワークの必要性について充分認識していないこと、及びそれ以前に、海外情報の収集とも共通する理由として、国境を超えた自治体間での政策協力に関し問題意識のないことが原因していると思われる。またこうした状況から、ほとんどの政策課が今後のネットワークについても見通しを持っていない。

本来ネットワークの構築は、その意味から各政策分野ごとに行われることが必要であり、こうした観点からは各政策課がそのための情報収集を行うこととなるが、現時点では、どこか一括してこうした必要性に対し応えていくような取り組みを担い、各政策課等に情報提供していくことが求められていると言えよう。

### (5) 現在購読している海外情報誌、学術誌等に関して

海外からの定期的でダイレクトな情報誌の購読に関しては、予想していたよりも少ない状況であった。また、どのような情報誌があるのかということについてもリサーチしていないところが多かった。これらはやはり海外情報の必要性を認識していないことが起因していると思われる。海外資料は英語等外国語であるため、読みこなすのが困難な面はあるが、関係雑誌名の把握程度は最低必要と思われる。

以上が本県における海外情報収集、ネットワークの現状についての問題点ということができるが、何といても大きな問題点は、職員の海外自治体との政策交流、政策協力に関する関心の低さであった。そして、国際化や国際的な情報の収集は渉外部の仕事、といった意識も大きな問題と思われた。この2点と各政策課等における海外情報の収集が充分行

われていないこと、ネットワークが無いこととは相互に密接な関連があるのである。

今後海外自治体との間で積極的な政策協力を行っていくにあたっては、国内の自治体の状況にのみ向いている職員の意識を改めさせると同時に、語学力、政策力ともに国際化に対応した職員を養成していくことが重要である。

## 自治体間政策協力の推進と、神奈川から世界に向けた「政策提言」の発進

現在自治体においては、“湖沼環境の保全”“火山災害の防止”“歴史都市の役割”といったような、自治体毎の独自課題による国境を超えた様々な交流、協力が行われている。そしてこうした個別課題毎の政策協力は、都市型社会の成熟とともに今後ますます活発化し、政策協力の対象となる課題もそれぞれの自治体にとって固有のものから、福祉、労働、教育、まちづくりといった共通的で行政全般にわたる課題へと移行していくと思われる。またこれに伴い、協力していく相手方はその「政策課題」ごとに異なってくる。

すなわち、これまでのようにまず初めに相手方を決め、交流から協力への流れの中でその相手方と何が協力できるかを模索するという方法には限界があるのであり、協力する政策課題に沿って相互にメリットのある相手と関係を結んでいくことが必要とされているのである。

神奈川県は「交流から協力へ」をキーワードとした「国際政策推進プラン」を策定し自治体からの“国際政策”を推進しているが、今後は積極的に政策協力をを行い、世界へ向けた「政策提言」を発進していくことが求められている。

### 提言1 「日、米、欧三極政策協力」の実施

神奈川県が現在友好提携により経済交流、文化交流を行っているメリーランド州（米）及びバーデンブルク州（独）は、それぞれアメリカ、ヨーロッパという現在の世界を牽引していく役割を担う地域にあって、国と異なったアクター及び自治体政府として相当の役割を担っている。またさらにメリーランド州、バーデンブルク州両州は、人口及び経済力、技術力など様々な点において、ひとつの国家レベルの大きな能力を有している。

神奈川県はこれまで、両州とバイラテラルな関係に立った政策交流を行ってきたが、今後はこうした実績を踏まえ、より一層密接な連携を図り様々な政策分野においてさらに実質的な協力関係を築いていくことが求められている。こうした世界規模でのトライアングルな協力関係の形成と、それによる政策協力は、三極以外の自治体と日本をはじめとした

世界の国々に対しても少なからぬ影響を及ぼすこととなろう。そしてこれら自治体にあつては、持てる力を併せることによって世界に向け情報発進していくことが求められているのである。

### 提言 2 「エイズ問題自治体国際協議会」及び「外国人問題自治体国際協議会」の設立

今日“エイズ”は人類全てに関わる、生命をも脅かす深刻な問題として、その一刻も早い解決が求められている。現在都道府県は厚生省とともに鋭意取り組んでいるが、今後は国からの指示を待つことなく、市民生活に近いところに位置する自治体政府としてより積極的な対応を図っていくことが必要である。

そして神奈川県においては、海外自治体に広く呼び掛けグローバルな参加と協力を得るとともに早急に「エイズ問題自治体国際協議会」を設立し、国際会議の開催などによりエイズ問題の解決を世界へアピールすると同時に、市民を巻き込みながら取組を進めていくことが求められているのである。

また外国人問題に関しても、現在、人、物、金、情報などが国境を超えて行き交う中で日本のみならず世界中の地域で様々な国の外国人が増えてきている。そしてこうした外国人の増加に関しては、保健、医療、福祉、住宅、参政権など多くの問題が共通して発生してきており、問題の解決はエイズ問題と同様すでに一自治体だけの取り組みでは解決が困難な状況となっている。しかもやはりエイズ問題と同じように外国人問題もその解決は緊急を要している。

そこで神奈川県においては今後「外国人問題自治体国際協議会」を設置し、国及び国際機関などと密接な連携を図る中で率先した取り組みを進めていくことが求められている。

### 提言 3 「ヨーロッパにおける4つのエンジン」へのオブザーバー参加

“4つのエンジン”は、先進自治体間の政策協力の好例である。結成以来これまで、経済振興、技術開発、大学間交流、テレコミュニケーションなどの分野で、実質的で具体的な成果を収めてきた。そして現在はカナダのオンタリオ州もオブザーバー参加しその取組はますます活発なものとなってきている。

今後本県においては、産業政策、都市計画、住宅、教育等といった政策課題ごとに最も適した相手方と様々な形態で国境を超えた協力関係を結んでいくこととなるが、“4つの

エンジン” へもオブザーバーとして参加し、ゆるやかな関係を組む中で、政策協力に関する豊富なノウハウを学とともに、経済振興、技術開発など可能な分野において政策協力を進めていくこと、あるいは人材と情報のネットワークの拡大を図っていくことが求められている。

“4つのエンジン” は今後、目的的かつ相互に実質的な成果を得られる自治体をそのネットワークの中に取り込むことによってさらに発展していくことが予想される。

## 国際的連合組織への加盟と地球規模での課題に関する国際協力の推進

今日様々な分野におけるボーダレス化が進展する中で、地球環境問題、人権問題、外国人問題、エイズといった地球規模での行政課題が増加してきている。そしてこれらの問題については、従来のように国のみの取組では解決が困難となっている。すなわち、国と自治体政府、国連・国際機構、NGOなどがそれぞれの立場から取り組むことによりはじめて解決が図られるのである。そして現在は、世界の自治体と政策協力を行う中で国等に対し「自治体の共通政策」を打ち出していくことが、このような地球規模での行政課題を解決するうえで大きな力となっているのである。

以上の理由により、今後は地球規模での問題解決を目指した自治体の国際的連合組織に加盟し、グローバルなネットワークの中で国際協力推進の一翼を担っていくことが求められている。そして豊かな経済力と豊富な人材、ノウハウを有する自治体にあっては、さらに積極的に“貢献”していくことが求められているのである。

また今後は自治体と国、自治体とNGOといった異なるアクター相互の連携もさらに重要となってくるものと思われる。

### 提言4 「国際環境自治体連合」(ICLEI)への加盟

地球的規模での課題で今最も深刻な問題の1つが環境問題である。そして「国際環境自治体連合」(ICLEI)は1990年9月、この環境問題を自治体から解決すべく世界的ネットワーク組織として設立された。以降加盟自治体は急激に悪化する問題状況を背景に急激に増加しているが、現在日本における加盟は、山梨県及び北九州市のみである。

現在神奈川県は環境政策に関し先進的な取り組みを行っているが、今後は県単独でのしそくにますます力を入れると同時に「国際環境自治体連合」に加盟し、こうした国際舞台で例えば自治体政府として国を先導していくような「共通基準」の設定などに対し牽引役を果たすなど、先進的自治体としての役割を担っていく必要がある。そしてさらに、現在同連合がその設置先を検討している“アジア・太平洋事務局”についても積極的に引き受

け、アジア・太平洋地域においてリーダーシップをとっていくことが求められている。

#### 提言5 「国際自治体連合」(IULA)への加盟

自治体の国際的な連合組織としては最も早い時期に創設された「国際自治体連合」(IULA)は、同時に自治体の最も大規模な連合組織として、自治権の保障と世界の自治体間のネットワークの推進のため大きな役割を担ってきたが、近年は「国際環境自治体連合」(ICLEI)設立の母体となるなど、その活動はますます活発となってきている。しかし現在、同自治体連合に対し日本の自治体からの加盟はなく、(財)自治体国際化協会、東京市政調査会など6つが準会員となっているのみである。

今後本県においては同自治体連合に加盟し、世界の自治体と広く政策交流を行うとともに、自治体連合が現在積極的に進めている南北問題の解決や第三世界に対する開発協力に関しても協力を行っていく必要がある。

なお「国際自治体連合」への加盟は、各国自治体の政策情報等の収集といった観点からも有益であることから、自治総合研究センターとしての準会員としての加盟も考えられる。(この場合は年会費が正式加盟と比較し格段に安い)

## 海外情報収集のための拠点整備と情報ネットワークの構築

これまで自治体では政策情報の多くを国からくる情報に拠っていた。しかし、国経由の情報は、国レベルでの情報に偏りがちであり、自治体にとっては必ずしも必要な情報が迅速に届いていないことなど問題も多い。一方、今後自治体が海外自治体との間で政策協力を行っていく際には、どこの自治体がどんな政策を行っているのか、どこの自治体と協力関係を進めていくことが最も適切か、といった情報や、世界の動向についての把握が不可欠である。しかし「海外情報の収集、ネットワークに関する調べ」からも明らかなように、現在神奈川県においては海外情報の収集は不十分と言わざるを得ない。

そこで今後は神奈川が必要とする海外政策情報をダイレクトに収集し、同時に神奈川からの情報を世界に向けて発進するような“情報拠点”“活動拠点”としての海外事務所の整備を早急に図る必要がある。そして各部局政策課等においては、こうした情報拠点と連携を蜜にし、併せて海外シンクタンク、大学等とも広く情報ネットワークの構築を図っていく必要がある。

### 提言 6 各部局政策室課における”海外政策情報班”の設置

改めて述べるまでもなく、国際政策は単に国際交流課においてのみ進められるものではない。国際政策は各部局各室課における個々の事業を通して取り組まれるものであり、神奈川県全体が国際化の視点を持ってそれぞれの政策形成に携わることにより具体化されるものである。このような認識の元に今後は、まず各部局政策課がそれぞれの課内に“海外政策情報班”を設置し、担当者を置く中で先進自治体における政策情報等の収集を行っていく必要がある。そしてグローバルな観点から政策形成に臨むことが求められている。

### 提言 7 自総研における海外情報収集・提供の推進

自治総合研究センターでは、「政策研究推進指針」を策定（平成5年1月）し、政策情



報収集・提供機能の強化や研究機関、大学とのネットワークの促進、あるいはこうした機関とのネットワークを通じた多様な人材との連携など、政策研究拠点としての整備に努めているが、現状では海外情報の収集・提供及び海外研究機関等とのネットワークはまだ充分とは言えない。

今後は各部局政策課の要請に応え、積極的に情報提供を行っていくため、季刊「海外政策情報」を毎月発行するなど一層充実させる必要がある。また、次のような海外シンクタンクや海外自治体の連合組織等とのネットワークを構築していく必要がある。

[海外シンクタンクの例]

- ・ “ブルッキングス研究所”
- ・ “ヨーロッパ政策研究センター”
- ・ “ストックホルム国際平和研究所”

[海外自治体連合組織等の例]

- ・ “Institute of Public Administration”
- ・ “London Reseach Centre” (ロンドン・リサーチ・センター)
- ・ “Deutscher Stadtetag” (ドイツ都市会議)

## 提言8 「ブリュッセル海外事務所」の設置

現在神奈川県では、ロンドン、ロスアンゼルス、シンガポール、大連に海外事務所を設置しているが、企業誘致をはじめとした経済振興など商工サイドの目的から設置されたものであり、これまで述べてきたような、各部局が必要とする海外情報の拠点施設として機能しているわけではない。そこで今後は、県独自の海外事務所の整備を早急に行う必要がある。新たな海外事務所には次のような機能が求められる。

- ①産業、福祉、環境、教育等に関する海外自治体の最新政策情報の収集、及びこれら情報の日本語による迅速な提供
- ②各室課からの特定課題(例えば「欧州における外国人参政権」など)に対する日本語によるレポートの作成
- ③職員の海外調査にあたって、訪問先及び調査機関等の紹介、アポイントの取りつけ、通訳者の紹介
- ④海外情報全般にかかる職員からの相談に関する対応
- ⑤県政全般にかかる神奈川情報の発進

なお上記のうち①、②は特に重要であり、また各部政策課を対象としたヒアリング結果からも明らかのように、今後最も需要が大きくなっていく内容であると思われる。このよ

うな機能の重視から言えば、これから設置される海外事務所は、“神奈川と世界を結ぶ情報のパイプ”であると同時に、「ヨーロッパ（アジア）自治研究所」あるいは「アジア（ヨーロッパ）自治体政策研究所」ともいうべきものである。

こうした海外事務所は今後アジア、アメリカ、ヨーロッパ等各大陸ごとに数多く設置されることが望ましい。しかしいま、その速やかな開設が最も求められているのは、EC本部がありドイツ、イギリス、フランスに接し、今日のヨーロッパの中心であるベルギーのブリュッセルにおいてである。現在ブリュッセルにはEC域内の自治体及びカナダ、アメリカなど66の自治体が集積しており、ブリュッセルに事務所を設置した場合には、一挙にこれら自治体からの情報収集及びコンタクトが可能となる。

なお事務所の形態としては、現地ビルの使用のほか、岐阜県の例にもあったように、海外に支店、事務所を有する日本企業の一部を借り受けるような形式や自治体間での共同設置など様々な方法での検討が必要である。日本企業の借り受けという形態は、関連情報のみならず幅広い情報へのアクセスが可能となるだけでなく、職員の精神面での安定の面等からも優れているものと思われる。

またスタッフの数は、業務量から考えて最低5人は必要とされる。そしてスタッフは県職員のみならず、様々なネットワークを有する現地大学、シンクタンクの研究者などを積極的に採用する必要がある。

## 国連及び国際機関への職員の派遣と人的ネットワークの形成

国際化の一層の進展により、自治体政府における国際政策は今後ますますその領域を広げ、それに伴い自治体政府には、自治体のみならず様々なアクターとの連携がますます必要とされてくる。なかでもこれまで見てきたように国連諸機関との関係は今後さらに重要になってくるものと思われ、また、海外自治体との関係も政策協力を軸としてさらに拡大していくものと思われる。そしてこうした時代に対応するためには、これらとの間における人と情報のネットワークが重要であり、併せて国際舞台で通用するような人材の育成と、国際化を切り拓き将来像を描くことができるような人材の養成が必要である。

神奈川県では、これまで国際機関への職員の派遣として名古屋にある国連開発センターへの派遣を行っており、一方で同開発センターの事業実施に際し協力を行うとともに、一方で国際会議開催にあたってノウハウを学ぶなど、双方で一定の成果を収めてきているが、これへの職員の派遣は始まったばかりであり、また派遣職員数が少ないことも相まって国連をはじめとした他の国際機関とのネットワークはまだ充分とは言えない状況となっている。

そこでこれからは、国連をはじめとした国際機関へ積極的に職員を派遣し人的ネットワークの拡大を図るとともに、海外体験などを通じた“国際人”の育成を行うことが必要である。人が情報を伝え、人のネットワークが情報のネットワークを築き、そして自治体のグローバルネットワークへとつながっていく。現在はまさに人と情報の大ネットワーク時代なのである。

### 提言 9 国連及び国際機関への職員の派遣

国連及び国際機関への職員の派遣としては当面次のところが考えられる。

(1) 国際連合諸機関

①国連環境計画 ②国連開発計画 ③国連難民高等弁務官事務所 ④国際連合大学

(2) 経済協力開発機構 (OECD)

(3) EC本部

提言 10 (財)自治体国際化協会が設置する海外共同事務所への派遣

神奈川県海外情報拠点及び活動拠点としての海外事務所は、今後早急に整備されることが必要であるが、人と情報のネットワーク及び人材育成の観点からは、(財)自治体国際化協会が設置する海外共同事務所(ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール)への職員の派遣も今後積極的に検討される必要がある。

同国際化協会においては、今後上記4ヶ所の他にさらに海外共同事務所を増設していくこととしている。

## 海外シンクタンク概要

名 称	設立年度、研究者数等	研 究 内 容	報 告 書
アメリカン・エンタープライズ 公共政策問題研究所 American Enterprise Institute (AEI)	1943年設立 総数75名 (内研究者40名)	政治 ・安全保障、防衛問題 ・国内政治 ・国際関係 経済 ・マクロ経済 グローバルな諸問題 ・環境、都市、犯罪	「スペインとポルトガルにおける民主主義への意向」 「対外援助と米国の目的」 「警察官と適正：警察活動の倫理」 その他多数
ブルッキングス研究所 The Brookings Institution (Brookings)	1916年設立 総数220名 (内研究者62名)	政治 ・国際関係 ・安全保障、防衛問題 ・国内政治 経済 ・国際経済 ・マクロ経済 ・産業、経営 グローバルな諸問題 ・開発問題 ・人口、食料、農業 ・環境、都市、犯罪 ・社会福祉、保険医療 ・科学技術政策 ・教育 ・法律、人権、宗教	「米国外交政策の建て直し」 「兵器調達における企業間競争」 「外交政策における大統領と議会の均衡」 「日本の不正貿易」 「米国の生活水準：脅威と課題」 「政府の政策と自動車産業」 「道路建設：新高速道路と投資政策」 「米国社会の高齢化と社会保障」 「通信システムにおける技術革新・国際競争・規制」 「民主主義は高くつく？：政治と市場と米国の学校」 その他多数
フーバー研究所 The Hoover Institution (Hoover)	1919年設立 総数250名 (内研究100名)	政治 ・国際関係 ・安全保障、防衛問題 ・国内政治 経済 ・マクロ経済 ・産業、経営 グローバルな諸問題 ・法律、人権、宗教	「信頼の問題：米ソ関係の起源」 「国土か平和か：イスラエルの選択」 「米国の将来を考えて：1990年代の米国」 「社会主義における市場と計画：籠の中の鳥」 「国民の選択と規制：連邦通商委員会からの視点」 「自由の選択」
国際経済研究所 Institute for International Economic (IIE)	1981年設立 総数約50名 (内研究者約20名)	経済 ・国際経済	「欧州、ドルと1992年」 「米国における外国からの直接投資」 その他多数
戦略国際問題研究センター Center for Strategic and International Studies (CSIS)	1967年設立 1987年ジョージタウン 大学より独立	政治 ・国際関係 ・安全保障、防衛問題 ・国内政治 経済 ・国際経済 ・マクロ経済 ・産業、経営 グローバルな諸問題 ・科学技術政策 ・開発問題 ・エネルギー、資源 ・法律、人権、宗教 ・環境、都市、犯罪	「米国の利益と目的：米国外交政策の道理」 「1990年代の防衛経済」 「南アフリカ共和国：過度期の目指すところ」 「海外直接投資：日米関係」 「メキシコの労働組合組織：力と政治と支援団体」 「民間宇宙計画の拡充」 「サブ・サハラ・アフリカへの米国の援助：課題・制約・援助」 「2000年までのエネルギー安全保障」 「チェコスロバキア：チャーター77の10年間の抵抗」 その他多数
外交問題評議会 Council on Foreign Relations (CFR)	1921年設立 総数約130名 (内研究者約30名)	政治 ・国際関係 ・安全保障、防衛問題 ・国内政治 経済 ・国際経済 ・マクロ経済 ・産業、経営 グローバルな諸問題 ・開発問題 ・科学技術政策	「欧州・米国・南アフリカ」 「次のステップ：1990年代の軍備管理の課題」 「トルコ：米国の忘れられた同盟国」 「富める時も貧する時も：新しい日米関係」 「民営化の約束：米国外交政策の課題」 「いかにアフリカは生き残れるか？」 その他多数
ヨーロッパ政策研究センター Center for European Policy Studies (CEPS)-Brussels	1982年設立 (内研究者45名前後)	政治 ・国際関係 ・安全保障、防衛問題 経済 ・国際経済 ・マクロ経済	「1992年以降：欧州と西側同盟諸国」 「欧州における米国核抑止力の将来：諸問題と展望」 「欧州共同体とウルグアイ・ラウンド」 「失業との戦い」
ストックホルム国際平和研究所 Stockholm International Peace Reserch Institute-Stockholm (SIPRI)	1966年設立 総数50名 (内研究者半数、13か国から) 理事経営陣とも多国籍	政治 ・安全保障、防衛問題	「兵器移転制限と第三世界の安全保障」 「文化的基準、戦争、環境」 その他多数

## 主な参考文献

[単行本]

- ・「世界情勢の読み方」C・W・ワインバーガー著、各間 隆 編訳、1992年、(株)ぎょうせい
- ・「新しい世界秩序と日本—新情勢のパワーポリティクス—」長谷川 慶太郎、1990年(株)講談社
- ・「国際政治と日本」武者小路 公秀、1967年、東京大学出版会
- ・「国際化時代と日本人—異なるシステムへの対応—」栗本 一男、1985年、日本放送出版協会
- ・「国際化時代の行政」今村 都南雄 他、日本行政学会編、1990年、(株)ぎょうせい
- ・「国際化日本の壁」卓 南生 著、田中 宏 訳、1990年、東洋経済新報社
- ・「国際摩擦—大国日本の世渡り学—」高坂 正堯、1987年、東洋経済新報社
- ・「世界は変わる—国際報道の現場から—」古森 義久、1991年、文藝春秋
- ・「新・国際比較ニッポンを診る」宮崎 三四郎 他、世界の中の日本を考える会 編、中央法規出版(株)
- ・「日本の国際化—ライシャワー博士との対話—」E・Oライシャワー他、1989年、文藝春秋
- ・「日本の国際化を考える」矢野 ●、1988年、日刊工業新聞社
- ・「国際感覚と日本人」金山 宣夫、1990年、日本放送出版協会
- ・「地球時代の日本人」梅棹 忠夫、1974年、中央公論社
- ・「地球時代の国際政治」坂本 義和、1990年、(株)岩波書店
- ・「地球民主主義の条件—下からの民主化をめざして—」坂本 義和、大串 和雄 編著、1991年、同文館(株)
- ・「多元的共生と国際ネットワーク」臼井 久和 他、1991年、(株)有信堂高文社
- ・「日本のヴィジョン」田中 直毅、1990年、(株)講談社
- ・「日本の選択」日本経済新聞社編、1991年、日本経済新聞社
- ・「日本の選択—「ニューグローバリズム」への貢献と「新・産業文化国家」の選択—」通商産業省大臣官房編、1988年、(財)通商産業調査会
- ・「自治体の国際政策」松下 圭一 編著、1988年、学陽書房
- ・「自治体の国際化政策と地域活性化」伊藤 善市 他、(財)地方自治協会、1988年、学陽書房
- ・「地域からの国際化—国家関係論を超えて—」チャドウィック・F・アルジャー著、吉田 新一郎 訳、1987年、(株)日本評論社

- ・「自治体の国際交流―ひらかれた地方をめざして―」長洲 一二・坂本 義和 編著、1983年、学陽書房
- ・「自治体の新しい国際政策」手塚 和彰 他、石田 雄 監修、1991年、(株)ぎょうせい
- ・「政策形成思考と政治」松下 圭一、1991年、東京大学出版会
- ・「民際外交の挑戦」鈴木 有司 著、民際外交10年史企画編集委員会編、1990年、(株)日本評論社
- ・「核時代の国際政治」坂本 義和 著、1982年、(株)岩波書店
- ・「ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ」宮島 喬、1992年、(財)東京大学出版会
- ・「ソーシャルヨーロッパの建設―EC社会政策―」恒川 謙司、1992年、日本労働研究機構
- ・「ヨーロッパ的発想とは何か―統合ECを支える多元製と普遍主義―」竹内 佐和子、1992年、PHP研究所
- ・「ヨーロッパ市民権の誕生―マーストリヒトからの出発―」安江 則子、1992年、丸善(株)
- ・「現代ドイツ地方自治の潮流」廣田 全男、1992年、(財)東京市制調査会
- ・「国際交流ガイドブック」地方自治政策研究会(自治大臣官房企画室内)編、1988年、(株)ぎょうせい
- ・「国際交流を考える―地方の時代シンポジウム―」北海道編、1998年、(株)ぎょうせい  
「地方の時代シンポジウム」兵庫県外務課、1986年、兵庫県外務課
- ・「市民の海外協力白書」(経済評論増刊)市民の海外協力を考える会編、1985年、日本評論社
- ・「国際技術協力の道」伊能 忠敏、1989年、日本放送出版協会
- ・「国際協力の新しい風―パワフルじいさん奮戦記―」中田 正一、1990年、(株)岩波書店
- ・「市民と援助―いま何ができるか―」松井 やより、1990年、(株)岩波書店
- ・「ODA援助の現実」鷲見 一夫、1989年、(株)岩波書店
- ・「アジアの草の根ネットワーク」内田 和夫 他、アジア市民フォーラム編、1990年、学陽書房
- ・「国連とNGO」福田 菊、1988年、(株)三省堂
- ・「市民・NGO運動と平和」初瀬 龍平 他、日本平和学会編、1989年、早稲田大学出版部

[研究会報告・調査報告書]

- ・「グローバル時代の地方自治体」(「地方自治体と国際協力のあり方」に関する研究会報告)江口 雄次郎 他、国際協力事業団国際協力総合研修所編、1991年、(株)国際

## 協力出版協会

- 「自治体の国際化政策が地域活性化に果たす役割」NIRA助成研究、伊藤 善市 他、(財)地方自治協会
- 「国際化社会における地方行政手法のあり方に関する調査研究－施策事例と基本モデル－」(財)日本船舶振興会助成研究、伊藤 滋 他、1989年、(財)地方自治協会
- 「指定都市及び地方中核都市における国際交流事業業に関する調査」川崎市
- 「地方の国際化の現状と問題点」外務省補助研究、1988年、(財)国際協力推進協会
- 「海外姉妹都市制度の現状と展望に関する調査」1987年、(社)日本経営協会



## 調査研究にあたり助言いただいた方々・機関

### 〔個人〕

- ・ 廣田 全男 (財)東京市制調査会研究員
- ・ 吉田 新一郎 国際理解教育資料・情報センター所長
- ・ 内田 和夫 地方自治総合研究所研究員
- ・ 鈴木 佑司 法政大学法学部教授
- ・ 竹内 謙 朝日新聞編集委員
- ・ 柏木 宏 日本太平洋資料ネットワーク理事

### 〔機関〕

- ・ 神奈川県国際交流協会
- ・ 日本国際ボランティアセンター (JVC)
- ・ NGO活動推進センター (JANIC)
- ・ 国際協力事業団 (JICA)
- ・ (財)自治体国際化協会 (CLAIR)
- ・ (財)国際協力推進協会 (APIC)
- ・ (財)国際開発センター (IDCJ)
- ・ (財)オイスカ産業開発事業協力団 (OISCA)